

教育勅語の教材使用問題に関する
研究報告書（案）
資料編

案につき転載・引用厳禁

2017年9月

一般社団法人日本教育学会
教育勅語問題ワーキンググループ

はしがき

本資料編では、今回問題となった「教育勅語の教材使用問題」に関する基本資料を掲載した。

まず第一部では「教育勅語関係基本資料」として、「教育勅語本文」およびその「通釈」を掲載した。「通釈」については、多様な「衍義書」が刊行されているが、本編では1940年の文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会」が取りまとめたものを掲載した。これは国定第5期の国民学校初等科修身の教師用教科書などに反映されているものである。参考として掲載したものは、学問的吟味を経たものではないがしばしば言及されるものであるので掲載した。

1948年の国会決議に関しては、会議録の冒頭に議案として掲載されているものを掲載した。当時の資料に関しては、転写を繰り返すことで句読点、送り仮名など資料により異なることが多い。資料編に掲載するにあたっては可能な限り原典で確認を行った。

終戦直後の文部省通牒については原資料を確認できなかったため『終戦教育事務処理提要』から引用した。同書では、1946年通知の「備考」として「昭和二十三年六月二十五日発秘七号（後出）によつて取扱が変わった。」と記されていることが注目される。

第二部では今回の問題に関わる国会議員による「質問主意書」およびそれに対する政府の「答弁書」、国会での主な質疑、記者会見記録、学会等の声明及び主な社説を掲載した。

国会での政府答弁は同じ内容の繰り返しが多いが、典型的なものはそのまま引用した。官房長官の記者会見記録は公式なテキスト版がないので動画から書き起こしを行った。

第二部の資料は一部を除き、それぞれのウェブサイトからデータを収集した。最終アクセス日は2017年9月4日から9日である。ただし、新聞の社説についてはその都度アクセスしているので現在はアクセスできない場合がある。

（文責・大橋基博）

*お願い

最終報告書までにはさらに資料の校訂および追加を行う予定である。

「学会・団体・研究会等の声明等」はインターネット上でできる限り確認作業を行ったが、民間団体等ではウェブサイトを持っていないところ、持っていて更新が行われていないところもある。これ以外にも多くの声明が出されていると考えられる。もし本編掲載以外の声明等をご存じの場合は、教育学会事務局までお知らせいただきたい。

また、掲載された資料に誤記等がある場合もお知らせいただきたい。

*掲載資料の引用・転載について

本資料編掲載の資料はすべて公開されているものであるが、報告書としてはまだ案であるため、本資料編案をそのまま転載することおよび本資料編案からの引用として掲載資料

を使用することをご遠慮頂きたい。追って確定版を公表予定である。

日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ

中嶋哲彦（座長・名古屋大学）

乾彰夫（副座長・首都大学東京名誉教授）

大橋基博（名古屋造形大学）

小野雅章（日本大学）

折出健二（人間環境大学）

澤田稔（上智大学）

寺崎里水（法政大学）

村田晶子（早稲田大学）

【資料編 目次】

I 教育勅語関係基本資料

1. 教育勅語本文	-----	1 頁
2. 教育勅語全文通釈		
(1) 聖訓ノ述義ニ関スル協議会 「教育に関する勅語の全文通釈」	---	2 頁
(2) 参考		
①明治神宮 HP に掲載されている口語訳	-----	2 頁
②高橋源一郎による「現代語全訳」	-----	3 頁
3. 国会決議		
(1) 衆議院決議 (1948 年 6 月 19 日)	-----	4 頁
(2) 参議院決議 (1948 年 6 月 19 日)	-----	4 頁
(3) 国会決議に関する国会会議録		
①参議院本会議 (1948 年 6 月 19 日)	-----	5 頁
②衆議院本会議 (1948 年 6 月 19 日)	-----	8 頁
4. 終戦直後の文部省通牒		
(1) 勅語及詔書の取扱について (1946 年 10 月 8 日)	-----	1 2 頁
(2) 教育勅語等の取扱について (1948 年 6 月 25 日)	-----	1 2 頁

II 教育勅語の教材使用容認に関わる資料

1. 第 193 回国会 教育勅語等に関する質問答弁	-----	1 3 頁
2. 第 193 回国会 教育勅語等に関する質疑経過	-----	3 6 頁
3. 記者会見記録		
(1) 菅 義偉内閣官房長官 記者会見	-----	4 6 頁
(2) 松野博文文部科学大臣 記者会見	-----	4 9 頁
4. 学会・団体・研究会等の声明等	-----	5 5 頁
5. 教育勅語教材使用に関係する主な社説	-----	9 6 頁

I 教育勅語関係基本資料

1. 教育勅語本文

文部省訓令第八号

○文部省訓令第八号 北海道庁 府県

今般教育ニ関シ

勅語ヲ下タシタマヒタルニ付其謄本ヲ頒チ本大臣ノ訓示ヲ発ス管内公私立学校ヘ各一通ヲ交付シ能ク
聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ

明治二十三年十月三十一日 文部大臣芳川顕正

○文部省訓令

今般教育ニ関シ

勅語ヲ下タシタマヒタルニ付其謄本及本大臣ノ訓示各一通ヲ交付ス能ク
聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ

明治二十三年十月三十一日 文部大臣芳川顕正

別紙

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆
心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母
ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ
啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中
外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御 名 御 璽

(『法令全書』)

2. 教育勅語全文通釈

(1) 聖訓ノ述義ニ関スル協議会 「教育に関する勅語の全文通釈」

朕がおもふに、我が御祖先の方々が国をお肇めになつたことは極めて広遠であり、徳をお立てになつたことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、國中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これは我が国柄の精髓であつて、教育の基づくところもまた実にこゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦み合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだつて氣随氣儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、学問を修め業務を習つて知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大義に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ。かくして神勅のまに々々天地と共に窮りなき宝祚（あまつひつぎ）の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先ののこした美風をはつきりあらはすことになる。

こゝに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがひ守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守つて、皆この道を体得実践することを切に望む

（出典 文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」1940年2月、佐藤秀夫編『続・現代史資料9 御真影と教育勅語2』から引用）

(2) 参考

①明治神宮 HP に掲載されている口語訳。

【教育勅語の口語文訳】

私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになつたものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。

～国民道徳協会訳文による～

(<http://www.meijijingu.or.jp/about/3-4.html>)

②高橋源一郎による「現代語全訳」

『はい、天皇です。よろしく。ぼくがふだん考えていることをいまから言うのでしっかり聞いてください。もともとこの国は、ぼくたち天皇家の祖先が作ったものなんです。知ってました？とにかく、ぼくたちの祖先は代々、みんな実に立派で素晴らしい徳の持ち主ばかりでしたね。君たち国民は、いま、そのパーフェクトに素晴らしいぼくたち天皇家の臣下であるわけです。

そのところを忘れてはいけませんよ。その上で言いますけど、きみたち国民は、長い間、臣下としては主君に忠誠を尽くし、子どもとしては親に孝行をしてきたわけです。その点に関しては、一人の例外もなくね。その歴史こそ、この国の根本であり、素晴らしいところなんですよ。そういうわけですから、教育の原理もそこに置かなきゃなりません。

きみたち天皇家の臣下である国民は、それを前提にした上で、父母を敬い、兄弟は仲良くし、夫婦は喧嘩しないこと。

そして、友だちは信じ合い、何をするにも慎み深く、博愛精神を持ち、勉強し、仕事のやり方を習い、そのことによって智能をさらに上の段階に押し上げ、徳と才能をさらに立派なものにし、なにより、公共の利益と社会の為になることを第一に考えるような人間にならなくちゃなりません。もちろんのことだけれど、ぼくが制定した憲法を大切にして、法律をやぶるようなことは絶対しちやいけません。よろしいですか。

さて、その上で、いったん何かが起こったら、いや、はっきりいうと、戦争が起こったりしたら、勇気を持ち、公のために奉仕してください。

というか、永遠に続くぼくたち天皇家を護るために戦争に行ってください。

それが正義であり「人としての正しい道」なんです。

そのことは、きみたちが、ただ単にぼくの忠実な臣下であることを証明するだけでなく、きみたちの祖先が同じように忠誠を誓っていたことを讃えることにもなるんです。

いままで述べたことはどれも、ぼくたち天皇家の偉大な祖先が残してくれた素晴らしい教訓であり、その子孫であるぼくも臣下であるきみたち国民も、共に守っていかなければならないことであり、あらゆる時代を通じ、世界中のどこに行っても通用する、絶対に間違いの無い「真理」なんです。

そういうわけで、ぼくも、きみたち天皇家の臣下である国民も、そのことを決して忘れず、みんな心をつにして、そのことを実践していこうじゃありませんか。以上！明治二十三年十月三十日天皇

(<https://dot.asahi.com/wa/2017041800076.html>)

3. 国会決議

(1) 衆議院決議

教育勅語等排除に関する決議（1948年6月19日衆議院本会議可決）

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜はりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

* 「第二回国会衆議院會議録」第67号（「官報号外」昭和23年6月20日）

(2) 參議院決議

教育勅語等の失効確認に関する決議（1948年6月19日參議院本会議可決）

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは從來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

* 「第二回国会參議院會議録」第51号（「官報号外」昭和23年6月20日）

(3) 国会決議に関する国会会議録

①参議院本会議

参議院 第002回国会 本会議 第51号

昭和二十三年六月十九日（土曜日）

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangi in/002/0512/00206190512051a.html>

○議長（松平恒雄君） 日程第二、教育勅語等の失効確認に関する決議案（田中耕太郎君外二十五名発議、）（委員会審査省略要求事件）、本件は発議者田中耕太郎君外二十五名の要求通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。田中耕太郎君。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君 只今上程になりましたところの、教育勅語等の失効確認に関する決議案につきまして、発議者の一人として提案の理由を御説明申し上げます。

文教委員におきましては、数次の会合を開きまして、この問題につきまして十分論議を盡し、検討を重ねました結果、各派共同して本決議案を提出いたしますことに意見の一致を見ましたのであります。先ず案文を朗読いたします。

教育勅語等の失効確認に関する決議案

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

諸君におかれましては、我々が今日かような決議をする必要がどこにあるかとの疑いを懐かれる向もあり得ると存じますので、先ずこの点につきまして御説明を申し上げます。

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、我が國の教育の唯一最高の指導原理としての國民の教育上最も重要な役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別といたしまして、主催者の訓示の形式を取っております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、往々極端な國家主義的に解釈されていたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられました新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導原理としての性格を維持してならないことは当然の事理と言わなければなりません。

そもそも教育勅語を如何に措置すべきかということにつきましては、終戦後間もなく政府部内、米國教育使節團、教育刷新委員会、貴衆両院及び一般言論界におきまして眞剣に検討論議せられたところであります。文部省におきましては、先ず、昭和二十一年三月「國民学校施行規則」の中から、儀式の場合に勅語を奉読すべしとの項目を削除いたしました。又中等程度の学校に関する規定の中から、「教育は教育勅語の趣旨に則れ」という項目を削除いたしました。その次は昭和二十一年十月八日の

文部次官通牒でございます。これは直轄学校長、公私立大学高等専門学校長及び地方長官に宛てたるものでございまして、その表題は「勅語及び詔書等の取扱について」となっております。それは三つの点、即ち第一に、教育勅語を以つて我が國教育の唯一の淵源となす従来の考え方を去つて、これと、共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求めなければならない態度を採るべきこと、二、式日等において、今後はこれを読まないこと、三、勅語及び詔書の謄本等を神格化して取扱つてはならないということを明示いたしました。併しながら教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの、昭和二十二年三月三十一日、法律第二十五号の教育基本法であります。特にこの教育基本法は、従来の我が國家、我が民族中心の教育理念に代りますのに、眞理と平和とを希求する人間の育成という理念を以ていたしたのであります。この教育基本法の前文と、第一條及び第二條は、御承知のように、従来の法律の例を破りまして、哲学的、倫理的な教育の理念を掲げておるのでございまして、外國にもその類例を見ないところと存じます。この点は議會におきまして、法案審議に際しまして問題になりました。つまり法律が哲学的、倫理的、宗教的、そういうような方面のことを規定すること自体が議會で問題になつたのであります。併しかかる異例は教育勅語に代る新教育理念を示すため止むを得ない措置であつたのでございます。更に教育基本法と同時に制定せられました学校教育法は、第九十四條で以て国民学校令から大学令に至るまでの各種の学校令を廃止することを規定いたしました。その結果として、従来の或いは皇國の道に則る教育、或いは國家中心の教育理念に関するさような内容を持つておる法令の規定も廃止せられるに至つたのであります。かような経過から見まして、終戦後取られましたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失ひ、倫理道に関する一つの過去の文書、歴史的文献に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うことに至つたものと認められるのであります。要しまするに、終戦以来我が國家としましては、特に政府や立法府は、以上御説明申上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものでございます。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國家としては怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的、行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事実を未だ十分認識せず、又その意味を完全に理解せず、習慣的に或いは勅語をまだ神格化して観念したり、それが従来のような我が教育の最高指導原理としての性格を、今日尚持つておるかのように考える者も絶無とは申されないのであります。併し若しそうであるといたしまするならば、ポツダム宣言を忠実に且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勅語等が効力を失つておる事実を明確にすると共に、それらの謄本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家観や、極端な國家主義的理念の最後の一滴も一掃する必要がないとは言えません。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないことであります。これ我々が本決議をなすことを必要と考えましたゆえんでございます。

尚ここにご注意をお願いしたい点がございまして。それは本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のもので、教育勅語等が今始めて廃止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございまして、我々の考えによりますると、教育勅語等は新憲法第九十八條第一項の中に規定してありますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の條項、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條項は法規相互の關係を規律しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持つていまする法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、前に申し上げました通り、教育勅語を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や國務に関する行為ではなく、従つて憲法の右條項とは全く關係がなくなつてしまつておるのであり

ます。勅語と新憲法との間の関係が存し得ないようにすでになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりまして、その結果として、前に申上げましたように、それらの施行と同時に、勅語又はその精神を援用しておりました諸学校令中の規定は廃止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道徳訓になつてしまつたということが明瞭でございます。若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしますならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。かような理由からいたしまして、本決議案は勅語と憲法第九十八條第一項との関係に言及しなかつたのでございます。

以上申上げましたところの教育勅語の性格の問題は、要しますのに、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのでございます。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するものであります。

以上の理由を以ちまして、我々は本決議案を提出することにいたしました。案文が甚だ簡単で、意を盡さない憾みがないではございませんが、以上申上げた趣旨をお酌取りの上、御賛成あらんことを切望します次第であります（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君） 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。只今の決議に対し文部大臣より発言を求められました。森戸文部大臣。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣（森戸辰男君） 只今本院の御採択になりました教育勅語等の失効確認に関する決議に対し、私は、文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表すると共に、一言所見を申述べたいのでございます。

敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勅語その他の詔勅に対しましても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。このことは新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によりまして、法制上にも明確化されたのであります。本院がこの度の決議によつて、改めてこの事実を確認闡明されましたことでありまして、誠に御尤もなものと存するのであります。この際私はこの問題に関しまして、文部省の採つて来た措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存するのでございます。

詔勅中最も重大な教育勅語について申しますれば、すでに提案者の御趣旨にあつたように終戦の翌年、即ち昭和二十一年の三月四日、文部省は省令を以て国民学校令施行規則及び青年師範学校規則等の一部を停止し、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日文部省令を以て国民学校令施行規則の一部を改正いたし、式日の行事中、君が代合唱、御眞影奉拜、教育勅語奉読に関する規定を削除いたしましたのであります。この行政処置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特殊な法的効力を喪失いたしましたのであります昭和二十一年の十一月三日新憲法が公布され、それに基いて翌二十二年三月教育基本法が制定されることになりましたが、その前文におきまして、この法律が日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育を確立するためのものであることを宣言いたし、教育の指導原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。又学校教育法が制定いたされまして、それと同時に国民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止いたされました。これらの立法処置によりまして、新教育の法的根柢が教育基本法及び学校基本法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。更に思想的に見ましても、教育勅語は明治憲法と思想的背景を同じくするものでありますから、その基調において新憲法の精神と合致いたし難いもののあることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命を共にすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒を以て勅語詔

書を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないよう注意を喚起いたしましたのであります。かようにして教育勅語は教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。その謄本は学校で保管されることになっております。ところがこの点につきましては、永年の慣習から誤解を残す虞れもあり、又将来濫用される危険も全然ないとは申されません。それで今回の御決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、速かにこれを文部省に回収いたし、他決(マ)の詔勅等も決議の御趣旨に副うて然るべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅く採ることによつて、教育の革新と振興とを図り、以て本決議の御精神の実現に万全を期したいと存じておる次第であります。(拍手)

②衆議院本会議

衆議院 第002回国会 本会議 第67号

昭和二十三年六月十九日(土曜日)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/002/0512/00206190512067a.html>

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松本淳造君外三十四名提出、教育勅語等排除に関する決議案を、委員会の審査を省略してこの際議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

教育勅語等排除に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。松本淳造君。

〔松本淳造君登壇〕

○松本淳造君 私は、各派共同提案であります教育勅語等排除に関する決議案提出にあたりまして、その趣旨を弁明いたしたいと思うものであります。

申すまでもなく、永い間わが國民の精神を支配してしまつた教育勅語等を排除するというのでありますから、その影響するところはかなり甚大であると思うのであります。従つて、この問題につきましては、すでに文教委員会等におきましても数回にわたる会合をもちまして、きわめて慎重に審議いたしたわけでございますが、その結果、本日首題の通り、教育勅語等を排除するという決議案提出に至つた次第であります。なおこの教育勅語等の等でございますが、これは教育勅語に類する、主として教育関係の勅語、詔勅、これらを意味するものでございまして、すなわち陸海軍軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等を指すのであります。この点、あらかじめ御了承おき願いたいと思うものであります。

まず主文を朗読いたします。

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

ただいま朗読いたしました主文の通りに、現在わが國は平和國家、民主國家としての建設の途上にあるのであります。それはポツダム宣言受諾以來、かつまた新憲法制定以來、確固として決定された國の方針であるといつて間違ひはないのであります。従つて、われわれといたしましては、その方面を目ざしまして、あらゆる改革を断行し、また断行せんとしておるのであります。ところが、それらの諸改革は、すでに制度上におきましては相当大幅に、画期約に、これがなされてまいりましたが、しかし、それらの制度上の改革に比べますと、いわゆる精神的内容についての改革、すなわち、いうところの精神革命に至りましては、未だしという感じがしないわけではないのであります。この点は率直に認めてよいことであろうと思うのであります。すなわち、従來の封権主義的、軍國主義的、超國家主義的な、そういった理念、精神から、個の尊嚴を確認しますところの民主主義的な精神の切替え、改革といったようなものが、まだまだ十二分にはなされていない、世界の水準にもなお達していないということは、遺憾ではあります、事実と言わなければならないのであります。従つて、新憲法は制定されましても、依然として古い考え方が、未だに遺憾ながら残つておりますので、これら新旧二つの理念がときに衝突し、ときに矛盾し、その結果混乱をひき起して、そのために民主化の停滯性が現われておるといつて間違ひはないのであります。世間でいいますところの道義の頹廢、あるいは虚無的な、没理想的な生活展開のごときは、ひつきようするところ、この精神の混乱から生れてくる現象であるといつて間違ひはないのであります。

そこで、われわれといたしましては、かような混乱をいつまでも放置しておくわけにはまいりません。できるだけこれらを整理し、民主的な精神内容を國民の一人々々が正しく把握し、もつて理想とする平和國家としての体を整え、國際的にも信頼されなければならないことが急務であるのであります。そして、そのことを達成いたしますためには、何よりも教育によることが本質的に必要であるのでございまして、そのために、諸君も御承知でありますように、教育基本法をわれわれはすでに制定いたし、これによつて國民の指導原理を明らかにしているわけでありまして、

すなわち、その基本法におきましては、われわれは新らしき憲法の精神に則り、民主的で文化的な國家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希う人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目ざす教育を普及徹底しなければならぬと、かように規定しているわけでありまして、

ところが、かように明確に規定しているのでありますけれども、遺憾ながらその規定及びその内容が、國のすみずみまで生命的に行き渡つていないうらみもあるのであります。そして、その効力を失つてしまつておりますところの教育勅語、あるいは陸海軍人に賜りたる勅諭、または戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等、これら教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格をもつているかのごとく誤解されている向きもあるのであります。この点は、民主革命の基本でありますところの精神革命の達成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておくことは、決してわが國の現在にとつて、さらに將來にとつて、よいことであろうとは考えられないわけでありまして、

ところで、なぜそのような誤解が残っているのであるか。これが問題になつてまいりますが、これは前にも申しました通り、新憲法あるいは教育基本法の精神が、未だ國民の精神内容そのものになつていない結果であることは、言うまでもないことでありますけれども、しかし何と申しましても、これらの諸詔勅に対する措置が、法制上または行政上における措置が、今日まで十分にとられていなかつたと考えなければならないのであります。

といつて、その措置が全然なかつたわけではありません。たとえば、昭和二十一年三月には儀式の場合に勅語を捧読せよとの項を削除し、教育は教育勅語の趣旨に則れの項を削除しました。次いで、昭和二十一年十月八日、その当時の文部省は、次官通牒の形式をもつて、「教育勅語をもつて我國教育唯一の淵源とせず、式日等に捧読の慣例をやめる。保管及び捧読に際しては神格化しない。」と、一應行政上の措置をとつておることは事実であります。

けれども、その措置がきわめて消極的でありまして、徹底を欠いているうらみがあるのでありますから、ほんとうに勅語を廃止したのか、失効せるものとして認めておるのか、自然消滅をでも期しておるのであるか、いずれにせよ、徹底的な措置がなされているとはいいがたい点があるのであります。従つて、今もなお教育勅語の謄本は、各学校に保管させて、そのままにしているような状態でありませぬ。だから國民におきましては、はたして勅語が失効したのか、効力をもっているのか、生きておるのであるか、その辺か判断がわからないのでありますから、そこにいろいろな誤解が生れてくるわけでありませぬ。

これらを一應考えます場合におきまして、われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。それが憲法第九十八條にも副わないゆえんでありますので、この際この條規に反する点を認めまして、われわれはこの教育勅語を廃止する必要があると考えざるを得ないわけでありませぬ。これは単に國內的の視野においてのみ見るのではなくして、國際的の視野においてもこれを見ます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の謄本を回収せしめ、この際はずきりと排除の措置を完了せしめたいと思つております。

以上、簡單ではありまするが、教育勅語等排除に関する決議案上程に際しまして、その趣旨を弁明した次第であります。何とぞ諸般の事情を御明察賜わりまして、御賛成あらんことを切に希望してやまない次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたします。本案は可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際、文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣森戸辰男君。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣(森戸辰男君) ただいま本院の御採択になりました教育勅語等排除に関する決議に対し、私は文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表するとともに、一言所見を申し述べたいと思つております。

敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によつて、あらためてこの事実を確認闡明せられたことは、まことにごもつともな次第であります。この際私は、この問題に関しまして文政当局のとつてきました措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申を上げたいと存するのであります。

詔勅中最も重要である教育勅語につきましては、終戦の翌年、すなわち昭和二十一年三月三日、文部省は省令をもつて國民学校令施行規則及び青年学校規程等の一部を停止いたしまして、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日、文部省令において國民学校令施行規則の一部を改正いたしまして、式日の行事中、君ヶ代の合唱御眞影奉拝、教育勅語捧読に関する規定を削除いたしました。この行政措置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特殊の効力を失効いたしましたのであります。昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、これに基いで、翌二十二年三月教育基本法が制定せられることになりましたが、この法律は、その前文において、これが日本國憲法の精神に則り教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するためのものであることを宣言いたし、教育の基本原則がこれに移つたことを明らかにいたしました。学校教育法が制定され、それと同時に、國民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止されたのであります。これらの立法的措置によりまして、新教育の法的根柢が教育基本法及び学校教育法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。

さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒をもつて、教育勅語を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないように、注意を喚起いたしましたのであります。

かようにして教育勅語は、教育上の指導原理としては、法制上はもちろん、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。その謄本は、今日なお学校に保管されることになつておるのであります。ところが、この点につきましては、永年の習慣から誤解を残すおそれもあり、また将来濫用される危険も全然ないとは申されません。そこで、今回の決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、全部速やかにこれを文部省に回収いたし、他の詔勅等も、決議の趣旨に副うて、しかるべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅くとることによつて、教育の刷新と振興とをはかり、もつて本決議の精神の実現に万全を期したいと存じておる次第でございます。(拍手)

4. 終戦直後の文部省通牒

(1) 勅語及詔書の取扱について

勅語及詔書の取扱について

(昭和二十一年十月八日発秘三号文部次官より直轄学校長、公私立大学高等専門学校長、地方長官)

標記の件に関して往々疑義をもつ向もあるから左記の通り御了知の上御措置相成り度い。

一、教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。

一、式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。

一、勅語及詔書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その補完及奉読に当つては之を神格化するやうな取扱いをしないこと。

(文部省大臣官房総務課『終戦教育事務処理提要』第四集、1950年3月)

注：同上書では「備考」として「昭和二十三年六月二十五日発秘七号(後出)によつて取扱が變つた。」と記載されている。

注：同上書は、第一輯、第二輯、第三集は、「文部大臣官房文書課」が、第四集は、「文部省大臣官房総務課」が編集を行っている。

(2) 教育勅語等の取扱について

教育勅語等の取扱について

(昭和二十三年六月二十五日発秘七号文部次官より都道府県知事)

「教育二関スル勅語」その他の勅語、詔書等の取扱に関しては、昭和二十一年十月八日附発秘三号をもつて通ちようしたが、今般衆、参両院において別紙のような決議がなされたから、その趣旨徹底について遺憾のないよう万全を期せられたい。

なお、本省から交付した「教育二関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ、左記様式による返還書を添え、至急本省へ返還方処置されたい。

右以外の勅語、詔書等についても前記決議の趣旨に則り適当な処置を講ぜられたい。

記

(様式)

都道府県名

勅語等の名称	交付された年月日	学校等名	通数	備考

(前掲書)

注：原文は縦書き、別紙「決議」は略。

Ⅱ 教育勅語の教材使用容認に関わる資料

1. 第193回国会 教育勅語等に関する質問答弁

質問主意書一覧

【衆議院】

1. 教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書
2017年2月27日提出 質問第93号 提出者 逢坂誠二
2. 教育基本法第2条第5号に関する質問主意書
2017年2月27日提出 質問第94号 提出者 初鹿明博
3. 稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問主意書
2017年3月9日提出 質問第118号 提出者 逢坂誠二
4. 教育勅語の根本理念に関する質問主意書
2017年3月21日提出 質問第144号 提出者 初鹿明博
5. 「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書
2017年4月6日提出 質問第206号 提出者 宮崎岳志
6. アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問主意書
2017年4月6日提出 質問第207号 提出者 宮崎岳志
7. 教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問主意書
2017年4月10日提出 質問第219号 提出者 長妻 昭
8. 教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書
2017年4月11日提出 質問第223号 提出者 仲里利信
9. アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問主意書
2017年4月21日提出 質問第254号 提出者 宮崎岳志
10. 幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書
2017年4月24日提出 質問第259号 提出者 長妻 昭
11. アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第3回質問主意書
2017年5月1日提出 質問第275号 提出者 宮崎岳志

【参議院】

1. 幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行う学校法人への国有地譲渡が適切であるかに関する質問主意書

2017年6月14日提出 質問第138号 提出者 山本太郎

.....

【衆議院】

1. 平成二十九年二月二十七日提出 質問第九三号

教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書

教育基本法では、「日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うもので」、「この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と謳っており、「日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立」することの必要性が示されている。

教育勅語は、明治二十三年、明治天皇が教育に関して与えた勅語であり、大日本帝国における政府の教育方針を示す文書と位置づけられる。

これらの整合性に関して疑義があるので、以下質問する。

一 教育勅語は現在法的効力を持たず、衆議院の昭和二十三年六月十九日の「教育勅語等排除に関する決議」（「本決議」という。）で、「これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」と確認されているという理解でよいか。

二 教育勅語は、日本国憲法第九十八条でいう「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」に該当し、無効であるという理解でよいか。

三 本決議は、「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従」って、政府に教育勅語の排除を義務付けているという理解でよいか。

四 教育勅語を学校教育法上の学校で、教育のために用いることは、教育基本法でいう「日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立」などに反するのではないか。

五 教育勅語を学校教育法上の幼稚園で教材として繰り返し暗唱させ、さらには外来の見学者などにもその様子を見せることは、学校教育法第二十二条でいう「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」ことに反するのではないか。

六 教育勅語を学校教育法上の幼稚園で教材として繰り返し暗唱させ、さらには外来の見学者などにもその様子を見せることは、教育基本法第二条第五号でいう「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に反するのではないか。

七 学校教育法上の学校の運動会で、現職の首相の名前を連呼し、「何某首相がんばれ」とその学校側が児童に言わしめる行為は、教育基本法第十四条第二項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」の規定で禁止されてい

るのではないか。

八 学校教育法上の学校の運動会で、当時の内閣がその成立に命運を賭けていた法案に関して、「安保法制、国会通過、良かったです」とその学校側が児童に言わしめる行為は、教育基本法第十四条第二項の「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」の規定で禁止されている行為に該当しないのか。

九 五から八に関連して、学校教育法上の学校で、かかる不適切な教育が行われている場合、政府は何らかの是正のための指導を行うべきではないか。見解を示されたい。

十 学校教育法第二十五条でいう「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める」の中に、教育勅語を教材として用いることの是非は規定されているのか。あるいは日本国憲法で否定され、かつ、本決議で排除が求められるような勅語を教育に活用することの是非は、かかる条文の規定から導き出されないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193093.htm

平成二十九年三月七日受領

答弁第九三号

内閣衆質一九三第九三号

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対する答弁書一から三までについて

教育に関する勅語については、御指摘の「教育勅語等排除に関する決議」において、「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国家観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」と決議されたと承知している。

また、教育に関する勅語については、日本国憲法及び旧教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の制定等をもって、法制上の効力が喪失したと考えている。

四から九までについて

お尋ねのような行為が教育基本法（平成十八年法律第二十号）や学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

その上で、一般論として、仮に、同法第一条の「幼稚園」又は「小学校」（以下これらを合わせて「学校」という。）において不適切な教育が行われている場合は、まずは、当該学校の設置者である市町村又は学校法人等において、必要に応じ、当該学校に対して適切な対応をとり、都道府県においても、必要に応じ、当該学校又は当該学校の設置者である市町村若しくは学校法人等に対して適切な対応を

とることになる。また、文部科学省においては、必要に応じ、当該学校の設置者である市町村又は当該都道府県に対して適切な対応をとることになる。

十について

学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）において、お尋ねの「教育勅語を教材として用いることの是非」について定めた規定は存在しない。

また、御指摘の「かかる条文」の意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねの「日本国憲法で否定され、かつ、本決議で排除が求められるような勅語を教育に活用すること」が学校教育法等の法令に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものである。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193093.htm

2. 平成二十九年二月二十七日提出

質問第九四号

教育基本法第二条第五号に関する質問主意書

提出者 初鹿明博

教育基本法第二条第五号に関する質問主意書

教育基本法第二条第五号は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定しているが、私立幼稚園、私立小中学校等において、特定の国を名指しして敵視するような教育を行うことは、この規定に反するものと解して良いか。

また、前述の条文に反した教育を行っていた場合、その幼稚園、学校等に対してペナルティーはあるのか。あれば、それはどのようなものか。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193094.htm

平成二十九年三月七日受領

答弁第九四号

内閣衆質一九三第九四号

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出教育基本法第二条第五号に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出教育基本法第二条第五号に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「特定の国を名指しして敵視するような教育」及び「ペナルティー」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第二条（第五号に係る部分に限る。）の規定に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべ

きものであり、一概にお答えすることは困難である。その上で、例えば、私立の幼稚園、小学校又は中学校において法令の規定に違反した教育が行われている場合は、まずは、これらの学校の設置者である学校法人等において、当該学校に対して適切な対応をとり、都道府県においても、必要に応じ、当該学校又は学校法人等に対して適切な対応をとることになる。また、文部科学省においては、必要に応じ、当該都道府県に対して適切な対応をとることになる。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193094.htm

3. 平成二十九年三月九日提出 質問第一一八号

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問主意書

稲田大臣は、雑誌「WILL」（二〇〇六年十月号）における対談記事で次の発言をしている。

「麻生大臣は教育特別委員会での、「教育勅語の内容はよいが、最後の一行がよくない」と言われました。「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と言ったような部分が良くないとおっしゃった。

しかし、教育勅語は、天皇陛下が象徴するところの日本という国、民族全体のために命をかけるということだから、私は最後の「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」という一行も含めて教育勅語の精神は取り戻すべきなのではないかと思っているんです。」(以下、「本件発言」という。)

また三月八日の参議院予算委員会で、教育勅語について「日本が道義国家を目指すというその精神は今も取り戻すべきだと考えている」(以下、「今回発言」という。)と述べた。

本件発言及び今回発言に関して、疑義があるので以下質問する。

一 本件発言は、現在は安倍内閣の一員となっている稲田大臣の自身の発言であるのか。政府の見解を示されたい。

二 教育勅語に関しては、一九四八年六月十九日の衆議院の「教育勅語等排除に関する決議」において、「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原型的性格を認めないことを宣言する」とされたことと承知しているが、内閣を構成する一人である稲田大臣が今回発言をすることは、「教育勅語等排除に関する決議」に反することになるのではないか。政府の見解を示されたい。

三 稲田大臣は、過去に本件発言を行い、参議院予算委員会で防衛大臣として今回発言を行ったが、「教育勅語等排除に関する決議」の主旨に鑑みると防衛大臣として不適切と思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193118.htm

内閣衆質一九三第一一八号
平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「本件発言」に係るお尋ねは、稲田朋美衆議院議員の国務大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、また、御指摘の「今回発言」については、稲田国務大臣が政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193118.htm

4. 平成二十九年三月二十一日提出 質問第一四四号

教育勅語の根本理念に関する質問主意書

提出者 初鹿明博

教育勅語の根本理念に関する質問主意書

教育ニ関スル勅語（以下、教育勅語と言う）は終戦後、昭和二十三年六月十九日に、衆議院で「教育勅語等排除に関する決議」が、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」が決議され、国権の最高機関である国会によって、教育の指導原理性が否定されました。

この事実を踏まえて、以下政府に質問します。

一 衆議院の排除決議において、教育勅語の根本理念が「主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる」として、この排除と指導原理的性格を認めないことが宣言されています。政府は教育勅語の根本理念が「主権在君」並びに「神話的国体観」に基づいているという決議の考えを現在も踏襲しているのでしょうか。

二 松野博一文部科学大臣は、記者会見において「憲法や教育基本法に反しないように配慮して授業に活用するという事は、これは一義的にはその学校の教育方針、教育内容に関するものでありますし、また、教師の皆さんに一定の裁量が認められる」と発言し、その後の国会質疑でも同様の答弁を繰り返しています。

衆議院の決議を踏まえれば、教育勅語は「民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」などの現在でも守るべき徳目が記載されているとはいえ、根本理念が基本的人権を損ない、国際信義に疑点を残すものであり、教育勅語の本文をそのまま教育に用いることは憲法上認められないと考えますが、政府の見解を伺います。

三 衆参の決議を徹底するために、教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

四 教育勅語について、稲田朋美防衛大臣は「教育勅語の核である、例えば道徳、それから日本が道義国家を目指すべきであるという、その核について、私は変えておりません」「私は、その教育勅語の精神であるところの、日本が道義国家を目指すべきである、そして親孝行ですとか友達を大切にするとか、そういう核の部分ですね、そこは今も大切なものとして維持をしている」「教育勅語に流れてい

るところの核の部分、そこは取り戻すべきだというふうに考えております」と教育勅語に共感する答弁を行っています。

閣僚が教育勅語に共感、共鳴、賛意を示す事は、衆議院の排除決議で指摘した国際信義に疑点を残すことに繋がると考えますが、政府の見解を伺います。

五 国際社会において信頼される道義国家であるためにも、国際社会に疑点を残す考えを表明している稲田朋美防衛大臣は罷免すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193144.htm

平成二十九年三月三十一日受領

答弁第一四四号

内閣衆質一九三第一四四号

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「決議の考えを現在も踏襲している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「教育勅語等排除に関する決議」は、「教育勅語・・・その他の教育に関する諸詔勅・・・の根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めない」ことを宣言したと承知しているが、教育に関する勅語については、昭和二十三年六月十九日の衆議院本会議において、森戸文部大臣（当時）が「教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました」と答弁しているとおりで考えている。

二について

お尋ねのような行為が憲法に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「禁止」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている。

四及び五について

御指摘の答弁は、稲田防衛大臣が政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、当該答弁に係るお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

稲田防衛大臣については、本年三月二十七日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣が「今

後ともしっかりと職責を全うしてもらいたい」と答弁しているところである。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193144.htm

5. 平成二十九年四月六日提出 質問第二〇六号

「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書

提出者 宮崎岳志

「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書

菅官房長官は四月四日の記者会見で「教育二関スル勅語」の教材としての利用について「憲法や教育基本法に反しないような、適切な配慮の下で取り扱うことまでも否定するものではない」と発言している。これについて、以下の事項について質問する。

一 「教育二関スル勅語」を実際の教育の中で用いる際、憲法や教育基本法などに反するか否かを判断する基準は何か。

二 「教育二関スル勅語」を幼稚園において毎日、唱和するのは問題ないとするか。
右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193206.htm

平成二十九年四月十四日受領
答弁第二〇六号

内閣衆質一九三第二〇六号
平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員宮崎岳志君提出「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193206.htm

6. 平成二十九年四月六日提出

質問第二〇七号

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問主意書

提出者 宮崎岳志

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問主意書

政府は衆議院議員初鹿明博君提出「教育勅語の根本理念に関する質問主意書」に対する答弁書（第百九十三国会・答弁第一四四号）において、教育勅語の学校教材としての利用について、「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている。」と答弁している。

以上を踏まえ、質問する。

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」について、これを批判的な視点や歴史的事実として紹介する場合以外でも、この書物の一部を抜粋して道徳や国語の教材として用いることは、否定されないのか。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193207.htm

平成二十九年四月十四日受領

答弁第二〇七号

内閣衆質一九三第二〇七号

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問に対する答弁書

学校での国語科や道徳の時間を含む全ての教科等の指導における教科用図書以外の教材の使用については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項等の規定に基づき、教科用図書以外の教材で有益適切なものは使用することができることとされており、文部科学省が各都道府県教育委員会等宛てに発出した「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成二十七年三月四

日付け二十六文科初第千二百五十七号文部科学省初等中等教育局長通知)において示した教育基本法(平成十八年法律第百二十号)等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なものである限り、校長や学校の設置者の責任と判断で使用できるものである。その上で、御指摘の「アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」」については、同書の一部を引用した教材を使用して同書が執筆された当時の歴史的な背景について考察させるという授業が行われている例があると承知している。他方、仮に人種に基づく差別を助長させるといった形で同書を使用するのであれば、同法等の趣旨に合致せず不適切であることは明らかであり、万一このような指導がされた場合には、所轄庁や設置者において厳正に対処すべきものである。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193207.htm

7. 平成二十九年四月十日提出 質問第二一九号

教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問主意書

一八九〇年に発布された教育勅語は、「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもととなる」として、一九四八年に衆議院において排除の決議がなされた。

安倍内閣は、教育勅語について、根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいているとお考えか。また、その事実は明らかに基本的人権を損ない、且つ国際信義に対して疑点を残す、とお考えか。お尋ねする。

本年四月四日午後の会見で、菅官房長官は、記者の「教育勅語を道徳の教材として用いる、そういうケースは想定されないか」との質問に、「教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である。一方で、憲法の基本理念である基本的人権の尊重や国民主権、教育基本法に反しないような適切な配慮のもと、取り扱うことまであえて否定するものでない」と答え、教育勅語の道徳の教材としての使用を一定の前提の下に是認した。

また、本年四月七日の衆議院内閣委員会で、義家文部科学副大臣は、幼稚園など教育現場で子どもたちに教育勅語を朗読させることについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁している。

現在、歴史の教科書には、教育勅語全文が掲載されているものもあり、歴史の教訓として教育勅語を教材として使用することは問題ないとする。しかし、衆参両院で排除・失効決議がなされている教育勅語を道徳教育で使ったり、教育の現場で子どもたちに朗読させたりすることを政府が是認することには問題があるとする。内閣の見解をお尋ねする。

また、来年四月からは小学校で、再来年四月からは中学校で始まる道徳科の授業で、教育勅語を教材として使うことも是認するのか、内閣の見解を問う。

また、道徳科の授業の中で、教育勅語を一つの是認されるべき価値として教えることは内閣として否定するものではないのか、お尋ねする。

安倍内閣の閣僚からは、教育勅語には「夫婦相和シ」との正しい価値観もある、との趣旨の発言がある。しかし、一八九一年出版の教育勅語の事実上の公式教科書(解説書)である勅語衍義(えんぎ)には、「夫婦相和シ」について「妻ハ元ト智識才量多クハ夫ニ及バザルモノナレバ、夫ガ無理非道ヲ言ハザル限りハ、成ルベク之レニ服従シテ」とあり、男尊女卑の発想の上での「夫婦相和シ」である。

内閣は、教育勅語における、このような意味での「夫婦相和シ」は現代でも正しい価値であるとお考えか。内閣の見解を問う。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193219.htm

平成二十九年四月十八日受領

答弁第二一九号

内閣衆質一九三第二一九号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書

教育に関する勅語については、御指摘の昭和二十三年六月十九日の衆議院本会議の「教育勅語等排除に関する決議」において、お尋ねにあるとおり「教育勅語（中略）の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる」とされた上で、「よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する」と決議され、また、御指摘の同日の参議院本会議の「教育勅語等の失効確認に関する決議」において、「われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は・・・既に廃止せられその効力を失っている」と決議されたことと承知しているところ、政府としては、森戸文部大臣（当時）が、同日の衆議院本会議等において、「敗戦後の日本は、国民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語・・・に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました」等と答弁しているとおりで考えている。

その上で、お尋ねの「道徳科の授業の中で、教育勅語を一つの是認されるべき価値として教えること」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、特別の教科である道徳等の教科等の授業を含む教育の場において、憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等に反する形で教育に関する勅語を用いることは許されないと考えているところであるが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである。また、教育において、憲法や教育基本法等に反する形で教育に関する勅語が用いられた場合は、まずは、学校の設置者や所轄庁において適切に対応すべきである。

「このような意味での「夫婦相和シ」は現代でも正しい価値であるとお考えか」とのお尋ねについて

ては、その趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、男女の平等の理念に反するようなことがあってはならず、夫婦は同等の権利を有していることは言うまでもない。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193219.htm

8. 平成二十九年四月十一日提出

質問第二二三号

教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書

提出者 仲里利信

教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書

教育勅語を学校教材に使うことを容認した政府答弁書が示され、衆議院及び参議院での教育勅語の排除等決議や憲法に反した政府の恣意的な動きが顕著となっている。このような取り組みは明らかに戦前回帰の無謀な行為であり、断じて容認できるものではない。

そこで以下お尋ねする。

- 一 教育基本法や学校教育法、同法施行規則、学習指導要領、義務教育諸学校等で定める目的や理念、目標、基準等に基づき、道徳教育はどのようにあるべきか、そしてそのためにはどのような教材を使うべきか、どのように子供たちに教えるべきか、などについて政府の認識と見解を答えられたい。
- 二 全国の義務教育諸学校等において、戦前・戦中の教育勅語を道徳の教材として使用している状況について政府の承知するところを明らかにした上で、教育勅語を道徳教材として用いること並びにその他の教科において何らかの形で用いることの是非について政府の見解を答えられたい。
- 三 報道によれば、松野博一文部科学大臣は「教育勅語を道徳教材に用いることを肯定したものでも否定したものでもない」とか「私の発言は道徳に限定されるものではなく、すべての教科などの教材に共通する考え方を述べたもの」等としたとのことである。しかし、松野大臣のこのような「否定も肯定もしない」との説明は、学校教育に対する姿勢や理念を明らかにしようとしまいものであり、所管大臣としての資質が疑われるものであるが、政府の認識と見解を答えられたい。
- 四 質問三に関連して、松野大臣の答弁は、教育勅語に対する衆議院での排除決議や、参議院での失効確認決議という国権の最高機関である国会の決議に反するものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。
- 五 報道によれば、菅義偉官房長官は教育勅語を教材で使うことについて「憲法や教育基本法に反しないような適切な配慮のもとで取り扱うことまで、あえて否定すべきではない」と述べたとのことである。しかし、一体教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか、適切な配慮とは一体如何なるものなのか、その真意と内容について政府の認識と見解を答えられたい。
- 六 質問五に関連して、教育勅語では、その前段で父母への孝行、夫婦・兄弟姉妹との和、友人との信義等を列挙し、天皇が国民に臣民としてのあるべき道を示し、事ある時には一身を捧げて「皇室国家」の為に尽くせと義務付けているわけであるが、このような個人の生活にまで天皇が指図することは、我が国憲法の国民主権や基本的人権を著しく損なうものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。
- 七 質問六に関連して、我が国憲法に明らかに反する教育勅語を朗読させたり、正しいものとして教えたりすることは、我が国憲法に基づく自由民主主義の政治システムや国民主権と相いれないものであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。
- 八 質問六及び七に関連して、教育勅語に対する衆議院での排除決議や、参議院での失効確認決議が行われた趣旨とその内容、さらには我が国憲法との整合性に鑑みるならば、松野大臣及び菅官房長官

の説明は極めて不適切であり、政府として、今後いかなる形であれ教育勅語を教育現場で用いるべきではないことを明確に宣言すべきであると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

九 近年、我が国では、教育勅語を幼稚園で暗唱させたり、そのような教育方針を評価する声を取り上げられたり、拳句の果てには教育勅語を学校教材として使うことを否定しないとする答弁書が閣議決定されたりするなどしている。このような動きは戦前への回帰を目指しているのではないかと思われるが、まことに嘆かわしい風潮であると思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十 識者によれば、学校教育とは、子供たちが自分自身で物事を判断できるようにするための材料を提供する場であり、教えてよい話とそうでない話をきちんと分けて行うべきであるとのことである。本職も識者のそのような考えを強く支持するものであり、そのような考えに立つならば、表現の自由の名の下に、為政者の恣意的な判断で憲法に反した教育勅語を学校教材として用いるべきではないし、その内容を教えるべきではないと思われるが、政府の認識と見解を答えられたい。

十一 本職は、多くの住民が巻き添えとなった沖縄戦の体験者として、再び悲惨な戦争を繰り返さず、尊い人命が失われることがないようにすることを切に願うものである。また、日本軍の軍命による住民の集団強制自決や、中高校生で組織された鉄血勤皇隊・女子学徒の戦争動員等のような悲劇が二度と引き起こされることがないことも願うものである。そして、そのためにも無謀な戦争へひたすら駆り立てていった戦前の国家主義や、それと結びついた皇民化教育と道徳主義、さらにはそれらの根源となった教育勅語を純真無垢な子供たちに教え込むようなことは決して行うべきことでないが、政府の認識と見解を答えられたい。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193223.htm

平成二十九年四月二十一日受領

答弁第二二三号

内閣衆質一九三第二二三号

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「道徳教育はどのようにあるべきか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十七年文部科学省告示第六十号による改正後の小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)及び平成二十七年文部科学省告示第六十一号による改正後の中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)において、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)の目標については、「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深

める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」等とされ、道徳科で使用する教材については、教育基本法（平成十八年法律第二十号）等の法令に従うとともに、児童生徒の発達の段階に即し、「ねらいを達成するのにふさわしいものであること」等の観点に照らし適切と判断されるものとされている。また、道徳科の指導については、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどにより、発達の段階に即し、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合うよう指導することが重要であると考えている。

二、五、七及び八について

学校における教科用図書以外の教材の使用については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項等の規定に基づき、教科用図書以外の教材で有益適切なものは使用することができることとされており、文部科学省が各都道府県教育委員会等宛てに発出した「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成二十七年三月四日付け二十六文科初第千二百五十七号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した教育基本法等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なものである限り、校長や学校の設置者の責任と判断で使用できることとなっており、その使用状況については、政府が一律に把握する仕組みとなっていない。

また、お尋ねの「教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。

三及び四について

御指摘の松野文部科学大臣の答弁等については、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりの趣旨で述べたものであって、従来からの政府の見解と同じであり、「国会の決議に反するもの」との御指摘は当たらないものと考えている。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語については、昭和二十三年六月十九日の衆議院本会議の「教育勅語等排除に関する決議」において、「教育勅語（中略）の基本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する」と決議され、また、同日の参議院本会議の「教育勅語等の失効確認に関する決議」において、「われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は・・・既に廃止せられその効力を失っている」と決議されたことと承知しているところ、政府としては、森戸文部大臣（当時）が、同日の衆議院本会議等において、「敗戦後の日本は、国民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語・・・に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました」等と答弁しているとおりであると考えている。

九から十一までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることが困難であるが、教育に関する勅語を教育において用いることについては、二、五、七及び八についてでお答えしたとおりであり、いずれにせよ、政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193223.htm

9. 平成二十九年四月二十一日提出
質問第二五四号

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問主意書

提出者 宮崎岳志

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問主意書

政府は平成二十九年四月六日提出質問第二〇七号『アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する質問主意書』への答弁書において、「教育基本法等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なものである限り、校長や学校の設置者の責任と判断で使用できるものである」との見解を示した。

では、学校教育において、「我が闘争」のうち一部分としては問題のない一文を抜粋して道德の教材に掲載し、学校の児童・生徒等に暗唱させる行為は、「教育基本法等の趣旨に従っていること等の留意事項を踏まえた有益適切なもの」であり、「校長や学校の設置者の責任と判断で使用できるもの」といえるか。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193254.htm

平成二十九年四月二十八日受領
答弁第二五四号

内閣衆質一九三第二五四号
平成二十九年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、学校での教科等の指導における教科用図書以外の教材の使用については、先の答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第二〇七号）においてお答えしたとおりである。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193254.htm

10. 平成二十九年四月二十四日提出
質問第二五九号

幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書

本年四月七日の衆議院内閣委員会で、義家文部科学副大臣は、幼稚園など教育現場で子どもたちに教育勅語を朗読させることについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁している。

そもそも内閣としては、教育基本法に反しない形で、幼稚園児や小学生に教育現場で教育勅語を朗読させることが可能であるとお考えか。可能と考えるのか、不可能と考えるのか、内閣の見解を問う。仮に可能であるとすれば、具体的にどのような配慮をすれば可能となるのか。詳細にお示し願いたい。

今後、内閣として幼稚園や小学校、中学校で教育勅語を教えることを奨励する立場をとるのか。内閣の見解を問う。

また、内閣として、教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか。曖昧にせず、見解をお示し願いたい。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193259.htm

平成二十九年五月十二日受領
答弁第二五九号

内閣衆質一九三第二五九号
平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員長妻昭君提出幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問に対する答弁書

教育に関する勅語を教育の場において用いることと教育基本法（平成十八年法律第二十号）との関係については、先の答弁書（平成二十九年四月十八日内閣衆質一九三第二一九号）においてお答えしたとおりである。

お尋ねの「教育勅語を教えることを奨励する立場」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。

「教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193259.htm

11. 平成二十九年五月一日提出

質問第二七五号

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問主意書

提出者 宮崎岳志

アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問主意書

先般提出した『アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する再質問主意書』に対する答弁書(内閣衆質一九三第二五四号)の内容は、質問に対する実質的な答弁となっていないことから、以下に再度質問する。

「我が闘争」はナチス・ドイツの独裁者であったアドルフ・ヒトラーの著作であり、その内容に反ユダヤ主義や日本人への蔑視など人種差別的な記述があることなどから、国際的に批判の対象となってきた経緯がある。

学校教育の教材に、同書の一部を人種差別を助長させる形で使うことが不適切であることは当然である。また、基本的人権の重要性について考えるための公民の教材で否定的に引用したり、世界史の教材で歴史的事実の一つとして引用すること等が適切な使用法といえることは明らかであり、現に使用されている。これらは過去の国会答弁や答弁書においても明確である。

ただし、同書にはその一部のみを切り出せば問題のない一文も当然存在することから、『我が闘争』のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、上記の適切・不適切どちらのケースにも該当しないことになる。

学校教育において、同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、同書の歴史的背景や社会的評価を考えれば学校教育法の趣旨に反し不適切と考えざるを得ない。同書を教材として適切に使用する場合には、同書の歴史的背景や社会的評価をあわせて教えることが当然求められるものであり、これは四月十二日の衆議院地方創生に関する特別委員会の質疑でも、義家弘介副大臣が答弁において同趣旨の見解を示しているところである。

以上を踏まえて、次の質問に答えられたい。

『我が闘争』の歴史的背景や社会的評価を教えずして、同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し、学校の児童・生徒に暗唱させる行為は、教育基本法の趣旨に反し不適切ではないか。

右質問する。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193275.htm

平成二十九年五月十二日受領

答弁第二七五号

内閣衆質一九三第二七五号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうかに関する第三回質問に対する答弁書

お尋ねの「同書のうち部分的には問題がない一文を抜粋し、道徳の教材として肯定的に掲載し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、文部科学省のホームページにおいて「我が国においては、憲法に定める基本的人権の尊重や差別の禁止といった基本原則や、教育基本法に基づいて、人種に基づく差別等は絶対にあってはならないとの理念の下で教育活動を一貫して行っております。」「我が国の学校教育においてはナチス支配を批判的に評価することを通じて二度と悲惨な戦争を引き起こさないための学習の一環として「わが闘争」の一部を引用する場合には、あくまで否定的に引用した授業が行われており、こうした教育は、まさに憲法や教育基本法等の趣旨に合致し、基本的人権の尊重といった憲法に定める基本原則の実現のために行われるものであります。」と述べているとおりであると考えている。

その上で、学校での教科等の指導における教科用図書以外の教材の使用については、先の答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第二〇七号）においてお答えしたとおりであり、仮に人種に基づく差別を助長させるといった形で「わが闘争」を使用するのであれば、憲法や教育基本法（平成十八年法律第二十号）等の趣旨に合致せず許されないことは明らかであり、万一このような指導がされた場合には、所轄庁や学校の設置者において厳正に対処すべきものである。

いずれにしても、政府としては、引き続き、人種に基づく差別等は絶対に許さないという意識をしっかりと定着させるための教育の充実を図ってまいりたい。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193275.htm

【参議院】

1. 質問第一三八号

幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行う学校法人への国有地譲渡が適切であるかに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年六月十四日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一 殿

幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行う学校法人への国有地譲渡が適切であるかに関する質問主意書

産経新聞のウェブサイト「産経WEST」に平成二十七年一月八日に掲載された「安倍首相夫人・アッキーも感涙…園児に教育勅語教える「愛国」幼稚園 「卒園後、子供たちが潰される」と小学校も運営へ」との学校法人森友学園が運営している塚本幼稚園幼児教育学園（以下「塚本幼稚園」という。）に関する記事（以下「当該産経記事」という。）には、「子供に学んでほしいことは何か、とつきつめたとき、その答えが明治天皇が国民に語りかけられた教育勅語にあったからです」と籠池泰典園長（中略）の答えは明快だ。あどけない幼児が大きく口をあげ、難しい言葉を朗唱する姿を初めて見た人は一様に驚き、感動する。安倍首相の昭恵夫人もそのひとりだ。昭恵夫人は昨年四月、同園の視察と教職員研修のため訪れたとき、鼓笛隊の規律正しいふるまいに感動の声を上げた。」との記載があり、また、阪神淡路大震災に関する籠池園長の談として「あのときの日本人の行動には、人としての矜持があった。この矜持を育むことこそ教育。それから当園の教育の根幹を十二の徳目に置き、「教育勅語」や「五箇条の御誓文」の朗唱を始めたんです」との言葉を紹介し、さらに「十二の徳目とは、親や先祖を大切に、兄弟姉妹は仲良く、夫婦はいつも仲睦まじく、友達はお互いに信じ合い、自分の言動をつつしみ、広くすべての人に愛の手を差しのべ、勉学に励み職業を身につけ、知識を高め才能を伸ばし、人格の向上につとめ、広く世の人々や社会のためにつくし、規則に従い社会の秩序を守り、正しい勇気を持って世のため国のためにつくす——その基となっているのが「教育勅語」なのだという。」との説明が記載されている。

当該産経記事に加えて、私が提出した「森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問主意書」（第百九十三回国会質問第一〇六号。以下「前回質問主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質一九三第一〇六号。以下「前回答弁書」という。）、逢坂誠二衆議院議員提出の「教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書」（第百九十三回国会質問第九三号。以下「逢坂議員の質問主意書」という。）及び逢坂議員の質問主意書に対する答弁書（内閣衆質一九三第九三号。以下「逢坂議員への答弁書」という。）ならびに宮崎岳志衆議院議員提出の「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書」（第百九十三回国会質問第二〇六号。以下「宮崎議員の質問主意書」という。）及び宮崎議員の質問主意書に対する答弁書（内閣衆質一九三第二〇六号。以下「宮崎議員への答弁書」という。）を踏まえて、幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行っていた学校法人森友学園に対して、政府が大阪府豊中市の国有地（以下「当該国有地」という。）を譲渡したことについて、安倍内閣の認識を確認すべく、以下質問する。

- 一 政府として当該産経記事の内容を把握しているか、明確に示されたい。
- 二 当該産経記事には、塚本幼稚園において園児による教育勅語の朗唱が行われていたこと（以下「当該朗唱」という。）及び籠池園長の「教育の根幹を十二の徳目に置き、「教育勅語」や「五箇条の御誓文」の朗唱を始めた」との言葉が記載されている。政府として、当該朗唱及び塚本幼稚園において教育の根幹として教育勅語を用いていたことを把握しているか、明確に示されたい。また、これらの事実を把握しているのであれば、これらの事実を把握したのはいつか、その日時を具体的かつ明確に示されたい。
- 三 当該産経記事によれば、昭恵夫人は「籠池園長から「安倍首相ってどんな人ですか？」と問いかけられた園児らが「日本を守ってくれる人」と答える姿を見て、涙を浮かべ、言葉を詰まらせながら、「ありがとう。（安倍首相に）ちゃんと伝えます」と話したという。安倍首相は昭恵夫人から、昭恵夫人が平成二十六年四月に塚本幼稚園へ「視察と教職員研修のため訪れたとき」の話聞いたのか、明確に示されたい。加えて、安倍首相が昭恵夫人からこの話を聞いていたのであれば、当該朗唱を安倍首相は昭恵夫人から聞いて知っていたとの理解でよいか、明確に示されたい。
- 四 前記三に関して、平成二十九年二月十七日の衆議院予算委員会において安倍首相は「妻から森友学園の先生の教育に対する熱意はすばらしいという話を聞いております」と答弁したが、この答弁の時点において、安倍首相は当該朗唱を知っていたのか、明確に示されたい。
- 五 逢坂議員の質問主意書の五の「教育勅語を学校教育法上の幼稚園で教材として繰り返し暗唱させ、さらには外来の見学者などにもその様子を見せることは、学校教育法第二十二条でいう「幼稚園は、

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」ことに反するのではないか。」との質問に対して、逢坂議員への答弁書の四から九までについて「お尋ねのような行為が教育基本法（中略）や学校教育法（中略）に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。その上で、一般論として、仮に、同法第一条の「幼稚園」又は「小学校」（以下これらを合わせて「学校」という。）において不適切な教育が行われている場合は、まずは、当該学校の設置者である市町村又は学校法人等において、必要に応じ、当該学校に対して適切な対応をとり、都道府県においても、必要に応じ、当該学校又は当該学校の設置者である市町村若しくは学校法人等に対して適切な対応をとることになる。また、文部科学省においては、必要に応じ、当該学校の設置者である市町村又は当該都道府県に対して適切な対応をとることになる。」との答弁があった。この答弁を踏まえて以下質問する。

1 当該朗唱は、まさに「個別具体的な状況」であると言えるが、この「個別具体的な状況に即して判断」した場合、当該朗唱は教育基本法や学校教育法に違反する教育であるか否か、政府の認識を明確に示されたい。

2 学校法人森友学園は、当該朗唱を適切な教育であると認識していたものと考えられる。そのため、これが不適切な教育であるか否かを判断し、不適切な教育であると判断した場合に「適切な対応をとることになる」主体は、学校法人森友学園が存在する大阪市あるいは大阪府、さらに文部科学省になると考えるが、文部科学省として大阪市あるいは大阪府に対して、当該朗唱に関して、現在までに何らかの「適切な対応」をとった事実があれば、当該対応につき具体的内容を明確に示されたい。いかなる「対応」もとった事実がない場合は、それは文部科学省として当該朗唱を把握していなかったためか、あるいは、当該朗唱は、教育基本法や学校教育法に違反する教育に該当しないとの認識であったためか、そのいずれであるのかを明確に示されたい。

六 宮崎議員の質問主意書の一の「教育二関スル勅語」を実際の教育の中で用いる際、憲法や教育基本法などに反するか否かを判断する基準は何か。」及び二の「教育二関スル勅語」を幼稚園において毎日、唱和するのは問題ないか」との質問に対して、宮崎議員への答弁書の一及び二について「教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法（中略）等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。」との答弁があった。この答弁を踏まえて以下質問する。

1 一般的に、幼稚園児はその心身の発達等を考慮した場合、教育勅語の内容及び教育勅語において用いられている語句の意味をすべて理解できると政府は認識しているか、明確に示されたい。

2 前記1を踏まえて、「学校の設置者や所轄庁」が「教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮」した結果、当該朗唱は、「憲法や教育基本法（中略）等に違反」しないと判断したものであり、その判断は正しかったと政府は認識しているのか、理由とともに明確に示されたい。

七 平成二十九年三月八日の参議院予算委員会で稲田朋美防衛大臣は、「「ウイユ」二〇〇六年十月号、二百二十八ページの下段」に掲載された対談記事における自らの意見を読み上げるよう福島みずほ議員にうながされ、「教育勅語の素読をしている幼稚園が大阪にあるのですが、そこを取材した新聞が文科省に問合せをしたら、教育勅語を幼稚園で教えるのは適当でないとコメントしたそうなんです。そこで文科省の方に、教育勅語のどこがいけないのかと聞きました。すると、教育勅語が適当でないのではなくて、幼稚園児に丸覚えさせる教育方法自体が適当ではないという趣旨だったと逃げたのです。

しかし新聞の読者は、文科省が教育勅語の内容自体に反対していると理解します。今、国会で教育基本法を改正し、占領政策で失われてきた日本の道徳や価値観を取り戻そうとしている時期に、このような誤ったメッセージが国民に伝えられることは非常に問題だと思えます。」と記事を読み上げる形で答弁し、この「教育勅語の素読をしている幼稚園」は「塚本幼稚園のことだと推測いたします。」との答弁を行った。この答弁を踏まえて以下質問する。

1 「教育勅語の素読をしている幼稚園が大阪にあるのですが、そこを取材した新聞が文科省に問合せをしたら、教育勅語を幼稚園で教えるのは適当でないとコメントしたそうなんです。」との部分は、平成十八年七月二日の東京新聞の記事（以下「当該東京新聞記事」という。）を指しているものと考えますが、当該東京新聞記事には「園側は「幼児期から愛国心、公共心、道徳心をはぐくむためにも教育勅語の精神が必要と確信している」と説明しているが、文部科学省幼児教育課は「教育勅語を教えるのは適当ではない。教育要領でも園児に勅語を暗唱させることは想定していない」としている。」とある。当該東京新聞記事における文部科学省幼児教育課のコメントは事実か、明確に示されたい。加えて当時文部科学省として、当該朗唱に関する東京新聞からの「問合せ」に対して、いかなる返答を行ったのか、その内容についてすべて具体的かつ詳細に示されたい。

2 稲田防衛大臣は「そこで文科省の方に、教育勅語のどこがいけないのかと聞きました。すると、教育勅語が適当でないのではなくて、幼稚園児に丸覚えさせる教育方法自体が適当ではないという趣旨だったと逃げたのです。」と述べているが、当時文部科学省は、当該東京新聞記事における文部科学省幼児教育課のコメントに関する稲田朋美氏からの質問に、どのように返答したのか、その内容についてすべて具体的かつ詳細に示されたい。

3 「教育に関する勅語を教育において用いること」に関する文部科学省としての認識は、東京新聞から「問合せ」を受けた平成十八年当時と、現在とで異なる部分はあるのか、明確に示されたい。両者の認識に異なる部分がある場合は、両者の認識を並記した上で、いかなる差異があるのかを具体的かつ明確に示し、加えて、認識を変更した理由も明確に示されたい。

八 前回答弁書で「学校法人森友学園は（中略）憲法第八十九条における「宗教上の組織若しくは団体」には当たらないと考える。」との答弁を得たが、前回質問主意書の四及び五の「森友学園への当該国有地の賃貸ならびに譲渡が憲法第八十九条に反しないとの認識」に関する問いに対して、政府としてその認識の有無について明確な答弁がなされなかった。

学校法人森友学園が運営する塚本幼稚園においては「教育の根幹を十二の徳目に置き、「教育勅語」や「五箇条の御誓文」を園児に朗唱させる教育（以下「当該教育」という。）が行われていたが、これは宮崎議員への答弁書を踏まえれば、「教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いること」に該当し、「政府として「不適切であると考え」る教育勅語の用い方をする当該教育は、不適切な教育に該当すると解されるが、安倍内閣の認識を示されたい。

当該教育が、安倍内閣が「不適切」であると考え教育に該当する場合、当該教育を行ってきた学校法人森友学園は、日本国憲法第八十九条が「公金その他の公の財産」を「支出し、又はその利用に供してはならない。」としている「公の支配に属しない」教育の事業を行ってきた学校法人であり、当該国有地の譲渡は不適切であると解されるが、安倍内閣の認識を示されたい。

以上を踏まえて、学校法人「森友学園への当該国有地の賃貸ならびに譲渡が憲法第八十九条に反」するか否か、政府の認識をその具体的理由とともに改めて明確に示されたい。また、当該教育が安倍内閣として「不適切」であると考え教育に該当しないとする場合、その理由を過去の政府見解といかなる齟齬をも生じさせることなく、具体的かつ明確に示されたい。

九 前記一から八までを踏まえて、政府として学校法人森友学園に当該国有地を譲渡することを決定した当時の判断は適切であったか、現在の安倍内閣としての認識を明確に示されたい。

右質問する。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/193/syuh/s193138.htm>

答弁書第一三八号

内閣参質一九三第一三八号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員山本太郎君提出幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行う学校法人への国有地譲渡が適切であるかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出幼稚園児に教育勅語を朗唱させる教育及びその教育を行う学校法人への国有地譲渡が適切であるかに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの報道については承知している。

二について

御指摘の「塚本幼稚園において園児による教育勅語の朗唱が行われていたこと」については、報道等を通じて承知しているが、具体的にいつの時点で把握したかは不明であり、また、お尋ねの「塚本幼稚園において教育の根幹として教育勅語を用いていたこと」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねは、特定の個人が行った私的な行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

四について

お尋ねは、御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁とは離れた個人の認識に関するものであり、政府としてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねについては、衆議院議員宮崎岳志君提出「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対する答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第二〇六号）でお答えしたとおり、「教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して」、まずは、御指摘の「塚本幼稚園」の所轄庁である大阪府において判断されるべきものであると考えている。また、文部科学省においては、大阪府に対する聞き取りにより、御指摘の「塚本幼稚園」の状況の把握に努めている。

六の1について

お尋ねの「語句の意味をすべて理解できる」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六の2について

政府として、御指摘の「その判断」について承知していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七の1及び2について

お尋ねについては、文部科学省において御指摘の「文部科学省幼児教育課のコメント」及び「返答」に関する記録は残っておらず、お答えすることは困難である。

七の3について

お尋ねの「平成十八年当時」の「東京新聞から「問合せ」」に関しては、七の1及び2についてでお答えしたとおりであるが、お尋ねの「教育に関する勅語を教育において用いること」に関する文部科学省としての認識については、衆議院議員仲里利信君提出教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問に対する答弁書（平成二十九年四月二十一日内閣衆質一九三第二二三号）二、五、七及び八についてでお答えしたとおりであり、これは、従来からの政府の見解と異なるものではない。

八について

お尋ねの「塚本幼稚園」における教育については、五についてでお答えしたとおりである。

また、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に基づき設立された学校法人森友学園が設立した御指摘の「塚本幼稚園」に係る教育の事業は、憲法第八十九条にいう「公の支配」に属すると解されることから、御指摘の「森友学園への当該国有地の賃貸ならびに譲渡」は同条の規定に反するものではない。

九について

お尋ねについては、国は、学校法人森友学園に対し、御指摘の「当該国有地」を、法令の規定に基づき、適正な手続により、時価で譲渡したものであり、適切なものであったと考えている。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/193/touh/t193138.htm>

2. 第 193 回国会 教育勅語等に関する質疑経過

○2月22日 衆議院予算委員会第4分科会

Q: 玉木分科員

森友学園が経営する塚本幼稚園の教育内容が、教育基本法 14 条 2 項に違反するのではないか。

A: 松野国務大臣

「所管庁である大阪府の監督をもとに、こうした教育内容について、その目的が特定の政党を支持する活動等に該当するものではない限り、直ちに教育基本法第十四条第二項に違反するものとは承知しておりません。」

○2月23日 衆議院予算委員会第1分科会

Q: 辻元分科員

教育勅語を小学校で丸暗記させ、朗読させることの是非について

A: 藤江政府参考人

「教育勅語につきましては、明治二十三年以来およそ半世紀にわたって我が国の教育の基本理念とされてきたものでございますけれども、戦後の諸改革の中で、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本理念として扱うことなどが禁止され、これにかわって教育基本法が制定されたところでございます。

こうしたことも踏まえまして、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本理念として、戦前のような形で学校教育に取り入れ、指導するというのであれば適当ではないというふうに考えますが、一方で、教育勅語の内容の中には、先ほど御指摘もありましたけれども、夫婦相和し、あるいは、朋友相信じなど、今日でも通用するような普遍的な内容も含まれているところでございまして、こうした内容に着目して適切な配慮のもとに活用していくことは差し支えないものと考えております。」

○2月23日 衆議院予算委員会第4分科会

Q: 宮本(岳)分科員

以前の国会での、教育勅語そのものを教材として使うことは考えられないという文部科学省の立場に変更はあるのか。教育勅語をそのまま子供たちに教えることは適当でないということは間違いないか。

A: 藤原参考人

「一般論として申し上げれば、そのとおりでございます。」

A: 松野国務大臣

「今、委員から小学校においてというお話があったかと思いますが、この教育方針が、まだ認可も受けていない小学校においてどう扱われるかというのは、これは仮定の話でございますから、仮定の話に私がコメントすることはございませんが、いずれにしろ、幼稚園にしろ小学校にしろ、所轄庁である大阪府が適切に判断をし、指導するものと考えております。」

「教育勅語に関しては、これは、戦前における教育勅語の位置、要は、教育勅語を教育の源泉として取り扱うということは適当でないということが文科省の中で引き継がれているということでございます。」

○2月27日 衆議院予算委員会

Q: 福島委員

幼稚園児に安倍首相頑張れ、と言わせるのは政治活動そのものではないか。

A: 松野国務大臣

「塚本幼稚園における具体的な活動が政治活動に該当するか否かは、一義的には所轄庁である大阪府が判断し、適切に指導を行うものと考えます。」

Q:大西(健)委員

塚本幼稚園の教育内容について

○3月1日 参議院予算委員会**Q:小池晃君**

塚本幼稚園の教育内容を総理夫人が賛美したことについて。その道義的責任について。

○3月8日 参議院予算委員会**Q:福島みずほ君**

稲田国務大臣の「ウイール」2006年10月号での塚本幼稚園の教育勅語朗読擁護発言について。

A:国務大臣(稲田朋美君)

「教育勅語の核である例えば道徳、それから日本が道義国家を目指すべきであるという、その核について私は変えておりません。」

○3月8日 衆議院文部科学委員会**Q:吉川(元)委員**

文科大臣の教育勅語についての認識について

A:松野国務大臣

「教育勅語につきましては、戦後の諸改革の中で、これを教育の唯一の根本として取り扱うことなどが禁止をされ、その後、教育基本法の制定により、その政治的、法的効力を失ったという経緯がございますが、適切な配慮のもと、教材として用いること自体は問題がないと考えております。」

○3月9日 参議院外交防衛委員会**Q:大野元裕君**

稲田国務大臣の雑誌での教育勅語朗読擁護発言について

○3月9日 参議院文教科学委員会**Q:斎藤嘉隆君**

塚本幼稚園の教育内容は政治的中立を逸脱した法違反ではないか。

Q:吉良よし子君

学校教育法下の学校等において教育勅語を指導原理とした教育が行われてはならない。

○3月10日 衆議院外務委員会**Q:宮本(徹)君**

海上自衛隊のホームページで、塚本幼稚園児の行事参加が紹介されていることについて。

○3月13日 参議院予算委員会**Q:小西洋之君**

「文科大臣に伺います。この衆参の本会議の決議、文科省として今なお尊重しているということ、そして、このときの趣旨説明の趣旨も尊重、また文科大臣の答弁については今なお引き継がれているという理解でよろしいでしょうか。」

A:国務大臣(松野博一君)

「教育勅語が失効、法的拘束力を失ったのはその決議によるということではございませんで、これは教育基本法、憲法の制定によって失効し、その衆参の決議はその失効に関して確認をし、趣旨を徹底するという意味においてなされたものと承知をしております。」

文部科学省として引き継いでいるかということですが、教育勅語を教育の唯一の根本とするということに、あつ、根本とすることを否定するということに関して、歴代文科省で引き継いでいるところでございます。」

Q:小西洋之君

総理大臣の教育勅語についての見解は。

A:内閣総理大臣(安倍晋三君)

「教育勅語について、私、かつて閣僚として答弁したことがございます。これは教育基本法に関する特別委員会でございます、私は当時内閣官房長官でございました。

そして、そのとき、当時の議員が質問の中でこのように言われたわけでありまして。私たちは、子は親に対して孝養を尽くすことを考え、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合うようにし、夫婦は仲睦まじく温かい家庭を築き、友人は胸襟を開いて信じ合えるようにしたいというのが、これが口語に訳したものであるということでありまして、ここのどこに問題があるのだろうかという趣旨の質問を、これは当時の民主党の大島議員からされたわけでございます。

この私は質問を受けまして、私も、子は親に対して孝養を尽くす、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合うなど、教育勅語の中にも現代に通じる基本的な道徳内容を示しているものもあると今委員がこれ御紹介をいただいたと、こう承知をしているというふうにご答弁して、なお、教育勅語については、戦後の諸改革の中で、これを教育の唯一の根本とし、神格化して取り扱うことなどが禁止され、憲法や教育基本法の制定等によりその法制上の効力は喪失したものであるということは承知をしているわけでございます、既に喪失をしているこの教育勅語について内閣総理大臣としてコメントをする立場にはないということは申し上げておきたいと思っております。」

○3月15日 衆議院内閣委員会

Q:辻元委員

衆参両院の国会決議を安倍内閣も引き継いでいるか。

A:菅国務大臣

「教育勅語については、文部次官通牒の発出など戦後の諸改革の中で、これを教育の唯一の根本として神格化して取り扱うことなどが禁止されました。その後、憲法や教育基本法制定などによりその法制上の効力は喪失しており、現在においても同じように理解をしています。」

○3月16日 衆議院安全保障委員会

Q:横路委員

稲田大臣は、昭和の日本が軍事化を進め、軍事国家となっていく中で、教育勅語がどんな役割を果たしたと考えているのか。

A:稲田国務大臣

「本件は、防衛大臣の所管ではなく、お答えする立場にはありません。

ただ、私が今まで、森友学園に関して、国会の中で教育勅語について累次質問され、お答えしてきたのは、「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、」など、今日でも通用する普遍的な内容を含んでいるということをご答弁してきたところでございます。

教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考えておりません。」

○3月21日 参議院外交防衛委員会

Q:井上哲士君

稲田防衛大臣の教育勅語についての発言について。

○3月23日 参議院財政金融委員会

Q: 古賀之士君

幼稚園の教育で教育勅語を指導原理とすることについて。

A: 政府参考人(藤江陽子君)

「委員御指摘のように、昭和二十三年の衆議院、参議院の決議にもございますとおり、教育勅語につきましては、戦後の諸改革の中で、これを教育の唯一の根本として取り扱うことが禁止されるとともに、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力が喪失しているところでございます。このため、学校現場において教育勅語を活用することとした場合におきましては、教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とすることなく、憲法や教育基本法等に反しないような適切な配慮が不可欠でございます。

実際に個々の私立幼稚園においてどのような教育を行うかは、一義的にはそれぞれの園で創意工夫をしながら考えるべきものでございますけれども、仮にそこで行われる教育活動が教育基本法等に照らして不適切なものであるとすれば、所轄庁である都道府県、この場合は大阪府となりますけれども、において適切に対応すべきものと考えております。」

○3月23日 参議院文教科学委員会**Q: 斎藤嘉隆君**

両院の国会決議を受けて文部省はどのような対応をしたのか。

A: 国務大臣(松野博一君)

「御指摘の昭和二十三年の次官通達でありますけれども、衆議院の教育勅語等排除に関する決議及び参議院の教育勅語等の失効確認に関する決議を受けて、その趣旨を徹底し、遺憾のないよう万全を期すこと、本省から交付をした教育に関する勅語等の謄本で学校等において保管中のものを本省に返還することなどを都道府県に通達をしたものであります。

教育勅語の取扱いについては現在も同じであり、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力が喪失をしたものと考えております。」

○3月31日 参議院本会議**Q: 小西裕之君**

稲田防衛大臣の教育勅語に関する見解について

○4月3日 衆議院決算行政監視委員会**Q: 宮本(徹)委員**

教育勅語の中で憲法に反しない部分というのは一カ所でもあるのか。

A: 松野国務大臣

「委員の方から、この内容に関して一カ所でも反しない部分があるかということでございますが、教育勅語に対しては、文部科学省の見解は、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力が喪失しているということでございまして、どの部分が憲法に反するか反しないかについての判断を文部科学省においてするものではないと考えております。」

「今回の閣議決定した答弁書において、憲法や教育基本法に反しない形で教育勅語を教材として用いることまでは否定されるものではないという答弁でございます。ですから、今の話のとおりでありますけれども、憲法や教育基本法に例えばその内容自体が趣旨として反するものであっても、要はその教え方がどうかということがポイントだということでございます。

例えば、教育勅語の全文または一部が、もう既に中学校の社会科の教科書や高等学校の歴史科、公民科の教科書において歴史的事実を学ぶための参考資料として掲載されているところであります。これは、各学校、児童生徒が我が国の歴史についての理解を深める観点からその資料を使っているわけでありまして、そういった使い方、教育指導の内容においてこれらが教育勅語を教材として用いることには問題がないというのが今回の答弁書の趣旨でございます。」

Q: 宮本(徹)委員

塚本幼稚園児が、海軍慰霊祭で教育勅語の唱和を行っていることについて。

○4月4日 衆議院 財務金融委員会**Q: 宮本(岳)委員**

教育勅語は憲法と教育基本法に反しているのではないか。

親孝行とか、兄弟は仲良くといったことを現在の学校では教えていないのか。

大阪府・市教育行政基本条例について

○4月5日 衆議院 文部科学委員会**Q: 玉木委員**

文科大臣の、教育勅語を道徳教材として使用できるという発言について。

A: 松野国務大臣

「私の記者会見での発言であろうかと思いますが、道徳ということに言及をさせていただきましたのは、新聞記者の方から、道徳に関してはどうかという質問をいただきました。それで、例示として道徳という言葉、教科を使わせていただきましたが、私の考え方は、基本的に、道徳であるかどうかにかかわらず、全ての教科において共通した考え方をしております。

それは、教育勅語自体は、憲法の制定や教育基本法の制定によって法的拘束力を失っております。その中において、学校の教材として使う分にはどうかという御質問でありましたので、これはもちろん、教育勅語を教育の唯一の根源として使う使い方というのはできないということと、使い方が憲法の趣旨、教育基本法に反していないという状況であれば、これは教材として用いることに関しては否定されるものではないという答弁をさせていただいたということでございます。」

「教材として用いる資料自体が憲法に反するか、教育基本法に反するかということではなく、それをもって、教え方、資料の使い方において憲法の趣旨、教育基本法の趣旨に反していなければ、教材として用いることはできるということでございます。」

「まず、教材の使用に関しての法的な規制について説明させていただきたいと思いますが、学校教育法第三十四条の第二項の規定に基づきまして、学校における教科書以外の教材は、法令に従った有益適切であるものである限り、校長や設置者の判断と責任で使用されるとされております。

これは、第一義的には、どういった教材を用いるか、どういった教え方をするかというのは教員でありますとか学校長に判断権があるということでございますが、私は、別に道徳の教材として教育勅語を推奨しているわけでも何でもありません、ただ、要は、否定ができない。なぜ否定ができないかといえ、今お話をさせていただいた規定によって否定はできないということでもあります。

私たちがポイントとして考えておりますのは、先ほども申し上げましたけれども、教え方でございまして、例えば、憲法に反する趣旨の教材、教育勅語がどうかは別として、反するものであっても、これを教材として、この考え方についてどう捉えますかという教え方はできるわけでありまして。これに対しては、さまざまお立場によって考え方があるから議論が成立するんだらうというふうに思います。

そういった教材としての用い方が問題であって、例えば、現行憲法を教材としても、その教え方が現行憲法の精神に反する教え方、基本的人権であるとか主権在民であるとか、そういったことに反することの趣旨で教えるということになれば、これは適切ではないということになると思いますし、要は、その教材を用いて、そういった視点によって指導がなされるかということではないかと思えます。」

Q: 宮崎(岳)委員

内村鑑三不敬事件について

アドルフ・ヒトラー「わが闘争」の教材使用について。

A: 松野国務大臣

「「わが闘争」、「マインカンプ」の全体としての趣旨は、今日的な人権意識でありますとかその他、現行の日本

国憲法における趣旨とも反するという事は、もうこれは誰しもが認めるところであろうかと思えます。私が申し上げているのは、その精神を、例えば「わが闘争」に書かれている内容の精神を、それをそのまま生徒児童に伝える目的を持ってこれが使用されるということであれば、当然のことながら適切でないというふうに思いますが、これは、教材としての使用の仕方というのは、さまざま、各個々人の教師によって手法があるわけございまして、例えば、「わが闘争」を示して、こういった人権意識、民族差別的な発想があった歴史的な時代があったということに関して今皆さん方はどうお考えですかということを討論させるですとか、教材としての使用に関しては、その教員の判断の自由があるということをお願いしているまででございます。」

○4月6日 参議院外交防衛委員会

Q: 藤田幸久君

学校で教材として「わが闘争」を使うことは可能か。

A: 副大臣(義家弘介君)

「昨日の衆議院文部科学委員会において、「わが闘争」の文言の一つが道徳的なものであれば使っても否定すべきではないということかという趣旨の質問に対し、松野大臣から、「わが闘争」に書かれている内容の精神をそのまま生徒児童に教える目的を持ってこれが使用されるということであれば、当然のことながら適切でないとする一方で、民族差別的な発想があったという歴史的な時代があったということに関して、皆さん方はこのことについてどうお考えですかということを討論させるですとか、教材として使用に関しては、その教職員の判断の自由があるという答弁でございます。

これは、同委員会において、質問者よりヒトラーの著書を例に出して教材として扱うことについてのお尋ねがあったのでこれを例にお答えしましたが、大臣の答弁は、全ての教科書等の教材に共通する考え方を述べたものでございます。」

Q: 藤田幸久君

防衛大学で「わが闘争」を使うことも可能か。

A: 国務大臣(稲田朋美君)

「今副大臣がお答えになったとおり、松野大臣から、「わが闘争」に書かれている内容の精神をそのまま生徒児童に伝える目的を持ってこれが使用されるというのであれば、当然のことながら適切でないという一方で、民族差別的な発想があった歴史的な時代があったということに関して皆さん方はどうお考えですかという討論をさせるとか、教材としての使用に関しては、その教員の判断の自由があるということが当てはまるのではないかというふうに思えます。」

○4月7日 衆議院内閣委員会

Q: 泉委員

昭和21年通知と23年通知との違いについて。政府答弁書は21年通知に従って作ったのではないか。

昭和58年参議院の決算委員会での島根県の私立高校での教育勅語唱和問題について。このときに文部大臣が、教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないことと答弁しているが。

A: 義家副大臣

「御指摘の瀬戸山文部科学大臣の答弁は、式日等における教育勅語の奉読を行わないことなど、教育勅語の取り扱いについて周知した昭和二十一年の趣旨を端的にお答えしたものでございます。

教育基本法等に反しない適切な配慮のもとで、教育勅語を声に出して朗読することまで否定されるものではないと考えております。」

「例えば、読むこと、朗読することのみをもってだめというならば、これは教科書の教科指導ができません。(泉委員「教育勅語のですよ」と呼ぶ)

教育勅語が教科書に載っております。それに対して、声を出して読むことさえ、教育勅語を読んだことだからだめだといえ、これは教育はできないというふうに思っております。(泉委員「毎朝の朝礼」と呼ぶ)

それは、それぞれの所轄庁がまずは判断することでございます。」

〇4月7日 衆議院文部科学委員会**Q:坂本(祐)委員**

政府の答弁書は国会決議を踏まえると不適切ではないか。

Q:大平委員

衆議院で決議したときの森戸文部大臣の発言と今日も同様の立場か。

憲法及び教育基本法の制定等をもって教育勅語は法制上の効力も、思想上においても効力を喪失した。

A:松野国務大臣

「御指摘の答弁の趣旨は、教育勅語は日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力が喪失をしておりますので、既に法制上の効力を持たない教育勅語のどの部分が憲法に反するか反しないかは、文部科学省において判断するものではないという趣旨で答弁をさせていただいたものでございます。」

Q:大平委員

教育勅語の部分的評価論は否定されるもので、肯定的に活用することはあってはならない。

「私は、今の大臣の答弁の趣旨でいいますと、教育勅語で子供たちに伝えるべきは、例えば、歴史や公民の授業などで、教育勅語というのは、その内容そのものですが、一大事が起これば一身をささげて皇室国家のために尽くせということが書いてあるんだというこの事実。あるいは、それを戦前子供たちに教え込んで、戦争へと駆り立てていったそういう歴史の事実。そして、冒頭確認をしましたが、それが戦後の日本において、戦後の日本社会は、それを明確に排除した日本国憲法のもと、国民主権、基本的人権、恒久平和主義という新しい原則が確立をされて再出発されたというこの歴史の事実。そういうことに教育勅語はあったんだということを教えるということは私は理解しています。」

Q:吉川(元)委員

適切な配慮とは具体的には。

〇4月10日 衆議院決算監視委員会第2分科会**Q:武正分科員**

「ただ、過去に一例、昭和五十八年でしょうか、松江日大高校に対して、時の瀬戸山文部大臣が勧告を行っております。当日、これは昭和五十八年五月十一日、参議院、本岡委員の質問に対して答えておられます。たまたまいま御説明申し上げましたように、松江市にある私立の高等学校でそういう事実があったということをも最近聞きまして、

建国記念日に教育勅語を唱えるということを挙げております。

率直に言って遺憾なことであると思っております。教育勅語そのものの内容については今日でも人間の行いとして、道として通用する部分もありますけれども、教育勅語の成り立ち及び性格、そういう観点からいって、現在の憲法、教育基本法のもとでは不適切である、こういうことが方針が決まっておるわけですから、そこで文部省といたしましては、その事態を承知いたしまして、いま初中局長から申し上げましたように、これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうことを今勧告しておるわけでございますということで、過去、こうしたことを文科省としても、一例と聞いておりますが、行っている。このことは大臣は承知でしょうか。」

A:松野国務大臣

「御指摘の昭和五十八年の島根県の私立高校に関しましては、この学校が式日に教育勅語を奉読し、県が指導を行っていなかった、これは昭和三十年代の後半からこのことが続いていたということがございまして、こういった事実に基づきまして国が県に対し指導を行ったものと認識をしております。」

Q:宮本(徹)分科員

教育勅語を指導原理として用いることの問題。

○4月11日 参議院文教科学委員会

Q: 斎藤嘉隆君

副大臣の、幼稚園児に教育勅語を毎日朗唱させることを問題ないとする答弁について。

Q: 吉良よし子君

副大臣の答弁について。

A: 副大臣(義家弘介君)

「今、幼稚園などのというお話でございましたが、この金曜日の委員会においては、広く学校教育一般の教育勅語の授業での取扱い及び一部の例示として大阪の特定の学校のホームページが紹介された上で、この教育勅語の朗読取扱いについての質問ということを知った上でこれは繰り返し言ってきたことではありますが、教育現場において教育勅語に触れる場合には、教育勅語は我が国の教育の唯一の根本とすることなく、憲法や教育基本法、学習指導要領等に反しないような適切な配慮が必要不可欠である、これは何度も答弁してきたことです。

その上で、御指摘の答弁の趣旨は、例えば、現在、教科書に記載されている教育勅語についての内容を生徒を名指しして読ませるといった教科指導も現実にあることから、児童生徒等に社会科等の教科書で教育勅語を読ませることのみをもって問題がある行為ではないという旨をまずは答弁したものであります。

その上で、いずれにしても、個々の学校においてどのような創意工夫を行うかは、一義的にそれぞれの学校で創意を工夫しながら行われるべきものであります。例えば、学校は自治事務でございまして、国がその教育現場のそれぞれについて具体的なものをキャッチしていないにもかかわらず、いいとか悪いとか言う権限はそもそも適切ではありませんし、また、特に、とりわけ私立については、私立学校法により建学の精神に基づく教育が最大限保障され、国及び所轄庁の規制が極力制限されているという法理も踏まえた上で、まずは所轄の道府県において、憲法及び教育基本法に合致しているか否か、さらには学習指導要領と照らし合わせた上で不適切かあるいは適切かの判断を一義的に行うものであるという旨を答弁したものであります。」

○4月12日 衆議院地方創生に関する特別委員会

Q: 宮崎(岳)委員

「わが闘争」「戦陣訓」「軍人勅諭」などを学校教育で朗読させることについて。

A: 義家副大臣

「その上で、御指摘のあった書籍等については、その一部を引用した教材を使用して当時の歴史背景について考察させる授業が考えられ、また一部にはそのような例があると承知しております。

他方、仮にこれらの書籍等が国民主権や基本的人権の尊重などの原則に反するといった形で使用されるのであれば、法令等の趣旨に合致せず、不適切であることは明らかであり、万一このような指導がなされた場合には、所轄庁や設置者において厳正に対処すべきであると考えております。

つまり、これは社会科であろうと道徳であろうと、この原則が当てはまるということでございます。」

○4月13日 参議院内閣委員会

Q: 神本美恵子君

教育勅語の神髄について。

○4月14日 衆議院文部科学委員会

Q: 泉委員

答弁書の「憲法や教育基本法等に反しないような」の中の「等」の中に、昭和23年の両院の国会決議は含まれているのか。

A: 松野国務大臣

「決議が「等」に含まれるかという御質問に関しましては、これは決議でございますので、直接決議が「等」に含まれるわけではございませんが、その決議を受けて、通達として、この決議の趣旨を徹底するようという

のを出しておりました、この通達が含まれるということでございます。」

Q: 泉委員

かつての国会答弁では「唯一の根本」という言葉は使われていない。

○4月18日 衆議院安全保障委員会

Q: 本村(賢)委員

稲田大臣の教育勅語に対する認識について。

○5月11日 参議院内閣委員会

Q: 和田政宗君

教育勅語の精神は、しっかりと直視すれば今にも通じるものがある。

○5月16日 参議院文教科学委員会

Q: 神本美恵子君

塚本幼稚園の教育内容について把握しているか。教育勅語の暗唱について報告を受けたけど何ら勧告はされていないのか。

A: 政府参考人(藤原誠君)

「大阪府からの報告を受けまして、私どもとしては、まずはその所轄庁においてきちんと対応していただくという形で指導しているということでございます。」

Q: 神本美恵子君

国は、教育勅語を教育の場に復活させる余地を残したいと思われるような歯切れの悪い答弁を行っている。教材として用いることは、歴史の事実、文献として用いることを意味していると理解してよいか。1983年の文部大臣の見解と同様に問題があれば当時と同じように指導するように所轄庁に勧告をするのか。教育勅語には普遍的な内容が含まれているのか。

A: 国務大臣(松野博一君)

「私たちが一貫してお話を、答弁させていただいていることは、どういった教材を用いるかは、それは学校現場の選択である、これはもう学教法上に明確に書かれていることであります。何を用いるかではなくて、何をそのメッセージとして、教育の内容として伝えるか、そこに私たちは着目をしているということございまして、その教える内容が憲法等に反するというのであれば、当然、まず所轄庁が適切に指導するというところでございます。」

Q: 吉良よし子君

教育勅語のすべての徳目が、現行憲法の国民主権の原則と矛盾する。

○5月17日 衆議院文部科学委員会

Q: 富田委員

「新日本建設に関する詔書」について

○5月25日 参議院外交防衛委員会

Q: 藤田幸久君

防衛大学校での「わが闘争」の教科書使用について
教育勅語への評価について

○6月8日 衆議院憲法審査会

Q: 大平委員

教育勅語は日本国憲法に反するもの。どのような形であっても教育の中で使うことはできないということは

明白。

Q:土屋(正)委員

教育勅語について公立と私立で、分けて考えるべき。教育の自由、思想信条の自由に触れる場合がある。

3. 記者会見記録

(1) 菅 義偉内閣官房長官 記者会見

2017年4月3日（月）午前

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201704/3_a.html

記者)

教育勅語についてお伺いたします。政府は憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されないという答弁書を閣議決定されました。教育勅語は国会でも排除・失効決議がされておりますけど、教材として用いることへの反発も出ております。この点いかがお考えでしょうか。

長官)

まず教育勅語についてでありますけど、これについては1948年、衆参の決議を受けてその決議の趣旨を徹底すべく都道府県に通達を行っております。現在も教育勅語の取り扱いと同様であって、日本国憲法及び教育基本法の制定をもって法制上の効力は喪失していると考えております。したがって学校において教育勅語をわが国教育の唯一の根本となるような指導を行うことは不適切であると考えます。また一方で、教育勅語には親を大切にすること、兄弟姉妹仲良くするとか友達はお互いに信じ合うといった項目もあることも事実でありまして、憲法や教育基本法に反しないような適当な配慮のもとで取り扱うことまで否定することはないとこのように考えております。

記者)

教育勅語には親孝行など現在にも適用する徳目もならんでおりますけど、天皇を中心とした国家観に貫かれているという指摘もあります。今回の閣議決定でも教育勅語を教育現場で使うことへのお墨付きを与えるのではないかと批判も出ておりますけどこの点はいかがでしょうか。

長官)

まず教育勅語については戦後の諸改革のなかでこれを教育の唯一の根本として取り扱うことなどが禁止されて、その後の教育基本法の制定によって政治的・法的効力が失ったという経緯があります。このことは承知しています。後者(?)の中に適切な配慮のもとで教材として用いることは問題はない、ご指摘の懸念は生じないと考えています。

記者)

教育勅語は戦中に国家に何かあったら命を捧げろという趣旨で、国民を戦争に駆り立てたということが根本的な反省で、それが戦後否定された大きな理由だと思うんですけど、部分的にだけ取り出してここはいいことがあると、そういう論法だと肝心な問題が見えなくなると、あるいは肯定的にとらえたい政治的勢力と教育の方とか、あいまいにしてグレーゾーンを広げていくということがあるので、懸念されていると思うんですけど、部分だけをつまみ食いして、そこはいいだろう、使っていこうというのには教育勅語の根本が分からなくなるという声があると思うんですがいかがですか。

長官)

いま申し上げましたけど法制上のことですね。効力はすでに喪失していることであります。そして現在も効力は喪失している。そういう中であって親を大切とか兄弟姉妹仲良くとか、これは当然前の、これはきわめて教育上のことに支障のないことについては取り扱うことまで否定をしないと、先ほど申し上げましたように1948年の衆参の決議を受けて決議を徹底するための都道府県への通達をしている。ですから、取扱いは日本国憲法及び教育基本法の制定をもって法制上の効力もだから喪失しているということじゃないでしょうか。

記者)

同じことを繰り返されているだけじゃないですか。長官ご自身の教育勅語が戦争中に果たした役割に

ついて天皇のために何かあったら命を捧げなさい、(お死になりになさい、か? 聴取不明) ということに関し反省はないんですか。

長官)

ですからそういうことについては衆参の議決を受けて都道府県に徹底しているんじゃないですか。教育勅語の取り扱いが当時、決議していますので現在でも同様である。しかし日本国憲法及び教育基本法の制定などをもって法制上の効力は喪失している。これは重要じゃないですか。

記者)

それも繰り返しているだけでお答えになっていないんですけど、そういうとこだけ部分的につまみ食いをする、グレーゾーンを広げるという、ここはいいだろうというグレーゾーンを広げるという話になると思うんですけど。逆に戦中も悪くなかったんだというそういうこと肯定されたい方もいっぱいいる。それを否定したのが戦後の決議であって、そこをあいまいにすることがこの問題の本質ではないか。この点については長官、どうお考えですか。

長官)

あいまいにしていないと思いますよ。だって日本国憲法及び教育基本法の制定をもって法制上の効力は完全に喪失するわけでしょう。ここはあいまいにしていない。ここをまた変えるんだったら別ですけど。

2017年4月3日(月) 午後

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201704/3_p.html

記者)

教育勅語に関する政府の認識について確認をさせてください。長官は午前中の会見で親を大切にするとか兄弟姉妹仲良とか適切な配慮のもとで取り扱うことまでは否定をすることはないと発言されています。これは政府として教育勅語を道徳を学ぶ意味で使っても問題ないという認識でしょうか。

長官)

教育勅語の中心はそうしたこともあります。そうしたことについてはそこまでそこは否定をすることはできないと思います。

記者)

1948年の衆議院の教育勅語の排除決議では「詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する」とされているんですけど、この決議には今のご発言には反しないとお考えでしょうか。

長官)

反しないと思っています。学校において教育勅語をわが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことはきわめて不適切さらに憲法や教育基本法に反しないような適切な配慮のもとで、今申し上げましたけどある意味で真理普遍なことまでもやはり否定はすべきではないという考え方であります。

記者)

答弁書では、教材として用いることまでは否定されることはないというお話です。過去の国会答弁などにおいて文部省の政府参考人や大臣は、教育勅語そのものを教材として使うことは考えられないとか、教育勅語そのものを学校で教えるということは適当ではないという答弁もありますが、この答弁と今回の答弁書、これは矛盾はないんでしょうか。

長官)

まったく矛盾をないと思います。

記者)

それはどの点で矛盾はないと。

長官)

それは今申し上げた中に書いてある部分まで普遍的なことについてそこまでやはり否定すべきじゃな

い、というように思います。

記者)

繰り返しになりますが、中身の部分について取り上げる、公教育の場で取り上げる、例えば、それは教材、副読本とかそういった部分も含めて取り上げることも問題ないと。

長官)

たびたび申し上げますけど、戦後の諸改革の中で教育勅語を教育の唯一の根本として取り扱うことなどが禁止されておりました、その後の教育基本法の制定によってその政治的・法的効力は失っておりそれは現在も同様であるというふうに考えております。

記者)

教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような適切な配慮のもとでと長官おっしゃっていたと思うんですが、具体的にどういうふうに配慮すれば教育勅語を教材として使うことが可能になるのか。

長官)

先程来申し上げましたように中身の話、親を大切とか、兄弟仲良くとか友達お互いに信じ合う、そういうことまで否定することはできない。

記者) 憲法に書いてある基本的人権、国民主権に反しない範囲では使えるというそういったことですか。

長官)

その通り。

2017年4月4日(火)午前

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201704/4_a.html

記者)

教育勅語に関して、長官は昨日の会見で教材利用に関して親を大切にとか、兄弟仲良く友達をお互いに信じ合う、こういったところまで否定すべきではないのじゃないのかとお話しされました。一方でそういった親を大切にとかという話はあえて国会で排除・失効決議されたような教育勅語を持ち出して教材にしなくても他の話でもできるような話だというような話じゃないのかと思うのですが、その点についてはなぜ否定されないのでしょうか。

長官)

あの、大きな勘違いじゃないでしょうか。私ども政府としての質問主意書への答弁書というのは「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である」、これは当然のことです。一方、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」ということがこの答弁書に対しての説明であります。学校において教育勅語を我が国教育の唯一の根本とする指導を行うことは不適切である。これは明快であります。一方で今申し上げましたけど憲法の基本理念であります基本的人権の尊重やまさに国民主権など憲法や教育基本法等に反しないような適切な配慮のもとで取り扱うことまでもあえて否定すべきではない、ということでもあります。

記者)

この決定に関しての民進党の蓮舫代表から戦前に戻るかのような使い方をしてはいけないと政府がいうべきであるという指摘があったり、野党から様々な反応があります。歴史教育以外でもこれを教材とすることを否定しないという政府答弁では政権が戦前回帰を志向したり是認しているのではとの懸念をもたれることも可能性があるのですが、それについてはいかがですか。

長官)

政府としては積極的に教育勅語を教育現場で活用するとかまったく考えておりません。一般的にいっ

て、教育については教育基本法の趣旨を踏まえながら、学習指導要領にそって学校現場の判断で行うべきである、というふうに考えています。それ以上でもそれ以下でもありません。ここは明確に言っておきます。

2017年4月5日（水）午後

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201704/5_p.html

記者)

教育勅語について伺います。今日の衆院文教委員会の中で松野文科大臣が教育勅語に関しまして道徳で用いるべきだとか、推奨する気もない。しかし学校現場の教える行為に関する権利を阻害してはならないというのが私の本意だと答弁されていますが、この教育勅語の教育現場への活用に関して政府は同様のご認識をお持ちですか。

長官)

全く同じです。

記者)

政府としてはあくまで学校現場での判断に委ねるべきだと今は。

長官)

それも当然だと思います。

記者)

今回の政府答弁に関しては特定の教材を禁止するとかえって教育現場の中立性を損なう可能性も出るという指摘も出ていますが、政府としてはそういった点も配慮してこの完全に否定するものではないという答弁をしているのでしょうか。

長官)

まず質問主意書の内容ですけど、教育勅語の学校現場での使用を禁止すべきじゃないか、という質問であります。これに対して教育勅語を我が国教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である、こういうふうに述べています。そのうえで、憲法や教育基本法などに反しないような形で取り扱うことまで否定するものではない、このように質問主意書に答弁しています。政府として積極的に教育勅語を教育現場で活用することを考えていることは全くない。一般論としては教育については教育基本法の趣旨を踏まえながら学習指導要領にそって学校現場での判断で行うべきであるとこのように考えておりますので、今回の質問主意書への回答もこの考え方に基づいて行ったということであります。

記者)

今回の政府答弁に関して野党から戦前回帰の動きを示すものだったといった批判も出ておりますけど、こうした批判は誤解に基づくものとして認識されているのか。

長官)

野党の認識について政府としてコメントすることは控えたいと思いますが、いずれにせよ戦前回帰という批判は全く当たらない。そして政府としては現行の憲法や教育基本法、これにそって適切に対応していくということにつきます。

(官邸 HP に掲載されている映像から文字起こしを行った。)

(2) 松野博文 文部科学大臣 記者会見

松野博文 文部科学大臣記者会見録 (平成 29 年 2 月 28 日)

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1382727.htm

記者)

森友学園の系列の幼稚園で、「安倍総理がんばれ」や、「安保成立して良かった」など、教育基本法 14 条の政治的中立に違反するのではないかと指摘を受けるようなことがあったと思うのですが、幼稚園を所管する文科省として、その受けとめと、何か注意などを出される予定があればお願いします。

大臣)

教育基本法における政治的な中立の問題ではありますが、建て付けとしては、文科省が基準をお示しして、所轄庁がその基準に基づいて、その趣旨の状況等を含めて判断をするという形になっております。この場合、当該幼稚園の所轄庁は大阪府でありますから、大阪府が通常の幼稚園の教育内容に関しても、適正であるか否かについては判断をされるのであろうと考えております。

記者)

大臣としては、子供たちが暗唱していたことについては、どう思われますか。

大臣)

法律の建て付けが、今申し上げたとおりでありまして、もちろん各種の法律の中において、大阪府に関して行政事務が明らかに違反する状況であったり、また、著しく不適切な状況であった場合に関して、文科省は大阪府に適正な執行を求めることができます。この事案に関しては、大阪府に確認をさせていただいたところ、大阪府で幼稚園の教育内容に関して、幼稚園側に関して、報告を求めているという情報をいただいておりますので、大阪府の方で適切に対応されるのであろうと思います。今、現に大阪府がそういった対応をしていますから、これは私たちが直接的に申し上げる事案ではないと認識しております。

記者)

関連して、大阪府の教育庁が森友学園側に事実確認するとともに、教育基本法 14 条に違反していないかどうかについては文科省側に確認しているというような回答を、我々の取材に対してしていますが、そういう事実は認識していらっしゃるのかどうかと、その場合に、どのように対応される予定でしょうか。

大臣)

私が大阪府の教育庁から、文科省に関してそのような問合せがあったことを承知しておりません。もしかしたら、省の方であって私の方に報告が上がっていない状況なのかもしれませんが、現状においては、そういった形になっております。先ほど申し上げたとおりではありますが、政治的な中立の案件というのは、様々、個々の事例に即して判断をされるべきものでありますので、個々の事例に関しての把握が一番可能なのは大阪府でありますから、基本的に判断される事案だと考えております。

記者)

法律の解釈や、一般的なアドバイス、助言的なものは文科省からはありますか。

大臣)

それは先ほど申し上げたとおり、基準に関しては教育基本法をはじめ、各種法律の内容、基準に関しては文科省で出していますので、個々の判断は別として、基準に関して提示をするということは、従来から文科省として行っていることであります。

記者)

二つ確認したいのですが、一つは今の点に関して、大阪府に状況の把握を求められていることは理解したのですが、大阪府の方から、一定の状況把握が済んだ段階で、文科省の方に報告をあげる、もしくは、大阪府の対応が適切かどうか、文科省で判断するということはお考えではないのでしょうか。

大臣)

御承知の上での質問だと思っておりますが、これは自治事務でありますから、元々、その内容に関して、大

阪府が文科省に報告、確認を求める種の行政的事案ではありません。大阪府の判断ではありますが、しかし、これだけ社会的に関心が高い事案でありますから、文科省としても推移に関して注視しておりますし、その内容に関して、情報は共有をしていきたいと考えております。

松野博一文部科学大臣記者会見録（平成 29 年 3 月 14 日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1383353.htm

記者)

最近国会でも議論になっております教育勅語に関して、文科省の審議官なども国会答弁の中で、今日でも通用するような普遍的な価値のあるというような、部分的に肯定するような答弁というものが閣僚も含めてなされています。これについて、松野大臣としてはどのようにお考えか、同じようなお考えなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

大臣)

教育勅語は、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって、法制上の効力を喪失しております。文部科学省としては、学校現場において教育勅語を活用することとした場合には、憲法や教育基本法等に反しないような適切な配慮が必要であると考えております。

記者)

関連しまして、適切な配慮、反しないようなという御指摘ですけれども、具体的にはどのようなケースを想定されていますでしょうか。

大臣)

これは政治事項に関する中立等の話もありますし、まず何よりも憲法で規定されている精神でありますから、教育基本法の内容等に反する部分に関しての指導方法ということであろうかと思えます。しかし、具体的には、私も繰り返しお話をさせていただいておりますけれども、個々の事案がそれに該当するかどうかは、所轄庁によって判断、指導されるものだと考えております。

記者)

国会答弁での大臣官房審議官の、今日でも通用するような価値があるというような答弁については、部分的に認めるような答弁については、適切であるというお考えでしょうか。

大臣)

具体的にどの部分を指して、その審議官が話をされているのか、ちょっと今、私が承知をしていないのですが。

記者)

藤江大臣官房審議官が「教育勅語の中には、今日でも通用するような普遍的な内容も含まれ、適切な配慮の下に活用していくことは差し支えないと考えている」という趣旨の答弁をされておられます。稲田防衛相も「全く誤っているというのは、違っていると思っている」というような答弁をされておりますが、こういった答弁については、どのようにお考えでしょうか。

大臣)

まず教育勅語を、先ほど申し上げたとおり、憲法や教育基本法に反しないように配慮をもって授業に活用するという事は、これは一義的にはその学校の教育方針、教育内容に関するものでありますし、また、教師の皆さんに一定の裁量が認められるのは当然であろうかと思えます。

その前後の関係で、審議官の発言がどの部分を指しているかというのは、ちょっと明らかでないので、私の方でお話がしづらいのですけれども、具体的にはどういった部分を指しての話をしているのですか。

記者)

教育勅語の使われ方、教育現場での使われ方について、具体的には森友学園の幼稚園でのケースに関

連する議論であったかと思うのですが、その中で、教育勅語が教育現場で使われる、教育方針の中に活かされるということに関連して、見解を求められた際の答弁であったと。

大臣)

まず森友学園とお名前が出ましたけれども、特定の事案を個別にあてはめるといえるのはやっておりませんので、その判断は、所轄庁である大阪府によってなされるものと思いますが、一般論として、例えばおそらく今までの答弁の経緯からいうと、家庭とか親子関係とかそういったものに関してのことかと思いますが、そういった内容は、幼稚園の教育要領、また学習指導要領の中においても書かれていることでありますから、そういったところを指して話をしているのではないかと思います。

記者)

教育勅語の中の徳目の部分だけを部分的に取り出して、そこには価値があって、教育に適切に活かしていくことには問題はないというお考えなのでしょうか。

大臣)

先ほど申し上げましたとおり、教育勅語を授業に活用することは、適切な配慮の下であれば問題ないと思います。それは一般論から言って、その活用の仕方、これはもう教師の教え方の問題であると思いますし、それは積極的に評価する、消極的に評価する、その項目によってそれぞれ違うものであろうかと思いますが、個々どれをもっていい、どれをもって悪いということは言及しませんが、いずれにせよ、その教えている内容が憲法や教育基本法に反するというのであれば、それは所轄庁の中で適切な指導がなされるものと考えております。

記者)

部分的に取り出しても、基本的には天皇中心の国家、いざという時にはそのために命を捧げるというような趣旨が教育勅語の趣旨かと思うのですが、そういう趣旨の中で書かれている徳目を、徳目自体の価値を認めても、それだけ取り出して価値を認めても、それは教育勅語全体の精神を肯定するようなことに繋がって不適切だというような指摘もあるのですが、それでも部分的に取り出して、適切に教育現場で活かせば、それは問題ないというようにお考えなのでしょうか。

大臣)

全体としての評価は、これはそれぞれおありだと思いますが、文部科学省としては、これも繰り返しのようになって恐縮ではありますが、憲法や教育基本法に反しないような配慮があって、教材として教育勅語を用いることは、そのことをもって問題とはしないという見解です。

松野博一文部科学大臣記者会見録（平成 29 年 4 月 4 日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1384185.htm

記者)

教育勅語に関することでお尋ねします。昨日の国会の審議でも大臣が御発言されていらっしゃいましたが、改めて、先日閣議決定された、憲法や教育基本法などに反しない形での学校現場の使われ方まで否定されるものではないという答弁書に関連して、どういうケースが反しないのか、当たるのか、それについて、まずは大臣のお考えをお聞かせ願いますでしょうか。

大臣)

まず、これはもう皆さん御承知のことではありますが、教育勅語は、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力を喪失している、法的効力のない文章でございます。ですから、学校において教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切ではありますが、憲法や教育基本法に反しないような形で教育勅語を教材として用いることは、否定されることではないと考えております。要は、教材を考える時に教材自体の性質を問うよりも、教材をもって教師による教育がどう進められるか、どういった趣旨で進められるか、その点にポイントを置いての今回の答弁書であるかと私は考えております。例えば、これももう皆さん御承知であり、皆さんも学校で勉強された

通り、中学、高校の歴史、公民、倫理等の教科書には、教育勅語の全文または一部が掲載をされているわけであります。ですから、教育勅語を教育の場から全てこれは排除すべきだという御意見の方もいらっしゃると思いますが、そうなりますと、この検定を受けた教科書の性質、性格、ポジションというのは一体どういうものであるかということの議論にもなると思います。要は、歴史も学ぶにあたって、例えばこれは教育勅語以外でも日本史、世界史、公民、倫理の中においては、様々な今の憲法の趣旨から考えれば、その資料、その文章自体は憲法の趣旨に反する文章というのは多く記載がされている訳であります。しかし、それをもって排除すべきということではなくて、それをもって先ほど申し上げた通り何を教えるのか、この文書が出された時の歴史的な背景の問題であったり、歴史の発展段階の問題であったり、様々なことをその資料を通じて教師は教えたいという意図で使われるものでありますから、そういった使われ方に関して、これは教育勅語に絞って言っても、そういった観点から教材として使われることは問題がない。現に日本の中学、高校、小学校も含めて、そういったことをもって教育がなされてきたと、私は認識をしているということであります。

記者)

それに関連しまして、菅官房長官が昨日の会見で、教育勅語に書いている道徳を示した部分、その部分について、道徳の授業というか、道徳を学ぶ意味で使っても問題はないかという問いに対して、否定するものではないとおっしゃっていたのですが、そういうのも大臣のお考えでは問題ないのか。

大臣)

私の基本的な考え方は、どの教材を使ってどう教えるかについては、憲法の趣旨であるとか教育基本法の趣旨に反しない限りは、一義的には教員、学校長の権限にあるものだと考えております。ですから、文部科学大臣がこの教材をこういうふうに使ってはだめですとか、こう使いなさいとか、それを明示的に発言するというのは、まさに、この教員の、どういった教え方をするのかということに関してオーバーライズすることですから、発言は控えたいと思いますが、しかし付け加えさせていただきますと、繰り返しになりますが、その教え方が問題がある、適切でない、広く言えば憲法、教育基本法に反するというのであれば、その所轄庁であり、もしくは所管庁が適切に指導をされるものと考えております。

記者)

聞き方を変えるのですが、教育勅語の中に道徳を示す部分があって、その部分はいいんだと、教育勅語を持ち出して道徳の部分教えること自体には問題ないのでしょうか。

大臣)

質問の趣旨がちょっと。

記者)

個々の道徳の徳目の部分は、教育勅語を持ち出すまでもなく、いろいろなところでその大切さが説かれているわけではありますが、教育勅語をわざわざ持ち出して、道徳の徳目の部分を教える必要があるのでしょうか。

大臣)

私、直接発言をお聞きしてないので、前後のニュアンスはわかりませんが、私が推察するにあたり、教育勅語の中にある、例えば友情に対する部分であるとか、家族関係に関する部分というのは、学習指導要領の中にも同様の方向が記載をされているという意味において使われることがあるのではないかと趣旨ではないかと推察をいたしますが、まさに道徳を教えるにあたって、この教材を使うべきだとか、べきではないという話ではないだろうと思います。逆に言うと、道徳を教えるために、教育勅語のこの部分を使ってはいけないというふうに私が申し上げるべきでもないと考えます。

松野博一文部科学大臣記者会見録（平成 29 年 4 月 25 日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1385097.htm

記者)

昨日、文部科学省のホームページに、ヒトラーの著書「わが闘争」が、学校現場で教材として使用されるかどうかについて、先般、政府の答弁書が閣議決定されたのですが、それに対して、中国の外交部報道官が反応する形でコメントを出し、それに対して文科省のホームページでは見解を出されたわけですが、見解を出された意図と狙いについて教えていただけますでしょうか。併せて、英語とドイツ語でも翻訳が出ておりますが、この辺の意図についても教えてください。

大臣)

御指摘の中国外交部の定例記者会見における発言は、全くの誤解に基づくものであり、事実関係を確認せずになされたこのような発言を正すことが必要だということから、昨日、日本政府の立場を改めて明確にするために、日本語・英語及びドイツ語でそれぞれ HP 上で公表をいたしました。その中では、我が国においては、憲法に定める基本的人権の尊重等の基本原則や、教育基本法に基づいて人種に基づく差別等は絶対にあってはならないとの理念の下で教育活動を一貫して行っていること、我が国の学校教育においては「わが闘争」の一部を引用する場合には、あくまで否定的に引用した授業が行われており、こうした教育は、正に憲法との趣旨に合致し、憲法に定める基本原則の実現のために行われるものであることについて説明をしております。文部科学省としては、このような立場を引き続き堅持し、人種に基づく差別やジェノサイドなどは絶対に許さないという意識をしっかりと定着させるための教育の充実を図っていくということでもあります。英語及びドイツ語等でも併せて発表したということは、広く世界に、日本の立場、政府の立場、文科省の立場を御理解をいただくということを目的にしたものであります。

記者)

今の質問に関連して、中国外交部の会見に対しての反論としての政府の見解を示したということなのですが、中国語では公表はしないのでしょうか。

大臣)

中国語の公表は用意していないよね。

事務方)

用意してございません。基本的には私ども、英語で発信するというので、先方にはしっかり伝わるというふうに思います。考えてございません。

4. 学会・団体・研究会等の声明等

- 2017/3/14 全日本教職員組合：談話 憲法の精神に反する答弁書の撤回と稲田防衛大臣の即時辞任を求めます
- 2017/3/14 日本教職員組合：稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話
- 2017/4/3 公教育計画学会理事会：「教育勅語」の容認と銃剣道の学校教育への導入に強く反対する
- 2017/4/3 フォーラム平和・人権・環境：「教育勅語」容認の閣議決定に対する平和フォーラム見解
- 2017/4/4 日本教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に対する書記長談話
- 2017/4/5 平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会：改めて本質をあらわにした教育勅語容認の閣議決定
- 2017/4/7 子どもと法・21(子どもの育ちと法制度を考える 21世紀市民の会)：「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」旨の閣議決定等に抗議し、これを撤回するよう求める声明
- 2017/4/10 長野県教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に抗議します
- 2017/4/11 憲法会議(憲法改悪阻止各界連絡会議)：教育勅語に関する閣議決定は憲法違反であり、ただちに撤回することを要求する
- 2017/4/12 日本出版労働組合連合会：出版労連は「教育勅語」を容認する閣議決定に反対します
- 2017/4/13 宗教法人ホーリネス教団：「教育勅語の教育の現場での使用を容認する閣議決定」に対する懸念表明
- 2017/4/14 教育科学研究会常任委員会：教育勅語復権策動の暴挙を批判する
- 2017/4/18 全国労働組合総連合：談話憲法違反の教育勅語を容認・肯定する答弁書の撤回を求める
- 2017/4/20 大阪教育合同労働組合：安倍政権・松井大阪府政の「教育勅語」容認に、断固として抗議する
- 2017/4/21 澤田 稔他：要望書
- 2017/4/21 日本生活指導学会理事有志：教育勅語の教材使用を容認する閣議決定に対する意見表明
- 2017/4/23 歴史教育者協議会常任委員会：教育勅語の教材使用を認めた政府閣議決定の撤回を求めます
- 2017/4/27 教育研究者有志：教育現場における教育勅語の使用に関する声明
- 2017/4/29 教育史研究者有志：声明「教育勅語」の教材化と、銃剣道の保健体育科への導入に強く反対します。
- 2017/5/8 教育史学会：「教育二関スル勅語」(教育勅語)の教材使用に関する声明
- 2017/5/15 自由法曹団東京支部：教育勅語の内容を肯定し学校教育の教材として用いることを容認する安倍内閣の閣議決定に抗議し、撤回を求める
- 2017/5/18 仙台弁護士会：学校教育における教育勅語の使用に強い懸念を表明する会長声明
- 2017/5/25 日本カリキュラム学会・日本教育方法学会：学校教育における教育勅語の取り扱いに関する提言
- 2017/5/27 歴史学研究会総会：「教育二関スル勅語」の教育現場での無前提な使用に反対する決議
- 2017/5/31 自由法曹団：安倍内閣による教育勅語の肯定に抗議する
- 2017/6/16 日本教育学会他：政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明
- 2017/4/00 都教委包囲・首都圏ネット：「教育勅語」容認の閣議決定に抗議し、撤回を求める声明
- 日本音楽教育学会：政府の教育勅語使用容認答弁に関する要望書・共同声明書について

【教育学会他】

政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明（2017年7月31日更新）

政府は、第193回国会での本会議や委員会での審議や答弁書において、「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）には普遍的な価値が含まれており、日本国憲法及び教育基本法等に反しないかぎり教材として使用できる旨の答弁を繰り返しました。そのなかには、朝礼での教育勅語の朗読や暗唱・唱和さえ一概には否定しない旨の答弁もありました。

一連の政府答弁は、戦前・戦中において教育勅語が日本の教育と社会にもたらした負の歴史を無視し、戦後国会が教育勅語を排除・失効確認した事実をも軽んじるものです。私たちは教育学を研究する者として、また大学等で教壇に立つ者として、これを容認することはできません。

教育勅語は、戦前・戦中に君主たる天皇が「臣民」に対して国体史観に基づく道徳を押しつけ、天皇と国家のために命を投げ出すことを命じた文書です。天皇は現人神であり、日本は神国であるという観念の下、教育勅語は、誰もが抱く家族や同胞への愛情や世の中で役立つ人間になりたいという気持ちを絡め取りつつ、国民を排外主義的・軍国主義的・愛国心に導くことに使われました。このため、教育勅語は国民主権・基本的人権尊重・平和主義を基本理念とする日本国憲法とはまったく相容れないものであり、今日では歴史的資料としてしか存在することが許されないものです。

日本国憲法公布前の1946年10月8日、旧文部省が教育勅語を唯一の理念（「淵源」）とする教育を否定する旨の通牒を発したため、一時は唯一の理念としないかぎり教育勅語に基づく教育も可能だとの理解がありました。そこで、日本国憲法施行後の1948年6月19日、衆議院の教育勅語排除決議及び参議院の失効確認決議により、国会は国権の最高機関として学校教育から教育勅語を完全に排除するとの意思を示しました。文部省はこれらを受けて、同年6月25日、1946年通牒による教育勅語の取扱いを変更し、戦前・戦中に学校に配られた教育勅語をすべて返還するよう通知しました。このようにして、教育勅語は70年も前に、日本国憲法及び教育基本法に反するものとして学校教育から完全に排除されたのです。

したがって、教育勅語は、戦前・戦中における教育と社会の問題点を考えるための歴史的資料として批判的にしか使用できないものであり、普遍的価値を含むものとして教育勅語を肯定的に扱う余地はまったくありません。

ところが、政府は、教育勅語を教育の唯一の理念とすることは否定されたとしつつも、教育勅語には普遍的な価値が含まれており、日本国憲法及び教育基本法に反しないかぎり肯定的に扱うことも容認される旨の答弁を繰り返しました。その一方、どういう使い方が日本国憲法に反するのかなどの質疑には答弁を忌避し、学校・設置者・所轄庁の判断に委ねるとの答弁に終始しました。これは国会軽視であるだけでなく、戦前・戦中のような教育勅語の使用を容認または助長しかねないものです。

私たちは政府に対して、第193回国会における教育勅語の使用容認答弁を撤回し、戦前・戦中における教育と社会の問題点を批判的に考えるための歴史的資料として用いる場合を除き、教育勅語の使用禁止をあらためて確認するよう求めます。また、教師、学校、教育委員会には、第193回国会における政府の教育勅語使用容認答弁に惑わされることなく、普遍的価値を含むものとして教育勅語を肯定的に扱う余地はまったくないことをご理解いただくよう求めます。

2017年6月16日

日本教育学会会長 広田照幸
関東教育学会会長 関川悦雄
教育史学会代表理事 米田俊彦
教育目標・評価学会代表理事 木村元・鋒山泰弘

子どもと自然学会会長 生源寺孝浩
 大学評価学会代表理事 植田健男・重本直利
 中部教育学会会長 吉川卓治
 日本音楽教育学会会長 小川容子
 日本学習社会学会会長 佐藤晴雄
 日本家庭科教育学会会長 伊藤葉子
 日本キリスト教教育学会会長 町田健一
 日本社会教育学会会長 長澤成次
 日本生活指導学会代表理事(教育学) 折出健二
 日本体育学会会長 深代千之
 日本美術教育学会会長 神林恒道
 日本福祉教育・ボランティア学習学会会長 原田正樹
 幼児教育史学会会長 太田素子
 (6月16日追加分)
 日本教育制度学会会長 清水一彦
 (6月18日追加分)
 日本教師教育学会会長(理事長) 三石初雄
 (6月23日追加分)
 日本カリキュラム学会代表理事 長尾彰夫
 (7月4日追加分)
 日本環境教育学会会長 諏訪哲郎
 (7月10日追加分)
 日本体育科教育学会会長 岡出美則
 (7月12日追加分)
 日本地理教育学会会長 竹内裕一
 (7月14日追加分)
 日本学校保健学会理事長 衛藤隆
 (7月26日追加分)
 北海道教育学会会長 姉崎洋一
 (7月31日追加分)
 日本教育方法学会代表理事 深澤広明

付記1：教育史学会は2017年5月8日に別途独自に声明を公表しています。

付記2：日本カリキュラム学会理事有志・日本教育方法学会会員有志により、2017年5月25日付で別途独自の提言を公表しています。

<http://www.jera.jp/20170617-1/>

【教育史学会理事会】

2017年5月8日

「教育二関スル勅語」(教育勅語)の教材使用に関する声明

教育史学会理事会

政府は、2017年3月31日の閣議決定による答弁書において、憲法・教育基本法に「反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」、さらに4月14日と18日の答弁書において教育勅語の「教育現場における使用」について、「国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである」との見解を表明した。このことにより、1890（明治23）年10月30日に明治天皇の名をもって出された「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の暗唱やそこに記される徳目の教材活用が学校で行われるようになるのではないかとの懸念が高まっている。

教育史学会では、多くの会員が教育勅語の内容、儀式及び社会的影響等を長年にわたって研究し、その成果を蓄積してきた。上記の状況に対し、学術研究の成果の要点を明確に提供する責務から、この声明を発するものである。

「父母ニ孝」など教育勅語中の一部の文言を道德教育に活用することは認められるとの見解が内閣官房長官や閣僚からも提起されているが、教育勅語に記述された徳目が一体性を有して「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂することは、その文面を読めば明らかである。また、公式的な性格の強い解釈書である井上哲次郎『勅語衍義』（1891年）、国定（文部省著作）の小学校（国民学校）修身科教科書、文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』（1940年）などにおいて、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を眼目として解釈することが正しい解釈として示されている。教育勅語を歴史的資料として用いることは、歴史の事実を批判的に認識する限りにおいて必要であるが、児童生徒に教育勅語を暗唱させたり、道德の教材として使用したりすることは、主権在民を理念とする日本国憲法や教育基本法に反する。そのことは、以下の事実からも明らかである。

第一に、教育勅語が戦前日本の教育を天皇による国民（臣民）支配の主たる手段とされた事実である。

教育勅語は、明治維新後に、天皇を中心とする道德教育と翻訳教科書による近代西洋流の道德教育が併存するなか、1879年の政府内の「教学聖旨論争」、1887年以後の「徳育論争」、1890年の地方長官会議の建議などを契機として、井上毅と元田永孚によって起草された文書であった。このため、徳目には中国儒教起源のものと西洋近代思想起源のものが混在している。しかしその目的は、1889年公布の大日本帝国憲法施行にあたっての「告文」で「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ」と記したことを前提とし、主権者たる天皇から臣民へ教育勅語という形式を通じて「遺訓」の内容を説明することにあつた。

教育勅語は、「朕」と自称する明治天皇が「臣民」に道德の規準を下す形をとっていること自体が、今日の主権在民の日本国憲法と相容れないものである。その内容では、徳目の起源を天皇の神話上の祖先である「皇祖皇宗」の道德に措定し、「臣民」の祖先も「億兆心ヲ一ニシテ」守ってきたとしており、将来も「子孫臣民」が守っていく、「徳ヲ一ニシテ」いくと宣言しており、過去と現在と未来にわたる天皇と国民の道德的な一体性を強調している。教育勅語は、この道德的な一体性という仮想を「国体」という言葉で表現し、そこに教育の淵源を求めた。そしてこの一体的な構造の中に、中国儒教起源の「忠」と「孝」を位置づけて、さらに西洋近代思想起源の「博愛」などに至る多くの徳目を列記し、これらの徳目を、天照大神が天皇の祖先に下したと『日本書紀』に記されている「天壤無窮の神勅」を前提にして、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言で集約している。

文部省は、この皇運扶翼に集約された道德をあらわす「斯ノ道」を「皇国ノ道」という言葉に置き換えて1941年の国民学校令をはじめ各学校の教育目的として明示し、さらに「皇国民錬成」という理念と結びつけることによって教育勅語の「皇運扶翼」の趣旨を徹底した。教育勅語がこのようにして学

校教育をまるごと戦時動員体制に組み込んでいく手立てとなったことは、忘れてはならない事実である。

第二に、学校現場での教育勅語の取り扱い方に関する事実である。教育勅語は、単に道德にかかわるテキストであったに止まらず、教育勅語謄本というモノ（道具）が神聖化されることにより、学校現場に不合理や悲劇をももたらした。

教育勅語は、1891年の小学校教則大綱で、「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）と規定されて以降、国民学校に至るまで、修身科教育の基本方針とされ、修身科教科書のさまざまな教材を通じての学習に加え、勅語の「奉読」、筆写・暗唱暗写などにより、その趣旨徹底が図られた。

教育勅語は、発布と同時に謄本が全国の学校に一律に下付され、天皇制国家の臣民教育において大きな役割を果たした。とりわけ教育勅語の理念普及に果たした学校儀式の役割を見逃すことはできない。1900年小学校令施行規則により定型化された、戦前の三大節（紀元節・天長節・一月一日、1927年より明治節が加えられて四大節）学校儀式は、教育勅語「奉読」に、御真影（天皇・皇后の写真）への「拝礼」、「君が代」斉唱、教育勅語の趣旨に関する校長訓話、式歌斉唱を加え、全国で一律に挙行された。この儀式内容は、入学式・卒業式など他の学校儀式の式目にも影響を与え、教育勅語「奉読」と「君が代」斉唱は、入学式・卒業式などでの必須の式目になった。

御真影と教育勅語謄本は、1891年文部省訓令「両陛下ノ御影及勅語謄本奉置ノ件」により、「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重」に「奉護」することが求められた。その結果、火災・震災時には、これらのモノ（御真影・教育勅語謄本）を火災焼失から免れさせるため「殉職」する教職員が後を絶なかった。さらに確実な「奉護」のため、1920年代頃より、校舎外に奉安殿と称する保管庫を設置させる措置を推進し、児童生徒に対して登下校時に奉安殿に向かって最敬礼させることが日常化した。1943年の「学校防空指針」は、防空に際して、最優先事項は、御真影・教育勅語など詔勅の謄本の「奉護」であり、児童生徒の保護はその次と定め、「疎開」も御真影・教育勅語が児童よりも先に実施された。

このように、各学校に一律下付された教育勅語は、①修身科教育、②学校儀式、そして③日常の「奉護」という学校生活の全体で、「国体」の理解徹底の道具立てとなった。道德にかかわる批判的な思考の深まりは軽んぜられ、条件反射のように教育勅語を暗誦するという次元で道德内容の身体化に寄与した。この点で、教育勅語は道德教育の充実というよりも、その形骸化と人命軽視をもたらしたというべきである。

第三に、教育勅語が民族的優越感の「根拠」とされるとともに、異民族支配の道具としても用いられた事実である。

台湾総督府の初代学務部長伊沢修二が教育勅語を教化の手段として利用しようとしたことを手始めとして、朝鮮総督府は朝鮮教育令（1911年）において教育は教育勅語の趣旨に基づいておこなうと定め、台湾総督府も台湾教育令（1919年）において同様の規定を設けた。こうした措置は、天皇のもとで独自の「国体」を築いてきた日本人は、その独自の「国体」ゆえに道徳的にも優れているのだという教義を異民族に対しても無理矢理に承服させようとするものであった。教育勅語の文面は、「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」というように普遍的な道德律であることを標榜しているものの、他方で「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」というように血縁集団のロジックを刻み込んでいる。そのために、実際のところとても「中外」（国の内外）に広く受け入れられるようなものではなかった。当時の為政者もその

ことを認めざるを得なかったために 1910 年代前半には台湾向けの教育勅語を極秘裏に起草する試みがおこなわれ、また、朝鮮で三・一独立運動が生じた際には教育勅語の解釈のオーソドキシを担っていた哲学・倫理学者井上哲次郎が、「爾祖先」云々という教育勅語の文言は朝鮮人の怒りを募らせるとして、朝鮮向けの教育勅語を別に起草すべきという論を展開した。いずれも、教育勅語の権威をおとしめてしまう懸念から実現にはいたらなかったものの、こうした事実は、教育勅語が普遍性からはほど遠く、自民族中心主義、排他主義をその本質的な要素として組み込んでいることを示している。

1948 年 6 月 19 日、衆議院は「これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」、参議院は「教育勅語等が、あるいは従来如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる」ことを決議した。この決議に従って同月 25 日、文部次官が都道府県知事・高等教育機関の学校長宛に「本省から交付した「教育ニ関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ〔中略〕至急本省へ返還方処置されたい」と指示した。教育勅語謄本は焼却処分され、公的には存在しないことになったはずである。

政府は、今年 4 月 18 日、教育勅語の使い方について、憲法や教育基本法に反するかどうかという判断を、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする見解を答弁書において表明したが、教育委員会や学校の設置者がそれぞれに「判断」するまでもなく、憲法、教育基本法および国会決議に反することは上記の経緯の内に明らかである。

以上のことにより、教育史学会理事会は学術研究を担う者としての立場から、歴史的資料として批判的に取り扱うこと以外の目的で教育勅語を学校教育で使用することについて、教育史研究が明らかにしてきた戦前日本の教育の制度や実際にかかわる諸事実を照らして許されるべきではないとの見解をここに表明するものである。

<http://kyouikushigakkai.jp/info/2017/0508115621> (2017. 9. 1)

【日本音楽教育学会】

政府の教育勅語使用容認答弁に関する要望書・共同声明書について

日本音楽教育学会会長 小川 容子

先月、一部の新聞やテレビ等で報道されましたように、日本教育学会は 6 月 16 日付けで、文部科学大臣宛に、要望書と共同声明書：『政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明』を提出しました。

この声明書は、5 月中旬に開催された「同緊急対応プロジェクト」、並びに、日本教育学会から提案された教育関連学会連絡協議会加盟団体への呼びかけに端を発しており、当学会を含めた 17 の教育学諸学会会長の共同声明です。

本学会常任理事・理事会では、ML 会議を中心に、この問題の扱いについて集中的に意見交換をいたしました。理事の皆さまからは① 教育勅語の使用容認と受け取られるような政府答弁に関して抗議すべきであり、② 歴史的資料として用いる場合を除き、学校教育における教育勅語の使用禁止を改めて確認すべきであるとの多数のご意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、学問的立場から提言することが学会の使命であること、あわせて、この声明書に賛同することで、学会の個人会員が、誰一人として不利益を被ることがあってはならないとの思いを強く持って、本学会会長も共同声明に加わることを学会として決定いたしました。その際、声明には、大学の研究者だけでなく多様な場に職

をもち多様な立場にある会員が、同じように賛同できるものにするよう要望いたしました。

今後、日本教育学会を中心に、シンポジウムの開催や報告書の作成等が予定されております。以下に、関連の URL を掲載いたしましたので、ご覧になってください。

政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明 <http://www.jera.jp/20170617-1/>

教育勅語問題対応についての報告 <http://www.jera.jp/20170617-2/>

(日本音楽教育学会ニュースレター 第 69 号)

http://日本音楽教育学会.com/pdf_files/view/253

【日本カリキュラム学会・日本教育方法学会有志】

学校教育における教育勅語の取り扱いに関する提言

2017 年 5 月 25 日

<提言公表の経緯>

第 193 回国会で、2017 年以降、政府が学校教育における教育勅語の取り扱いに関する質問趣意書や国会質疑に対して示した答弁書や答弁には、カリキュラム・教育方法研究者として看過できない問題が含まれている。こう考えた日本カリキュラム学会理事の一部は、他分野の研究者とともに、同年 4 月 21 日、申入書を持参して、文部科学省初等中等教育局教育課程課の担当者に面会し、この問題に対する文部科学省の立場や考え方の詳細を確認した。だが、担当者は、政府がその答弁で反復している立場、すなわち、第 1 に、教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導は禁じられているが、日本国憲法や教育基本法等に反しない限り、学校教育において教育勅語を使用することに問題ない、第 2 に、不適切な使用があった場合は、設置者や各都道府県教育委員会が対応する問題であり、文部科学省はその使用の是非をあらかじめ判断する立場にはない、という論点を繰り返すことに終始した。他方で、同じく文部科学省担当者は、戦前の皇国教育を彷彿とさせるような教育勅語の扱い方がなされるとすれば問題があるとの見解を示した。

たしかに、学校教育において教育勅語を教材として使用すること自体は、一定の文脈において（典型的には、高校の歴史教科書における史的資料として扱う場合）、全く問題はなく、憲法や教育基本法に反しないかたちでそれを取り扱うことは当然可能であるが、現に森友学園の塚本幼稚園のような教育を行っている教育機関が存在すること、さらに、現政府は、その答弁において、一旦は、朝礼における唱和も問題ないと受け取れる趣旨の発言を行っていること（4 月 7 日衆議院第 5 回内閣委員会での泉健太議員の質疑に対する義家文科副大臣の答弁）等に鑑みると、このままでは、学校現場での混乱やなし崩しの利用が生じる危険性がある。

この問題に関しては、2017 年 4 月 27 日に教育研究者有志が「教育現場における教育勅語の使用に関する声明」を公表し、また、教育史学会も理事会名で 2017 年 5 月 8 日に「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の教材使用に関する声明」を公表するなどの意見表明がなされてきたが、私たちは、学校現場により近い立場の研究者や実践者の会員を多く擁する日本カリキュラム学会および日本教育方法学会でも、固有の声明文を公表すべきだと考え、提言（案）を作成した。日本カリキュラム学会については、理事会および学会事務局に提言（案）を送付し、それを受けて事務局により理事の賛否が集約され、また、日本教育方法学会については、提言（案）の作成に関わった理事の呼びかけにより理事の賛同者を集めることとした。

このような経過を経て、最終的にカリキュラム学会理事有志と教育方法学会有志で、本提言を公表するに至った。

私たちは、カリキュラム・教育方法研究者有志として、学校教育における「教育に関する勅語」（以

下、教育勅語と略記)の取り扱いについて、次のように提言する。

各学校は、教育勅語の一部または全体を教材として用いる場合には、日本国憲法を成す最も根本的な理念としての主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を一貫して重視し、日本国憲法の根本理念に反するとして学校教育において教育勅語を排除・失効すべきとした昭和23年6月19日の国会決議を最大限重んじた用い方をすべきであり、政府もこうした指針を明示すべきである。

この点で、第193回国会における教育勅語関連の政府答弁書および国会答弁(注1)は、その内容や表現に明らかな不十分さを残している。学校現場での混乱を避け、また、学校教育が果たすべき公的役割について改めて銘記するために、政府答弁の不十分さを指摘しておきたい。

上記政府答弁の不十分さは、主として以下の2点に表れている。

第1に、昭和23年6月19日衆議院本会議の「教育勅語等排除に関する決議」、および同日参議院本会議「教育勅語等の失効確認に関する決議」により、学校教育において教育勅語が排除され失効したことについて、政府は、上記国会における答弁書や国会答弁において、「決議されたことを承知している」などの表現を用い、決議という事実の存在を認めるという水準の叙述にとどめており、その決議を重く受け止め、その決議内容を尊重することを明白に伝える表現を採用していないという点で十分とは言えない。「承知している」という表現は、必ずしも、その決議を尊重していることを含意せず、教育勅語についてその「法制上の効力が喪失したと考えている」という表現は、その効力が喪失したという事実を肯定的に評価していることを必ずしも含意しないからである。

第2に、政府は、学校教育において教育勅語を教材として使用することについて、「我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法(平成十八年法律第二十号)等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることはないと考えている」と答弁しているが、この答弁は、学校教育における教育勅語の使用が不適切となる場合の条件として「我が国の教育の唯一の根本とするような指導」という極限的な基準を示すのみで、唯一の根本でない場合には「教育勅語」の教育を容認する表現となっているという点で十分とは言えない。つまり、不適切性の判断基準には「教育の唯一の根本とする」場合というきわめて限定された条件を示し、他方、容認の判断基準には「憲法や教育基本法に反しない」限りよいとするきわめて広く漠然とした条件を示しているため、その行為を不適切と判断することが困難なグレー・ゾーンが広く存在する表現となっている。上記政府答弁のこうした性質は、昭和23年の衆参両院による上記国会決議を重視する明示的表現を用いようとししない上述の政府答弁にも通底している。

このような政府答弁の不十分さは、次のように是正されるべきである。

第1に、昭和23年の上記国会決議は、教育勅語が日本国憲法の根本理念とは相容れないからこそ採択されたと考えられる以上、政府は、学校教育において教育勅語が用いられる場合には、日本国憲法の根本理念や同国会決議の趣旨に反しないよう慎重を期する必要があることをより明確に示すべきである。

第2に、政府は、自らの答弁において「我が国の教育の唯一の根本とするような指導は不適切である」という文言ではなく、「教育に関する勅語を、全体として道徳的に肯定的な価値を有するものとするような指導を行うことは不適切である」といった表現を用いるべきである。

教育勅語について部分的に肯定的に受け止めるべき道徳的価値が含まれているとの議論が存在することは承知しているが、高度化・複雑化する現代社会にあって、教育勅語はもはや歴史的資料以上の価値を有するものと考えべきではない。しかも、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」(大意:万が一危急の事態が生じたならば、勇気を持ってお国のために尽くし、永遠に続く皇国を助け守りなさい)という理念が、平和を損なう全体主義的国家体制を支える社会的機能を果たした歴史に鑑みれば、ここに学校教育上肯定的な道徳的価値を読み取ろうとすることには最大限慎重でなければならない。戦後の教育基本法で、教育の目的が「人格の完成」をめざすことにあると

されたのは、日本国憲法の主権在民、基本的人権の尊重という原則に基づき、国民一人ひとりが、権力の客体＝臣民ではなくその主体として、道具ではなく人格として、つまり独立した人格を備えた政治的主体として尊重されるべきであるという理念に基づくものであると言ってよい。

以上を踏まえるならば、各学校は、教育勅語を教材として用いる場合には、あくまで歴史的資料として扱うに止め、子どもたちが従うべき道徳的価値を備えたものとして扱うべきではない。ましてや、教育勅語を、朝礼等の儀礼的行事において、子どもたちが集団で唱和するというような戦前の皇国教育を彷彿とさせるような行為に及ぶことは決してあってはならない。

日本カリキュラム学会理事有志(氏名略) 日本教育方法学会会員有志(氏名略)

(注1) 以下の政府答弁書および国会答弁を参照。

・内閣衆質 193 第 93 号 衆議院議員逢坂誠二君提出教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対する答弁書 平成 29 年 3 月 7 日；内閣衆質 193 第 118 号 衆議院議員逢坂誠二君提出稲田大臣の「教育勅語の精神は取り戻すべき」発言に関する質問に対する答弁書 平成 29 年 3 月 17 日；内閣衆質 193 第 144 号 衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書 平成 29 年 3 月 31 日；内閣衆質 193 第 206 号 衆議院議員宮崎岳志君提出「教育二関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対する答弁書 平成 29 年 4 月 14 日；内閣衆質 193 第 219 号 衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書 平成 29 年 4 月 18 日

・平成 29 年 4 月 7 日第 193 国会衆議院内閣委員会における泉健太議員の質疑に対する政府答弁；同 4 月 12 日衆議院地方創生特別委員会における宮崎岳志議員の質疑に対する政府答弁

<https://curricularistssoli.wixsite.com/anti-kyoikuchokugo>

【日本生活指導学会】

声明「私たちは、教育勅語の教材としての使用を容認する閣議決定を深く憂慮し、教育勅語の実効化・復活に反対します」

2017 年 3 月 31 日、内閣は初鹿明博衆議院議員の「教育勅語の根本理念に関する質問主意書」に対する「衆議院議員初鹿明博提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書」を決定しました。「教育勅語の本文をそのまま教育に用いることは憲法上認められない」との質問に対して、内閣は、1948 年 6 月 19 日の衆参両院における教育勅語失効に関する決議を認識した上で、「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている。」と答弁しました。

この答弁は、第一に、明らかに矛盾を内包する見解によってなされています。それは、教育勅語（以下、勅語と略記）が日本国憲法や教育基本法に反するものであるとしながら、憲法や教育基本法に反しないような形で勅語を教材として用いることまでは否定されることではないとしているからです。

第二に、内閣がこのような決議を行うことは、単に教材使用の次元にとどまらず、国家への従属・一体化を強く求める勅語の復活を図ろうとするものと理解せざるを得ません。現に、義家弘介文部科学副大臣は、4 月 7 日の衆議院内閣委員会で勅語を朝礼等の場で朗読することを否定しない旨の答弁を行っています。

私たちは、その成立経緯・目的・内容からみて、日本国憲法及び教育基本法の下でなされる公教育において勅語を道徳教育その他の教育諸活動の中で道徳的価値観形成という名分のもとに教材として用いることは不適切であると考えます。上記答弁書は、勅語を「唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である」としつつも、教育活動の根本の一つにそれをおくことを容認し、そうすることで教育現場等への勅語の導入を側面から促す機能さえもつものです。

さらに、政府のそのような行為は、我が国と社会の民主主義的発展を求めて、国権の最高機関たる国会の場で勅語の失効決議をした総意、すなわち国民主権と平和希求、そして個の尊厳を基本とする日本国憲法の理念を著しく損なうものであり、これまで勅語に対してとってきた政府の態度が大きく変容したと理解せざるを得ない事態であると考えます。

私たちは、学際的に基本的人権の尊重と平和希求の見地から、生活主体の自由・自立に資する援助と指導等の原理やありかたを探究してきました。この立場から、勅語の成立経緯、およびそれが近代日本の歴史、とりわけ教育の歴史的経緯において果してきた客観的事実を私たちは重視し、国民主権の下では、天皇がその赤子（せきし）として生きる臣民にのぞむ価値を意思表示した勅語は教育の指導原理となる余地はないと考えます。他方、我が国の歴史の民主的な前進点からのみ学校において勅語がそうした事実を知るための資料として学習されることは必要であると考えます。

私たちは、子どもから高齢者に至るまでのすべての人々の自由で自立的な主体形成を核として生活指導の探究のために研究的コミュニティを創造してきました。この見地から、以上述べてきたように、今回の閣議決定およびその後の政府の対応に対して、私たちは深く憂慮します。

本学会の理事有志は、これまでの国会及び政府が確認してきた勅語の指導原理的性格を一切認めないとの見解を再度確認し徹底することを、政府及び関係諸所に強く呼びかけます。

2017年4月21日

日本生活指導学会理事有志

【資料】

資料1 初鹿明博衆議院議員質問主意書

平成二十九年三月二十一日提出 質問第一四四号

教育勅語の根本理念に関する質問主意書 提出者 初鹿明博

資料2 上記質問に対する政府答弁書

平成二十九年三月三十一日 内閣衆質一九三第一四四号

衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書

いずれも「衆議院第193回国会 質問の一覧」より

同上 URL=http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/menu_m.htm

【日本教職員組合】

稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話
日本教職員組合書記長 清水 秀行

2017年03月14日

稲田朋美防衛大臣が、8日、参議院予算委員会で、教育勅語について、「日本が道義国家をめざすというその精神は、今も取り戻すべきだと考えている」「教育勅語の精神である道義国家をめざすべきであること、そして親孝行だとか友だちを大切にするとか、そういう核の部分は今も大切なものとして維持しているところだ」と発言した。日本国憲法と教育基本法のもとすすめられてきた戦後教育を否定するものであり、断じて容認できない。

教育勅語は1890年に発布、施行され、天皇を頂点とする国家をめざし、軍国教育や軍国主義の根拠となったものである。親孝行や友だちを大切に、夫婦仲良くといった徳目が並ぶが、その核心は戦争が起きたら国体思想のもと天皇のために命を捧げよということである。

1948年に教育勅語は、衆議院で「排除」、参議院で「失効確認」の決議がされた。衆議院では「これらの詔勅の基本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる」とし、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とする憲法98条にもとづき教育勅語の「排除」を決議した。稲田防衛大臣の発言は、こうした「排除」「失効確認」を決議した国会の意思に反するものであり、国会に対して責任を負うべき国務大臣の立場とも相いれるものではない。

日教組は「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、平和・人権・環境・共生を基盤とした憲法理念の実現と民主教育の確立にとりくんできた。

稲田防衛大臣の発言は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という日本国憲法の理念を否定するものである。稲田発言に断固抗議し、発言の撤回と即時辞任を要求する。

以上

<https://www.jtu-net.or.jp/statement/announcement/%e7%a8%b2%e7%94%b0%e6%9c%8b%e7%be%8e%e9%98%b2%e8%a1%9b%e5%a4%a7%e8%87%a3%e3%81%ae%e7%99%ba%e8%a8%80%e3%81%ab%e5%af%be%e3%81%99%e3%82%8b%e6%9b%b8%e8%a8%98%e9%95%b7%e8%ab%87%e8%a9%b1/>

【全日本教職員組合】

【談話】憲法の精神に反する教育勅語を肯定する答弁書の撤回と稲田防衛大臣の即時辞任を求めます

2017年3月14日

全日本教職員組合

書記長 小畑雅子

安倍内閣は、3月7日、民進党の逢坂議員の質問主意書への答弁書において、教育勅語を教育に活用することは「個別具体的な状況に即して判断されるべきもの」として、その活用を否定しませんでした。さらに、稲田朋美防衛大臣は、3月8日、参議院予算委員会で教育勅語について『日本が道義国家を目指すべきだ』という精神は取り戻すべきだ（毎日新聞2017年3月9日付）と答弁しました。教育勅語は、戦前、欽定憲法である大日本帝国憲法のもとで制定された教育に対する基本理念で、天

皇主権にもとづくものでした。その主語を天皇とし、12の徳目の最後が「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と、天皇のために命を賭して戦うことを美德として国民に求め、子どもたちを侵略戦争に駆り立てる精神的支柱としての役割を果たしました。

戦後、戦前の軍国主義につながる制度が廃止される過程で、軍人勅諭などとともに主権在民に反する教育勅語を廃する決定が行われました。文部省は1946年10月、式日等における教育勅語の奉読をさしとめる次官通牒を発し、1948年には衆・参両議院で、排除・失効決議が行われました。衆議院の排除決議は、教育勅語の根本理念が「主権在君」や「神話的国体観」にもとづいていること、また、基本的人権を損ない、国際的な信頼を裏切るものであることを指摘しています。さらに、「その指導原理的性格を認めない」こと、政府が「直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」とまで述べています。国権の最高機関である国会が両院で排除・失効決議を行い、憲法第98条を根拠に、政府に「回収、排除」まで求めたのです。このことは、憲法を最高法規とする法治国家として、主権在民を基本とし、議院内閣制をとる日本の政治体制の下では、内閣が率先してその責務を遂行しなければならないことを示しています。

こうした点に照らせば、3月7日の閣議決定が、教育勅語が現憲法下においては「法制上の効力が喪失した」ことを認めながら、「個別、具体的な状況に即して判断されるべきもの」として、事実上、「幼稚園で教材として繰り返し暗唱させ」るなどの現状を追認するものとなっていることは断じて容認できません。また、憲法の理念に反する稲田防衛大臣の答弁は、到底許容されるものでなく、閣僚たる資格を喪失していることは疑いを得ないものです。

全教は、3月7日の教育勅語にかかわる答弁書の撤回と稲田防衛大臣の即時辞任を強く求めるものです。同時に、「教え子を再び戦場に送らない」との戦後の教育の原点に立って、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育政策の確立のために奮闘することを決意するものです。

以上

<http://www.zenkyo.biz/modules/opinion/detail.php?id=460>

【日本教職員組合】

「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に対する書記長談話

日本教職員組合書記長 清水 秀行

2017年04月04日

安倍内閣は3月31日、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた「教育勅語」について、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との答弁書を閣議決定した。教育勅語は、1948年に、日本国憲法や教育基本法に反するとして、軍人勅諭とともに衆議院で排除に関する決議、参議院で失効確認に関する決議が行われている。今回の閣議決定は、衆・参両院の決議と、憲法に違反する決定である。日本国憲法と教育基本法のもとすすめられてきた戦後民主教育を否定するものであり、断じて容認できない。直ちに撤回すべきである。

「教育勅語」は主権在君の明治憲法下のものであり、親孝行や友だちを大切に、夫婦仲良くといった徳目が並ぶが、その根底には強固な家父長制度と長子相続性、男尊女卑の考えがあることは間違いない。その核心は国民を天皇に忠実かつ従属的な「臣民」とし、戦争が起きたら国と天皇のために命を捧げよということであり、アジア諸国をはじめとする侵略戦争へと国民を駆り立てる役割を果たした。日本国憲法は、明治憲法下における侵略戦争の時代の反省にもとづき「平和主義」「民主主義」「基本的人権の尊重」を基本に、主権在民、男女平等、個人主義に立脚している。「教育勅語」が憲法

に反しない教材になり得る要素は一切存在しない。

安倍内閣は「戦後レジームからの脱却」を掲げ、憲法と教育基本法による戦後民主主義や平和主義、民主教育を否定してきた。今回の閣議決定は、教育勅語優位の可能性すら疑わせるものである。国家主義的な教育は、国家や「公」なるものに対する個人の犠牲を強要し、それを美化し、個人主義を否定していく。一方的・画一的な価値観を植え付け、多様な個性と多様な価値観を認めない社会へと繋がる。絶対に「教育勅語」を評価することがあってはならない。

日教組は「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、今後も安倍政権の教育改革に抗し、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立にむけ全力でとりくんでいく。

以上

<https://www.jtu-net.or.jp/statement/discourse/kyoikuchokugo/>

【教育研究者有志】

教育現場における教育勅語の使用に関する声明

2017年4月27日

教育研究者有志

【要約】

次世代を担う子どもたちの成長に対し重要な責任を負う教育において、現憲法下での国民主権に反する教育勅語を復活させることは弊害が大きい。しかし、最近の政府は「憲法や教育基本法の趣旨に反しない」という条件をつけながらも、「教員および学校長の判断において」教育勅語の学校教育での使用を容認する姿勢を示している。これは教育勅語そのものが憲法と教育基本法に反しているとした過去の国会決議や政府発言を根拠なく変更するものである。

それゆえ我々は、「教育現場において、教育勅語の全体及び一部を、その歴史的な性格に対する批判的な認識を形成する指導を伴わずに使用することを認めない」という決然たる姿勢を政府に求めるとともに、教員・学校長・所轄庁のいずれもが、民主主義・国民主権・基本的人権と相対立する教育勅語の思想や価値観と決別することの必要性を、強く訴える。

現代においては、国境を超えた人々や情報の交流が進むとともに、人々の生活や人生の多様化も進んでいる。このような中で次世代を担う子どもたちは、多様な他者との協同のもとで、全ての人々の基本的人権を尊重し民主主義的な社会を築く主体となることが期待されており、そのために教育は重要な責任を負っている。それゆえ、戦前の大日本帝国憲法下における「国家元首かつ統治権の総攬者」としての天皇や国体思想を前提とし、現憲法下での国民主権に反するかつての教育思想を現在に復活させることは、いかなる面から見ても弊害が大きいことは論を俟たない。しかるに今、教育勅語を教育現場で使用することに対する政府の容認的姿勢が目立ち始めている。

政府は、2017年2月27日に逢坂誠二議員より提出された「教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書」に対する答弁書において、学校教育法上の学校において教育のために教育勅語が使用されること、教育勅語を繰り返し暗唱させることに関して、「お尋ねのような行為が教育基本法（平成十八年法律第二十号）や学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。その上で、一般論として、仮に、同法第一条の「幼稚園」又は「小学校」（以下これらを合わせて「学校」という。）において不適切な教育が行われている場合は、まずは、当該学校の設置者である市町村又は学校法人等において、必要に応じ、当該学校に対して適切な対応をとり、都道府県においても、必要に応じ、当該学校又は当該学校の設置者である市町村若しくは学校法人等に対して適切な対応をとることになる。また、文部科学省においては、必要に応じ、当該学校の設置者である市町村又は当該都道府県に対して適切な対応をとることになる。」と答弁している。

その後も国会答弁、文部科学省記者会見、質問主意書に対する答弁において、政府は「憲法や教育基本法の趣旨に反しない限り」、「教員および学校長の判断において」教育勅語の学校教育での使用を容認し、不適切な場合は「所轄庁が適切に指導する」という発言を繰り返している。

むろん、個々の教師は思想信条の自由を保障されるべきであり、また私立の学校は建学の理念に即した教育を行うことが認められている。しかし、教育勅語という対象への上記のような政府の姿勢は、過去の国会決議や政府見解に照らせば、従来の方針に対して重大な変更を恣意的に加えたものと言わざるをえない。

すでに1948年の時点で、衆参両院は、「根本理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる」（1948年6月19日衆議院・教育勅語等排除に関する決議）との理由から、教育勅語の排除・失効を決議している。それゆえ、教育勅語そのものが憲法と教育基本法に反しているのであり、「それらに反しない」形での使用とは、「教育勅語は憲法と教育基本法に反している」ことを教える場合のみであるということになる。

また歴代文部大臣は、「敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります」という1948年6月19日第2回国会衆議院本会議における森戸辰男文部大臣発言、およびある私立高校が学校行事で教育勅語を朗読していることが問題とされた際の「昭和二十一年及び二十三年、自後教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないこと、また衆参両議院でもそういう趣旨のことを決議されております。（中略）教育勅語の成り立ち及び性格、そういう観点からいって、現在の憲法、教育基本法のもとでは不適切である、こういうことが方針が決まっておるわけでございます」という1983年5月11日第98国会参議院決算委員会における瀬戸山三男文部大臣発言等、これを教育理念とすることを明確に否定してきた。過去の国会決議や政府発言と比べて、今回の政府見解等は、教育勅語への容認の度合いを根拠なく強めるものであり、正当性を欠いている。

さらに、以下の諸点において、前記の政府の姿勢は、子どもたちが民主主義的な社会の担い手として成長を遂げる過程に対し、教育現場で教育勅語が不適切な形で使用される事態を防ぐためにはきわめて不十分である。

第一に、その成り立ちや性格全体から切り離して、憲法や教育基本法の趣旨と一見合致するような教育勅語の一部が教育現場で使用された場合、教育勅語全体の性質や歴史的背景についての批判的理解が子どもたちに形成されないおそれがある。

第二に、実際に学校教育法上の学校（幼稚園を含む）において教育勅語の朗読等が長期にわたり行われていた複数の事例が存在することからもわかるように、憲法や教育基本法の趣旨と反する思想をもつ教員や学校長が教育勅語を使用し、所轄庁の発見や指導が遅れたり不十分となったりするケースは容易に想定される。その場合、子どもたちは、そのような教育が行われなければ実現されていたはずの成長を阻害されるという点で、多大な損害を被ることになる。

これらの理由により、教育現場における教育勅語の不適切な使用に対しては、より実効ある防止策が求められる。

それゆえ、我々は、過去の政府見解も踏まえ、「教育現場において、教育勅語の全体及び一部を、その歴史的な性格に対する批判的な認識を形成する指導を伴わずに使用することを認めない」という決然たる姿勢を政府に求めるとともに、教員・学校長・所轄庁のいずれもが、民主主義・国民主権・基本的人権と相対立する教育勅語の思想や価値観と決別することの必要性を、強く訴えるものである。

2017年（平成29年）4月27日

教育研究者有志

<https://sites.google.com/site/kyoikuchokugonikansuruseimei/home>

【教育史研究者有志】

声明

「教育勅語」の教材化と、銃剣道の保健体育科への導入に強く反対します。

2017年3月31日、政府は、教育勅語について「憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」という文言を含む答弁書を閣議決定しました。同4月18日には、その教材化にあたっては「学校の設置者や所轄庁において（中略）国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきもの」との答弁書を閣議決定しました。また、文部科学省は、3月31日付で告示した新学習指導要領において中学校保健体育（武道）に銃剣道を加え、4月7日に朝礼時における教育勅語の朗読を容認する答弁をおこないました。わたしたち教育史研究者有志は、戦前・戦中期に教育勅語や軍事教練が教育現場に破壊的な影響を及ぼしてきた事実に鑑み、教育勅語の教材化と、銃剣道の保健体育科への導入に強く反対するとともに、教育委員会が政府・文部科学省の方針に追従しないことを求めます。

（1）教育勅語の思想

教育勅語は、明治憲法で主権者とされた天皇が「臣民」に道徳を教え諭した文書であることから、国民主権、基本的人権の尊重を基本理念とする日本国憲法とは、まったく相容れないものです。教育勅語の第一段落の冒頭で、「皇祖皇宗（こうそうそう）」すなわち天皇の祖先が古く国を創始し、深く厚い「徳」のあり方を打ち立てるとともに、臣民が代々忠孝に励んできたのが我が国の「国体」の本質であって、それが教育の基盤であるとされています。しかし、このような考え方は「終戦翌年頭ニ於ケル詔書」（人間宣言）において否定されています。

また、教育勅語利用の意図として、「父母ニ孝ニ」から始まる諸徳目の有効性がたびたび論じられます。しかし、それらの徳目は教育勅語を引き合いに出さなければ語れないものではありません。加えて、「以テ天壤無窮（てんじょうむきゅう）ノ皇運ヲ扶翼」（これによって天地とともに永遠に続く皇室の繁栄に献身）するという目的に集約されるものであるため、個々の徳目を個別に取り出すことはできません。

さらに、この「国体」のもとでは、「臣民」は徳目の順守によって「爾（なんじ）祖先ノ遺風ヲ顕彰スル」ことになるという形で、「皇祖皇宗」と「祖先」のつながりのうえに、天皇との厳然たる主従関係に置かれています。日本国憲法、教育基本法に照らして、こうした戦前のありかたに支えられた教育勅語を受容する余地はありません。同時に、「皇祖皇宗」と「祖先」という血統主義に基づく「国体」の考え方は、その血統から外れる他者への排除の論理として歴史的に作用してきました。こうした論

理は、他者との共生を目指す現代社会とは相容れません。

教育勅語の徳目、およびそれを支える論理的な構造は、戦前の「国体」思想に基づく国家体制と教育とを分かちがたく結びつけたうえに成り立つものであり、現代社会においてその思想は総体として否定されるべき性格を必然的に内包しています。そのため、教育基本法の制定を経て教育勅語の排除・失効が国会で決議されたといえます。

教育勅語はその本来的な思想から、それを否定するための歴史資料として扱うことを除けば、学校現場で「憲法や教育基本法等に反しないような形」で教材として用いることは原理的に不可能であり、想定することすらできないものです。

（２）教育勅語の利用方法

教育勅語は、戦前の道德教育のための教科であった修身科だけでなく学校生活のあらゆる場面に登場し、徹底した身体化が図られました。それをもっとも象徴する行為が儀式での校長による教育勅語謄本の朗読です。ほかにも暗誦や筆写、児童に自宅で毎朝朗読させることなどが行われました。

「朝礼時の朗読」を否定しない4月7日の文部科学副大臣の答弁は、教科外活動に及ぶ時間の利用と教育方法に言及した点で、教育勅語のかつてのありかたを肯定するものです。しかしこのような利用方法は、1946年10月文部次官通牒「勅語及詔書等の取扱について」により読みあげが禁止され、重ねて1948年6月文部次官通牒「教育勅語等の取扱について」で教育勅語を記した謄本等の回収を徹底した史実が示すように、歴史的に否定されています。

朗読を肯定すれば、今後そのための謄本の配布等、教材化も進められるおそれがあります。これは学校教育が積み重ねてきた歴史と経験とを否定するものです。

（３）銃剣道の導入

新学習指導要領の中学校保健体育（武道）に銃剣道が加えられました。戦前においてさえも、武道を含む体操科の教育課程に銃剣道が取り入れられたことはありません。戦前期の中等学校で銃剣を用いたのは、体操等科目ではなく教練においてです。教練は教員資格をもたない軍人（配属将校）が担当しました。

戦後は自衛隊の訓練科目として存在していますが、これは軍事訓練を目的としています。国体の選手はほぼ自衛隊関係者であり、競技連盟支部も自衛隊駐屯地に置かれているところが多くあります。これを文部科学省が管轄する学校教育へと導入することは、歴史にない暴挙といえます。現実として、指導者不足を背景とした学校への隊員派遣が予測されます。現在の学校では教員資格がなくても指導にあたるのが可能であり、これがかつての「配属将校制度」を復活させるきっかけになりかねません。

以上のように、昨今の動向は学校教育が積み重ねてきた歴史的経験を否定し、教育の未来に禍根を残すものであるため、教育勅語の教材化と銃剣道の保健体育科への導入に強く反対します。

2017年4月29日

教育史研究者有志

<https://www.change.org/p/%E4%B8%96%E7%95%8C%E3%81%A8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E3%81%BF%E3%81%AA%E3%81%95%E3%81%BE-%E6%95%99%E8%82%B2%E5%8B%85%E8%AA%9E%E3%81%AE%E6%95%99%E6%9D%90%E5%8C%96%E3%81%A8%E9%8A%83%E5%89%A3%E9%81%93%E3%81%AE%E5%B0%8E%E5%85%A5%E3%81%AB%E5%8F%8D%E5%AF%BE%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99>

【公教育計画学会理事会】

「教育勅語」の容認と銃剣道学校へ導入に強く反対する

公教育計画学会理事会声明

2017年4月3日

毎日新聞4月2日付の報道によれば、「政府は1日までに、戦前の教育規範とされた『教育勅語』の学校現場での扱いについての答弁書を決定し、『わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ』との立場を明確にした。同時に『憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない』との見解も示した」ということである。

また「平成二十九年三月七日受領答弁第九三号（内閣衆質一九三第九三号、平成二十九年三月七日）」の「衆議院議員逢坂誠二君提出教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書」においても、「御指摘の『かかる条文』の意味するところが必ずしも明らかでないが、お尋ねの『日本国憲法で否定され、かつ、本決議で排除が求められるような勅語を教育に活用すること』が学校教育法等の法令に違反するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものである」と答弁している。

さらに松野博一文部科学大臣は、4月4日の記者会見において、道徳を教える際に教育勅語を教材とすることにつき、「どの教材を使って、どう教えるかは、憲法や教育基本法の趣旨に反しない限り、一義的には、教員や学校長の権限にある」と述べている。

今回、政府は、否定の否定によって、教育勅語をより広く学校現場での使用する道を開いたのである。1948年に衆参両院でそれぞれ排除・執行確認が決議され、現憲法と相容れない趣旨の戦前の「教育勅語」を現行公教育制度の場で肯定的に使用することは、現行の憲法秩序と相容れない。指摘するまでもなく閣議決定で教育勅語を容認すること自体が問題である。閣議決定は、単に教育勅語を個人的な懐古趣味で論じることとは次元の異なる政策判断であるからである。

こうした閣議決定を行う内閣は、明らかに現行の憲法秩序を遵守し擁護する意思がないことは明白である。もとより昨年9月の「戦争法案」採決よりその意思は明らかなのではあるが、軍事や外交の場にとどまらず、学校教育の場にまで現行憲法秩序を否定しようという「意思」を貫徹させようとするのが今回の閣議決定の本質である。

こうした戦前の教育イデオロギーや憲法秩序への回帰という政策意思は、3月31日に公示された中学校学習指導要領で必修の「武道」の中に「銃剣道」を加えたことにも表れている。しかもパブリックコメントを行った改定案にも書かれていない「銃剣道」が本案で突然明記されたのである。NHKのweb（NHK News Web News Up 3/31）では、「あくまで表記に加えただけで、授業で必ず銃剣道をしなくてはいけないものではない」という文科省のコメントを紹介している。あまりにもいい加減な態度であり、姑息な言い訳である。

近代軍隊の創設とともに作られた「銃剣道」を導入するのは時代錯誤であることは言を俟たない。同時に、導入することが現行教育基本法に記されている「我が国や郷土の伝統」を根拠としているのであれば笑止千万である。「銃剣道」の成立は、明治期に陸軍が範としたフランス陸軍からの招聘教官が紹介したことに始まるからである。いずれにしても、任意団体が規定した「武道」の中に位置づけられている銃剣道を文科省が学習指導要領に明記するという忖度こそが問題なのである。本来、近代軍隊創設時に作られた銃剣道を武道というカテゴリーに位置づけることの適否を文科省は改めて考えるべきではないのか。強制に対する取組が必要である。

本質的な問題は、教育内容の詳細に文科省などの国家権力機関が介入することこそが問題であり、自省すべき点なのである。文科省は、教育内容への国家権力の介入が子どもの権利をどのように阻害し否定してきたのかについて古今東西の史実が示していることを肝に銘ずべきである。教育勅語や銃剣

道を学校教育に持ち込むことは、人権と平和主義の憲法を遵守する立場からも、また戦後の日本を支えてきた抑制的な軍事力と経済成長を優先するという保守主義の立場にとっても肯定できるものではないはずだ。

時代錯誤で、「保守」思想でもない論理で教育を行うことは、子どもたちを持って遊び、愚弄する行為であり、子どもの人権を一顧だにしない愚かな行為でもある。巷間話題の森友学園において、子どもたちが教育勅語を大声で唱和するという活動はその証左ではないのか。

主権在民・基本的人権尊重・平和主義をうたう日本国憲法ばかりでなく、2006年「改正」教育基本法の趣旨にさえも反する「教育勅語」の容認と「銃剣道」の導入について問題点を指摘し、反対するものである。

<http://koukyouiku.jp/cp-bin/wordpress/wp-content/uploads/2016/09/20170405rijikaiseimei.pdf>

【教育史学会理事会】

2017年5月8日

「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の教材使用に関する声明

教育史学会理事会

政府は、2017年3月31日の閣議決定による答弁書において、憲法・教育基本法に「反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」、さらに4月14日と18日の答弁書において教育勅語の「教育現場における使用」について、「国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである」との見解を表明した。このことにより、1890（明治23）年10月30日に明治天皇の名をもって出された「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の暗唱やそこに記される徳目の教材活用が学校で行われるようになるのではないかと懸念が高まっている。

教育史学会では、多くの会員が教育勅語の内容、儀式及び社会的影響等を長年にわたって研究し、その成果を蓄積してきた。上記の状況に対し、学術研究の成果の要点を明確に提供する責務から、この声明を発するものである。

「父母ニ孝」など教育勅語中の一部の文言を道徳教育に活用することは認められるとの見解が内閣官房長官や閣僚からも提起されているが、教育勅語に記述された徳目が一体性を有して「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂することは、その文面を読めば明らかである。また、公式的な性格の強い解釈書である井上哲次郎『勅語衍義』（1891年）、国定（文部省著作）の小学校（国民学校）修身科教科書、文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』（1940年）などにおいて、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を眼目として解釈することが正しい解釈として示されている。教育勅語を歴史的資料として用いることは、歴史の事実を批判的に認識する限りにおいて必要であるが、児童生徒に教育勅語を暗唱させたり、道徳の教材として使用したりすることは、主権在民を理念とする日本国憲法や教育基本法に反する。そのことは、以下の事実からも明らかである。

第一に、教育勅語が戦前日本の教育を天皇による国民（臣民）支配の主たる手段とされた事実である。

教育勅語は、明治維新後に、天皇を中心とする道徳教育と翻訳教科書による近代西洋流の道徳教育が

併存するなか、1879年の政府内の「教学聖旨論争」、1887年以後の「徳育論争」、1890年の地方長官会議の建議などを契機として、井上毅と元田永孚によって起草された文書であった。このため、徳目には中国儒教起源のものと西洋近代思想起源のものが混在している。しかしその目的は、1889年公布の大日本帝国憲法施行にあたっての「告文」で「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ」と記したことを前提とし、主権者たる天皇から臣民へ教育勅語という形式を通じて「遺訓」の内容を説明することにあつた。

教育勅語は、「朕」と自称する明治天皇が「臣民」に道德の規準を下す形をとっていること自体が、今日の主権在民の日本国憲法と相容れないものである。その内容では、徳目の起源を天皇の神話上の祖先である「皇祖皇宗」の道德に指定し、「臣民」の祖先も「億兆心ヲ一ニシテ」守ってきたとしており、将来も「子孫臣民」が守っていく、「徳ヲ一ニシテ」いくと宣言しており、過去と現在と未来にわたる天皇と国民の道德的な一体性を強調している。教育勅語は、この道德的な一体性という仮想を「国体」という言葉で表現し、そこに教育の淵源を求めた。そしてこの一体的な構造の中に、中国儒教起源の「忠」と「孝」を位置づけて、さらに西洋近代思想起源の「博愛」などに至る多くの徳目を列記し、これらの徳目を、天照大神が天皇の祖先に下したと『日本書紀』に記されている「天壤無窮の神勅」を前提にして、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言で集約している。

文部省は、この皇運扶翼に集約された道德をあらわす「斯ノ道」を「皇国ノ道」という言葉に置き換えて1941年の国民学校令をはじめ各学校の教育目的として明示し、さらに「皇国民錬成」という理念と結びつけることによって教育勅語の「皇運扶翼」の趣旨を徹底した。教育勅語がこのようにして学校教育をまるごと戦時動員体制に組み込んでいく手立てとなったことは、忘れてはならない事実である。

第二に、学校現場での教育勅語の取り扱われ方に関する事実である。教育勅語は、単に道德にかかわるテキストであつたに止まらず、教育勅語謄本というモノ（道具）が神聖化されることにより、学校現場に不合理や悲劇をももたらした。

教育勅語は、1891年の小学校教則大綱で、「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）と規定されて以降、国民学校に至るまで、修身科教育の基本方針とされ、修身科教科書のさまざまな教材を通じての学習に加え、勅語の「奉読」、筆写・暗唱暗写などにより、その趣旨徹底が図られた。

教育勅語は、発布と同時に謄本が全国の学校に一律に下付され、天皇制国家の臣民教育において大きな役割を果たした。とりわけ教育勅語の理念普及に果たした学校儀式の役割を見逃すことはできない。1900年小学校令施行規則により定型化された、戦前の三大節（紀元節・天長節・一月一日、1927年より明治節が加えられて四大節）学校儀式は、教育勅語「奉読」に、御真影（天皇・皇后の写真）への「拝礼」、「君が代」斉唱、教育勅語の趣旨に関する校長訓話、式歌斉唱を加え、全国で一律に挙行された。この儀式内容は、入学式・卒業式など他の学校儀式の式目にも影響を与え、教育勅語「奉読」と「君が代」斉唱は、入学式・卒業式などでの必須の式目になった。

御真影と教育勅語謄本は、1891年文部省訓令「両陛下ノ御影及勅語謄本奉置ノ件」により、「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重」に「奉護」することが求められた。その結果、火災・震災時には、これらのモノ（御真影・教育勅語謄本）を火災焼失から免れさせるため「殉職」する教職員が後を絶なかつた。さらに確実な「奉護」のため、1920年代頃より、校舎外に奉安殿と称する保管庫を設置させる措置を推進し、児童生徒に対して登下校時に奉安殿に向かって最敬礼させることが日常化した。1943年

の「学校防空指針」は、防空に際して、最優先事項は、御真影・教育勅語など詔勅の謄本の「奉護」であり、児童生徒の保護はその次と定め、「疎開」も御真影・教育勅語が児童よりも先に実施された。

このように、各学校に一律下付された教育勅語は、①修身科教育、②学校儀式、そして③日常の「奉護」という学校生活の全体で、「国体」の理解徹底の道具立てとなった。道徳にかかわる批判的な思考の深まりは軽んぜられ、条件反射のように教育勅語を暗誦するという次元で道徳内容の身体化に寄与した。この点で、教育勅語は道徳教育の充実というよりも、その形骸化と人命軽視をもたらしたというべきである。

第三に、教育勅語が民族的優越感の「根拠」とされるとともに、異民族支配の道具としても用いられた事実である。

台湾総督府の初代学務部長伊沢修二が教育勅語を教化の手段として利用しようとしたことを手始めとして、朝鮮総督府は朝鮮教育令(1911年)において教育は教育勅語の趣旨に基づいておこなうと定め、台湾総督府も台湾教育令(1919年)において同様の規定を設けた。こうした措置は、天皇のもとで独自の「国体」を築いてきた日本人は、その独自の「国体」ゆえに道徳的にも優れているのだという教義を異民族に対しても無理矢理に承服させようとするものであった。教育勅語の文面は、「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」というように普遍的な道徳律であることを標榜しているものの、他方で「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」というように血縁集団のロジックを刻み込んでいる。そのために、実際のところとも「中外」(国の内外)に広く受け入れられるようなものではなかった。当時の為政者もそのことを認めざるを得なかったために1910年代前半には台湾向けの教育勅語を極秘裏に起草する試みがおこなわれ、また、朝鮮で三・一独立運動が生じた際には教育勅語の解釈のオーソドキシシーを担っていた哲学・倫理学者井上哲次郎が、「爾祖先」云々という教育勅語の文言は朝鮮人の怒りを募らせるとして、朝鮮向けの教育勅語を別に起草すべきという論を展開した。いずれも、教育勅語の権威をおとしめてしまう懸念から実現にはいたらなかったものの、こうした事実は、教育勅語が普遍性からはほど遠く、自民族中心主義、排他主義をその本質的な要素として組み込んでいることを示している。

1948年6月19日、衆議院は「これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」、参議院は「教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる」ことを決議した。この決議に従って同月25日、文部次官が都道府県知事・高等教育機関の学校長宛に「本省から交付した「教育ニ関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ〔中略〕至急本省へ返還方処置されたい」と指示した。教育勅語謄本は焼却処分され、公的には存在しないことになったはずである。

政府は、今年4月18日、教育勅語の使い方について、憲法や教育基本法に反するかどうかという判断を、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする見解を答弁書において表明したが、教育委員会や学校の設置者がそれぞれに「判断」するまでもなく、憲法、教育基本法および国会決議に反することは上記の経緯の内に明らかである。

以上のことにより、教育史学会理事会は学術研究を担う者としての立場から、歴史的資料として批判的に取り扱うこと以外の目的で教育勅語を学校教育で使用することについて、教育史研究が明らかにしてきた戦前日本の教育の制度や実際にかかわる諸事実に照らして許されるべきではないとの見解をここに表明するものである。

<http://kyouikushigakkai.jp/info/2017/0508115621>

【教育科学研究会】

教科研常任委員会声明 教育勅語復権策動の暴挙を批判する

2017年4月14日

2017年3月31日、安倍内閣は、「憲法や教育基本法などに反しないような形で勅語を教材として用いることまでは否定され」ないとする答弁書を閣議決定した。これは決して許されない暴挙である。

教育勅語は、国民の意思を代表する国会で、1948年6月19日に、「その指導原理的性格を認めない」として、「排除」（衆議院）と「失効」（参議院）の決議がなされた。この歴史的な国会決議を、一内閣の閣議決定で覆すことは、先の集団的自衛権容認決議（2014年7月1日）と同様の暴挙であり、国民主権に立った議会制度の根幹を踏みにじるものである。また、内閣の閣議で、何が教材として使用可能か不可かを決めるといって自体が、権力が直接教育内容を決定・管理する危険な道につながり、批判されるべき行為である。

教育勅語の復権策動は、次のような点で問題である。

第一に、憲法と教育勅語は、根本的に対立する。教育勅語は、教育を帝国議会制度の枠組みから外して、天皇の勅語という形で、教育の目的、内容や価値を支配するものであった。だから先の国会決議は「教育勅語」を廃止し、憲法にそった「教育基本法の明示する新教育理念」の「徹底普及」を求めたのである。

第二に、教育勅語は、天皇を神格化し、日本という国家の仕組みを、万世一系の天皇家の支配として描き出すフィクションに基づいている。「父母ニ孝ニ」「夫婦相和シ」とあげられる諸徳目もまた、家父長的な男子家長を絶対化した天皇制下の儒教的秩序に立っており、日本国憲法の男女平等などの理念にも反する。

第三に、これらの「徳目」は、すべて「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉」じること、つまり天皇のために命を捧げよという絶対的な忠誠へと収斂され、国民に天皇への忠誠を誓わせたのであった。徳目の部分的記述を個別に評価できるものではない。

そして第四に、日本国憲法の人権と平和の日本を創り出す主権者の形成のためには、侵略戦争に国民を動員する決定的な役割を担った勅語精神の呪縛からの解放が不可欠であった。それなくして戦後の戦争反省と民主主義は進み得なかった。教育勅語を日本の教育から完全になくすことこそが歴史的課題として求められたのである。

勅語復権の動きは、安倍内閣の危険な教育改革を推進していく強力な梃子ともなりうる。私たちは、広く国民に訴え、これを阻止していくという決意を表明する。

（『教育』2017年6月号）

【歴史学研究会】

「教育ニ関スル勅語」の教育現場での無前提な利用に反対する決議

2017年3月31日、安倍晋三内閣は、衆議院議員初鹿明博の「教育勅語の根本理念に関する質問」への答弁書において、「教育ニ関スル勅語」（以下、教育勅語）が「教育上の指導原理たる性格」をも

たないことが、憲法・教育基本法・学校教育法によって明確化されたとの1948年の文部大臣（当時）森戸辰男の答弁に言及しつつも、教育勅語本文の教育利用は一概に憲法違反とはいえ、勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形」で用いることまでは否定されないと述べた。

教育勅語をめぐるのは、1948年6月19日に、衆議院「教育勅語等排除に関する決議」が、勅語の「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもと」だとして、憲法第98条にもとづいて勅語を「排除」、その「指導原理的性格を認めない」と宣言し、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」も、勅語は「既に効力を失っている」と確認している。

そもそも教育勅語は、①忠・孝にもとづく「臣民」の一体感を「国体ノ精華」「教育ノ淵源」とし、②掲げた徳目を「天壤無窮ノ皇運」の「扶翼」に結びつけて説き、③歴代天皇の「遺訓」として「臣民」にその遵守を求めている。徳目の多くは儒教思想にもとづくが、それを天皇の名のもとに、「皇祖皇宗ノ遺訓」として「臣民」に説いているところに目新しさがある。だがそれは、1948年の衆参両院の決議をひくまでもなく、主権在民を掲げる憲法やそのもとにある教育基本法などとは相容れず、その意味において、答弁書のいう「憲法や教育基本法等に反しないような形」という前提は、なきに等しい。

教育勅語はまた、そのもとに生みだされた体制によって、深い爪痕を残すこととなった。それは、教育勅語の謄本が全国の小学校に下付され、学校儀式の際などに校長らによって奉読され、児童が暗誦させられ、修身・国語・歴史・唱歌などの教科でその精神が説かれるなどして、勅語が人びとの心を縛っていったことによくあらわれている。一方で謄本は、御真影とともに神聖視され、拝礼や安置や防護が求められ、それに対する「不敬」は厳しく処分された。こうした体制への根深い影響力が国際的に懸念されたがゆえに、戦後、その「無効」が正式に表明される必要があったのである。

歴史研究に携わる私たちは、歴史資料のひとつとして教育勅語を扱い、勅語の趣旨が指導原理と教科教育の双方に反映することで、教育勅語体制がつくりだされていった歴史を明らかにしてきた。それに照らせば、今日、教育勅語の教育現場への持ちこみを無前提に容認することは、勅語がふたたびご都合主義的に用いられ、「暴走」ないし「迷走」する懸念を禁じえない。そもそも、今回の答弁書に関わって、すでにこうした「疑点」が生じていること自体が、1948年決議の趣旨に反している。私たちはここに、教育勅語の教育現場での無前提な利用に反対することを決議する。

2017年5月27日

歴史学研究会総会

【自由法曹団】

安倍内閣による教育勅語の肯定に抗議する

第1 安倍内閣による教育勅語の肯定的評価

安倍内閣は3月31日、教育勅語を「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との答弁書を閣議決定した。

菅官房長官は、上記の閣議決定後の記者会見において「親を大切にとか、兄弟仲良くとか、教育上支障のないことを取り扱うことまでは否定しない」と、教育勅語に掲げられた徳目を肯定的に評価した。

稲田防衛大臣は、3月8日の参議院予算委員会で、大阪の学校法人「森友学園」が運営する幼稚園で

教育勅語の暗唱が行われていたことに関連して、「教育勅語の精神である親孝行など、核の部分は取り戻すべきだと考えており、道義国家を目指すべきだという考えに変わりはない」と教育勅語の精神を取り戻すべきと述べた。教育を所管する松野文部科学大臣は、4月4日の記者会見で「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけなくて私が申し上げるべきではない」と、道徳の教材として教育勅語を使用することも否定しなかった。義家文部科学副大臣は、4月7日の衆議院内閣委員会で、毎朝の朝礼で児童が教育勅語の朗読することも、「教育基本法に反しない限りは問題ない」と、子どもに教育勅語を毎朝暗唱させることすら容認した。

第2 教育勅語は憲法・教育基本法に反する

教育勅語は1890（明治23）年に天皇の勅語として発布され、主権者である天皇が「臣民」に対して、身に着けるべき徳目を説諭したものである。その徳目の最も基本となるのは、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」すること、すなわちもし国に異変があったら、勇気を奮い、命を捧げて天皇の治世を助けることにあった。教育勅語に記載された徳目はこの一点に収れんとすといっても過言ではない。

実際、アジア太平洋戦争時において、天皇に命を捧げることを求める教育が教育勅語を基礎に国民に徹底され、これが国民を侵略戦争に駆り立てる精神的支柱としての役割を果たした。本来、子どもたちに、物事を批判的に検討し考察する力を育み、権利主体として成長し発達することを支える教育が、戦前は逆に、忠君愛国などの国に都合の良い価値観を子どもに植え付ける手段となってしまう、国の政策に対して批判的に検討する力を奪い、権力の暴走により、戦争に突き進むことになった。この教育の中心にあったのが教育勅語であった。戦後の学校教育は、この戦前の教育に対する痛切な反省から出発したはずであって、安倍内閣による教育勅語の肯定的評価は、再び戦前の教育へ回帰することを志向するものといわざるを得ない。

戦後に制定された、日本国憲法及び教育基本法は、国民主権に基づき、個人の尊厳や人権の尊重をその核とするものであり、教育勅語とは根本的に相容れないものである。

そのため、教育勅語は1948年には、衆議院で「排除」、参議院で「失効」の決議がなされている。衆議院の排除決議においては、教育勅語について「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる」と、憲法に反するものであること指摘し、憲法98条の趣旨にしたがって排除を決議した。

教育勅語は、憲法及び教育基本法に反するものであり、憲法尊重擁護義務を負う内閣や国務大臣、副大臣が肯定的に評価することは許されない。

第3 教育勅語の肯定的評価は許されない

ところが、上記の通り、安倍内閣では教育勅語を肯定的に評価する閣議決定や発言が相次いでいる。とりわけ、教育分野において道徳の教材として教育勅語を使用することや、子どもに教育勅語を暗唱させることすら否定しないという安倍内閣の立場は、憲法・教育基本法に反するものである。衆参で行われた、排除・失効決議は、まさに、再び教育勅語が国民の道徳の指導原理とならぬよう、政府をして教育勅語の謄本をすべて国民から回収すべきことまで求めたものであり、道徳の教材として教育勅語を使用することなど断じて許されない。安倍内閣の教育勅語に対する肯定的評価は、かかる国会の意思にも反するものである。

第4 まとめ

以上の通り、安倍内閣による教育勅語を肯定する閣議決定及び閣僚の発言は、憲法及び教育基本法、排除・失効決議を行った国会の意思にも反するものであり、自由法曹団は強く抗議する。

2017年5月31日

自由法曹団
団長荒井新二

【日本出版労働組合連合会】

2017年4月12日

声明 出版労連は「教育勅語」を容認する閣議決定に反対します

日本出版労働組合連合会

中央執行委員長 大谷 充

3月31日、安倍内閣は「教育勅語」を教材として用いることを容認する答弁書を閣議決定し、4月7日、義家文科副大臣も「教育基本法に反しない限り問題ない」などと発言しました。出版労連は、政府によるこのような教育勅語容認の姿勢に断固反対します。

教育勅語は、大日本帝国憲法が公布された翌年、1890年に主権者である天皇が臣民（天皇の家来）に与えたものです。そこには、大日本帝国と皇室を支える臣民を育成するための基本方針が示されており、儒教的徳目を示したうえで忠君愛国を臣民の究極的道德としています。

教育勅語は、天皇制国家の精神的・道徳的支柱としての役割を果たしました。文部省は教育勅語の写しを全国の学校に配付してさまざまな儀式で奉読することを定め、子どもたちは全文の暗唱を強要されました。学校では御真影（天皇・皇后の写真）とともに奉安殿に納めて神聖なものとして扱われ、その内容は修身や道徳教育などの規範となりました。それは朝鮮半島や台湾など日本の植民地教育にも適用されました。国家総動員法など軍国主義政策を正当化することにも大きく寄与したのです。

森友学園問題を契機に、「親孝行や兄弟仲良くなど、教育勅語にも良い部分はある」などという意見が見受けられ、稲田防衛相は「道義国家をめざす教育勅語の精神は、取り戻すべき」と国会で発言しました。しかし、それは明らかな間違いです。教育勅語の意図的な誤読といってもいいでしょう。教育勅語の核心は、親孝行や兄弟仲良くにあるのではなく、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、つまり「ひとたび事（戦争）が起これば天皇のために命を捧げ、皇室・国家を支えよ」にあるのです。親孝行や兄弟仲良くなどの徳目は、すべて「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」につながるのです。長幼の序を基本に、家父長制、長子相続、男尊女卑に満ちた教えに従い、軍国少年・軍国少女が育成され、多くの人々が戦争で死んでいきました。どこをとっても教育勅語が日本国憲法や教育基本法に反しないということはありません。しかも、多様な個性と価値観が認められる現代社会で、親孝行や兄弟仲良くなどということは、国家に規定されるようなものではなく、限りなく個人的な問題です。

戦後、教育勅語が神話的国体観や主権在君の原理に基づいていることは、民主的な平和国家や主権在民を前提とする日本国憲法に違反するとして、1948年、軍人勅諭とともに衆議院で排除、参議院で失効が決議されました。教育勅語の否定は、戦後日本の出発点ともいえるのです。

にわかに浮上した教育勅語容認論は、特定秘密保護法や安保法、共謀罪（テロ等準備罪）などとあわせて憲法改悪と戦争する国に導こうとするあらわれです。人よりも国家が大切であり、自己犠牲が何よりも美しく、命を捧げて国を守れる人間になれと説く教育勅語を容認するなどとうていできません。出版労連は、「教育と教科書に真実と自由を」求めて運動を続けており、安倍政権下での教育の荒廃を前に改めてその決意を強くしています。思想・信条・良心の自由や、「人格の完成」をめざす民主的な教育を実現する観点から、教育勅語の復権を許す政府の閣議決定に断固反対することを重ねて表明します。

以上

<http://syuppan.net/wordpress/wp-content/uploads/2017/04/113b5262e38c2f50b8fdb2a2bcd94656.pdf>

【仙台弁護士会】

学校教育における教育勅語の使用に強い懸念を表明する会長声明

2017年05月18日

本年3月31日、政府は、「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法（平成18年法律第120号）等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている」との答弁書を閣議決定した。

この政府答弁の後にも、幼稚園など教育現場の毎日の朝礼で子どもたちが教育に関する勅語（教育勅語）を朗読することについて、「教育基本法に反しない限りは問題のない行為であろうと思います」との答弁（4月7日の衆議院内閣委員会における義家弘介文部科学副大臣発言）がなされるなどしており、上記政府答弁に対しては、教育現場における教育勅語の活用を容認する姿勢を示すものとして、報道機関や教育研究者を含む多数の識者らから強い懸念が表明されている。

教育勅語は、主権在君の国家護持のため、臣民に天皇・皇室国家への忠誠を求めたものであり、大日本帝国憲法下で教育の根本理念とされ、軍人勅諭や治安維持法等とともに戦争遂行のための思想統制的役割を果たしたと評価されている。このような教育勅語が、戦後、個人の尊重を核心的価値に据え、基本的人権の尊重、国民主権及び恒久平和主義を基本原理として制定された日本国憲法と相容れないものであることは明らかである。

衆参両議院も、日本国憲法施行後の1948年（昭和23年）6月19日に、教育勅語の排除・失効確認の決議をしている。とりわけ、衆議院本会議における「教育勅語等排除に関する決議」は、「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體観に基いている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、」「これらの詔勅を排除」と述べていた。

近時、閣僚を含む一部政治家等から、教育勅語に含まれる親孝行や家族の和等の徳目をことさら強調して、「日本が道義国家を目指すべきだ」という核の部分は取り戻すべきだ」「大変素晴らしい理念が書いてある」などといった教育勅語を擁護ないし肯定する発言もなされている。しかし、これらの徳目は、天皇が臣民に対して「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と求める文章の一部として書かれたものである。教育勅語の一部を抜き出して擁護ないし肯定する言説は、教育勅語の本質から目をそらすものと言わざるを得ない。

教育勅語が本質的・根本的に日本国憲法の基本原理と相容れないことに鑑みれば、学校教育の場、とりわけ道徳の授業の場において、教育勅語の全体又は一部を教材とし、これを肯定的に評価する形での指導を行うことが不適切であることは明らかである。

よって、当会は、教育勅語が日本国憲法の基本原理と相容れないものであることをここに確認するとともに、学校教育の場において教育勅語の全体又は一部を教材とし、これに基づく指導がなされることに強い懸念を表明するものである。

2017年（平成29年）5月18日

仙台弁護士会

<http://senben.org/archives/6844>

【フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)】

2017年4月3日

「教育勅語」容認の閣議決定に対する平和フォーラム見解

フォーラム平和・人権・環境
(平和フォーラム)
共同代表 藤本泰成

3月31日、安倍内閣は民進党初鹿明博衆議院議員の質問趣意書に答える形で、教育勅語は「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との閣議決定を行った。教育勅語は、1948年に、日本国憲法や教育基本法に反するとして、軍人勅諭とともに衆議院で排除に関する決議・参議院で失効確認に関する決議が行われている。今回の閣議決定は、衆・参両院の決議との整合性がとれず、憲法違反の決定であることは明らかだ。

「朕惟フニ」で始まり「朕力忠良ノ臣民タル」と呼びかけ「朕爾臣民ト?ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」で終わる教育勅語は、主権在君の明治憲法下のものであり、主権在民の日本国憲法の理念とは相容れない。また、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」との文言が、国家への忠誠を強要し、徴兵制の下で戦争遂行の基となった。排除・失効の決議が軍人勅諭と一緒に行われたことの意味を考えるべきだ。

「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」との部分をして「教育勅語の内容は現在でも通用する」との主張が聞かれる。根幹に流れる考えは、長幼の序を基本とした儒教的精神であり強固な家父長制度と長子相続制、男尊女卑にあることは間違いない。明治の時代性を現代に当てはめることの愚を犯してはならない。日本国憲法は、明治憲法下における侵略戦争の時代の反省に基づき「平和主義」「民主主義」「基本的人権の尊重」を基本に、主権在民、男女平等、個人主義に立脚している。何処をとっても教育勅語が憲法に反しない教材になり得る要素は存在しない。今回の閣議決定は、「ポスト・トゥルースの政治」そのものであり、日本政治における「知性の崩壊」と言わざるを得ない。

教育勅語を唱和し、軍歌を歌い、「安倍首相ガンバレ」を宣誓する塚本幼稚園の映像は奇異である。安倍首相は、当初国会答弁で「いわば私の考え方に非常に共鳴している方」「妻(マ)から森友学園の先生の教育に対する熱意は素晴らしいと聞いている」と、塚本幼稚園の教育へ賛辞を送った。稲田朋美防衛大臣は、「道義国家をめざすとする教育勅語の精神は、取り戻すべき」と国会で述べた。日本会議とともに戦前回帰の国家主義をめざす安部政権の本質が象徴的に表れている。

教育勅語容認の閣議決定に先立って、小学校及び中学校の指導要領が改定になった。小学校用の道徳の教科書では、「パン屋」が「和菓子屋」に変えられ、「公園の遊具」が「和楽器店」に変更された。2006年の第1次安倍内閣で成立した改正教育基本法に示された「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を

養うこと」とする教育目標に沿った修正意見と思われるが、あまりにも偏見に満ちた浅薄な考え方でしかない。そもそも、伝統と文化を支える地域社会を壊してきたのは、戦後保守政権・自民党が進めてきた高度経済成長政策ではなかったか。古から諸外国の文化に学びながら、それを自らのものとして獲得してきた日本文化の本質を、安部政権はもっと真剣に学ばなくてはならない。

一方で、中学校の指導要領では「武道」に「銃剣道」が導入された。銃剣道はフランス軍隊から学んだ西洋銃剣術を基本に、日本の槍術などを組み入れて旧日本軍の戦闘訓練に取り入れられたものである。木銃を手に行う競技であり、その長さは旧陸軍の三八歩兵銃を基本にしている。自衛隊などでは訓練として導入され、競技人口の多くが自衛官でしめられている。地方の道場・クラブの多くが自衛隊駐屯地内に存在する。このような特異な競技を、中学生に教えることの意味が何処にあるのか。戦場における戦闘を想定する銃剣道の導入は、平和憲法の理念に反する違憲の教育と言わざるを得ない。

日本会議と結びついている安部政権の教育改革は、子どもたちを侵略戦争と植民地支配に明け暮れたアジア・太平洋戦争の時代、明治憲法下の天皇制の時代へと誘う。国家主義的な教育は、国家や「公」なるものに対する個人の犠牲を強要し、そのことを美化し、個人主義を否定してゆく。一方的・画一的な価値観を植え付け、多様な個性と多様な価値観を認めない社会は、衰退への歩みを進めるだろう。集団で一斉に教育勅語を唱和するような社会としてはならない。平和フォーラムは、安部政権の教育改革に抗し、平和と民主主義、基本的人権の尊重を基調とする戦後教育の更なる発展にとりくんでいく。

<http://www.peace-forum.com/seimei/2017/post-18.html>

【歴史教育者協議会】

教育勅語の教材使用を認めた政府閣議決定の撤回を求めます。

政府は、3月31日に、教育勅語を「教育の唯一の根本とするような指導は不適切」だが、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定しました。教育勅語は、戦前の軍国主義教育の支柱であり、戦後新しく選出された国会で議論され、日本国憲法施行、教育基本法制定後の1948年6月19日衆参両院で排除・失効されたものです。国会が決めたことを、内閣の閣議決定で変更することは、三権分立を決めた憲法に反することです。

衆議院では、「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損い、且つ国際的信義に対して疑点を残すもの」と排除決議を出しました。参議院では、憲法、教育基本法の民主的教育理念に反するとし、「(教育勅語を) 今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にする」と失効決議を出しました。衆参両院の教育勅語排除・失効決議でも、教育勅語・軍人勅諭等を、国民道徳の指導原理と考えることを明確に否定しています。

日本国憲法施行70年の今、安倍首相は、教育勅語を「大変素晴らしい理念が書いてある」(2006年6月2日衆議院教育基本法特別委員会)と褒め、稲田防衛相は、「教育勅語の精神は今も取り戻すべきだと考えている」(3月8日参議院予算委員会)と評価しています。また、4月3日菅官房長官は、記者会見で教育勅語に関して、道徳教材として「適切な配慮の下、教材使用自体に問題はない」と発言し、戦前において教育勅語が果たした役割への不安に対し「懸念は生じない」と述べました。

政府は、教育勅語を道徳教材として否定しようとはしていません。教育勅語は、親孝行など12の徳目を示していますが、明治天皇が「臣民」に守るべき「徳目」として与えたものです。その核心は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」であり、天皇のために命を捧げるという天皇への忠誠心を植えつけることにあります。そう教えられた戦前・戦中の子どもたちと国民は、戦争に駆り出されたのです。

今回の閣議決定は、特定秘密保護法、安保法制（戦争法）、「共謀罪」と同一線上にある、「戦争する国」づくりの一環のものです。歴史教育者協議会は、「過去においてあやまった歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱の一とされていた事実を痛切に反省し」（設立趣意書から）、正しい歴史教育を確立・発展させることを追求してきました。教育勅語を復活させようとするのは、憲法等で排除・失効した事実を認めない歴史に逆行することです。歴史教育者協議会は教育勅語に関する閣議決定の撤回を求めます。

2017年4月23日 一般社団法人 歴史教育者協議会常任委員会

<https://www.rekkyo.org/wordpress/wp-content/uploads/2017/04/2c793c90a52609fc0a81cbbec25f27fe.pdf>

【全国労働組合総連合】

【談話】 憲法違反の教育勅語を容認・肯定する答弁書の撤回を求める

2017年4月18日

全国労働組合総連合
事務局次長 橋口紀塩

安倍内閣は、3月31日、民進党の初鹿明博議員の質問主意書への答弁書において、「学校において、教育に関する勅語をわが国の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材としてもちいることまでは否定されることはない」との考えを示し、それを閣議決定した。すでに、安倍内閣は、3月7日、民進党の逢坂議員の質問主意書に対する答弁書において、教育勅語を教育に活用することは、「個別具体的な状況に即して判断されるべきもの」として、その活用を否定しなかったが、それをさらに追認したものである。

同時に、3月31日の答弁書では、稲田朋美防衛大臣が、3月8日、参議院予算委員会で「日本は道義国家を目指すべきだ」という教育勅語の精神は取り戻すべきだと発言したことに対して、「政治家個人の見解」だとしながら、安倍首相の「今後ともしっかりと職責を全うしてもらいたい」という言葉をひいて、罷免の意思がないことを示した。

この間、安倍内閣の閣僚による教育勅語を肯定・賛美する発言が繰り返され、そのなかで教育勅語の教材使用を容認する閣議決定がなされたことは、立憲主義の観点から到底許されるものではない。

そもそも、教育勅語とは、大日本帝国憲法下の1890年、君主であった明治天皇が、「臣民」であった国民に対して、守るべき徳目を説いた言葉として、「発布」されたものである。主語は天皇であり、12の徳目の最後に、その根幹である「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、もって天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と、天皇のために命をかけて戦うことを美德として求めたものである。このように、国民を戦争に駆り立てる精神的支柱であった教育勅語は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権を原理とし

た日本国憲法に全面的に違反するものである。

それゆえ、戦後、軍国主義につながる制度が廃止される中で、1948年6月19日、衆議院は「教育勅語の排除に関する決議」、参議院は「教育勅語の失効確認に関する決議」を行った。国権の最高機関である国会が両院で排除・失効決議を行い、憲法98条を根拠にして、政府に「謄本の回収、排除の措置」まで求めたのである。一内閣が、一片の閣議決定により、両院の決議を覆すことなどできるはずがない。政府は、両院の決議を厳粛に受け止め、率先してその責務を果たさなければならない。

にもかかわらず、3月7日、そして3月31日の閣議決定が、教育勅語の教材使用を否定しなかったことは、断じて認められない。森友学園系列の幼稚園では、教育勅語を教材として繰り返し暗唱させていたが、閣議決定は、そのような異常な教育を追認するものとなっているからである。

また、憲法の立場とは相容れない稲田防衛大臣の発言は、断じて認められない。任命責任をおう安倍首相自身が、「大変すばらしい理念が書いてある」（2006年）と教育勅語を評価し、森友学園の教育についても、「すばらしい教育だ」と礼賛してきたことの責任は重大である。

全労連は、教育勅語に関する違憲違法な閣議決定の撤回と、稲田防衛大臣の辞任を強く求める。安倍政権による戦前回帰の動き、「戦争する国」の人づくりに教育勅語を利用しようとする動き、それと一体の憲法改悪策動を許さない。あらためて、日本国憲法を守り、生かされる社会実現にむけて、奮闘する決意を表明する。

以上

http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2017/opinion170516_01.html

【宗教学人 日本ホーリネス教団】

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

「教育勅語の教育の現場での使用を容認する閣議決定」に対する懸念表明

2017年4月13日

宗教学人 日本ホーリネス教団

教団委員長 島津吉成

総務局長 大前信夫

福音による和解委員会 委員長 平野信二

教育勅語を子どもたちに熱心に朗読することを奨励する教育機関が大きな不祥事を起こしたさなか、政府は2017年3月31日、教育勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」と閣議決定しました。この教育勅語の教育の現場での使用を容認する閣議決定に対して、キリスト教信仰と日本ホーリネス教団の弾圧経験の視点により、

(1) 基本的人権の尊重への危惧と、(2) 戦時中の宗教弾圧の歴史を踏まえ、私たちは大きな懸念を表明いたします。

(1) 基本的人権の尊重に反する教育勅語

今回の閣議決定について、単に歴史的資料としての使用に留まらず、教育勅語の道徳的な徳目（親孝行、兄弟仲良く、夫婦睦まじく、等）に関して、倣うべき道徳的指針として受容する意見が閣僚から出ていることが報道されています。しかしながら、そのような家族観は、教育勅語においては国民を天皇の赤子とする国家観と結びつき用いられ、更に、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇

運ヲ扶翼スベシ」とあり、これは戦時中、危機的状況に際して国民は正義と勇気をもって皇室を助け天皇に命を捧げるといふ、皇室に対する滅私奉公の旗印として子どもたちへの教育に用いられていた歴史があります。この言葉を教育の場で用いることは、子どもたちが各々人権を持つ自由な個人として育成されることに著しく、逆行する道へと繋がります。

教育勅語の容認は、これまで人権尊重の妨げになりかねないとして禁じ閉ざしていた扉を開くこととなります。1946年、日本国憲法公布の年に、学校などの教育機関に「我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って」と、文部次官による通達が出されて、教育勅語の奉読は禁止されました。更に1948年6月には、衆議院と参議院の両院において、教育勅語の排除・失効の確認が決議されています。その排除決議の理由の一つに教育勅語は「神話的国体観」に基づき、基本的人権を損なう危険性が高いことが挙げられています。

私たちキリスト教信仰では、一人一人が創造主によって与えられた命を互いに尊び、人権を尊重し、そのための努力を重ねてきた歴史があります。聖書から人類が受けとった人間観は、「創造主によって、全ての人間は生まれながらにして平等で、生命、自由、および幸福追求の権利を持つこと」であり、この理念は、今日世界各国で尊重されている民主主義にも通じるものです（参照：日本国憲法第13条「個人の尊重・生命・自由・幸福追求の尊重」）。戦後の日本の国会において、教育勅語が基本的人権の尊重に対して危うく、教育の場では禁ずべきとしたことを考えるときに、国会での議論を経ずして、一内閣がその人権尊重の流れを変容させる閣議決定をすることに、大きな懸念を表明いたします。

（2）弾圧の歴史から

戦前の歴史において、教育勅語は直接的、あるいは間接的に良心・信仰の弾圧を引き起こしました。敬虔なキリスト教徒である内村鑑三は、1890年に教育勅語が発布された翌年、1891年1月9日、第一高等中学校の教育勅語奉読式において、最敬礼を行わなかったことにより、同僚教師等の非難を受け、教師職を追われる「不敬事件」が起きました。この時に敬われるべきとされた対象は教育勅語に記された「天皇宸筆の御名」（直筆ではなく複写）でした。そのような、良心・信仰の自由を踏みにじる徹底的強制を象徴する教育勅語を、教育の現場に復帰する道を開くことは、キリスト教会にとって受け入れ難いことです。

また、当時のキリスト教会は、キリスト教信仰こそが教育勅語の徳目を実現すると主張しましたが、それは公権力におもねることでした。それにもかかわらず、戦時下に私たちホーリネス系の諸教会は、キリストが王として再臨するという「再臨信仰」が治安維持法に違反するとして弾圧されました。その結果、教会は解散させられ、7名の牧師が死亡しました。こうした出来事を通じて、私たちは公権力の個人の内面への干渉を看過してきたことを反省すると共に、同じことを繰り返さないためにも、今回の閣議決定を容認することはできません。

1948年に衆参両院で議決した教育勅語の排除・失効確認の事実を尊重し、民主的な教育とは相容れない教育勅語を教育現場に適用することがないように要望いたします。

http://www.jhc.or.jp/_src/11497175/%E6%95%99%E8%82%B2%E5%8B%85%E8%AA%9E%E3%81%AE%E9%96%A3%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E6%8A%97%E8%AD%B0%E6%9C%AC%E6%96%87%E3%81%AE%E3%81%BF.pdf#search=%27%E6%95%99%E8%82%B2%E5%8B%85%E8%AA%9E+%E9%96%A3%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E5%AE%9A%27

【自由法曹団東京支部】

教育勅語の内容を肯定し学校教育の教材として用いることを容認する安倍内閣の閣議決定に抗議し、撤回を求める

第1 安倍内閣は教育勅語の内容を肯定し学校教育の教材として用いることを容認した

1. 教育勅語に関する安倍内閣の閣議決定及び一連の発言

2017年3月8日、稲田防衛大臣は参議院予算委員会において「教育勅語の精神であるところの、日本が道義国家を目指すべきである、そして親孝行ですとか友達を大切にするとか、そういう核の部分ですね、そこは今も大切なものとして維持をしている」「教育勅語に流れているところの核の部分、そこは取り戻すべき」などと教育勅語の内容を肯定する発言をした。

同月31日、安倍内閣は「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。

同年4月3日、菅内閣官房長官は記者会見において「親を大切にするとか、兄弟姉妹仲良くするとか、友達はお互いに信じあうなどといった項目もあることも事実でありまして、憲法や教育基本法に反しないような適切な配慮のもとで取り扱うことまで否定することはない」と発言し、徳目について肯定的にとらえ、教材として用いることを容認した。

同月4日、松野文部科学大臣は記者会見において「道徳を教えるために、教育勅語のこの部分を使ってはいけないというふうに私が申し上げるべきでもない」と述べ、道徳を教えるための教材として用いることを否定せず、許容した。

同月7日、義家文部科学副大臣は衆議院内閣委員会において、幼稚園で園児に教育勅語を毎朝朗唱させることについて「教育基本法に反しない限りは、問題のない行為」と述べ、批判能力が十分でない幼稚園児に対する毎朝の朗唱という繰り返しのすり込みを肯定した。

2. 安倍内閣の閣議決定の意図するもの

教育勅語を教材として用いることまでは否定されない旨の閣議決定に関し、義家文部科学副大臣は4月7日の衆議院内閣委員会で、教育勅語が歴史の教科書に載っていることを強調する答弁を繰り返した。しかし、上述の一連の発言から明らかなように、安倍内閣の閣議決定は、単に歴史上の事実を知識として学ぶための教材という位置づけではない。

教育勅語の徳目について肯定的にとらえたり、批判能力が十分でない幼稚園児に対する繰り返しのすり込みを肯定したりしていることからしても、安倍内閣の閣議決定の意図するところは、教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認するものと言わざるを得ない。

加えて、国政における重要事項についての態度表明である閣議決定により学校教育において教材として用いることを容認する姿勢を示したことからすれば、学校教育の場で再び教育勅語を重要なものとして広げることへの積極的な姿勢がうかがわれる。

かかる姿勢は、安倍内閣が閣議決定した答弁書の中であえて「唯一の」と限定をかけて「不適切」と表現し、「唯一の根本」としなければ、根本とするような指導を行うことは可能だととることができるような曖昧な表現を用いていることにも端的にあらわれている。

第2 安倍内閣の閣議決定は、憲法に反するとともに、国会決議を踏みにじるものである

1. 教育勅語の役割

教育勅語は、天皇制国家確立のため、忠君愛国、滅私奉公を最高の道徳として1890年に勅語の形式で発布された道徳的統一原理である。徳目の締めくくりは「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、すなわち「万一危急の大事が起きたならば、大儀に基づいて勇気をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ。」(文部省図書局、教育に関する勅語の全文通釈)とされ、天皇に命を捧げることが求められ、各徳目も天皇に命を捧げるために位置づけられていた。この点、教育

勅語の官定版解説書である「勅語衍義」では、より明確に「世ニ愉快ナルコト多キモ、眞正ノ男子ニアリテハ、國家ノ為メニ死スルヨリ愉快ナルコトナカルベキナリ」として、国家のために死ぬことが最も重要であることが強調されている。

また、教育勅語では「中外ニ施シテ悖ラス」とし、教育勅語の精神を全世界に通用するものと位置づけて侵略的な思想を示し、侵略戦争の精神的支柱の役割を果たしてきた。

2. 基本的人権を損う教育勅語の根本理念

かかる教育勅語は、個人の尊厳を中核とし、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原理とする日本国憲法と全く相い容れないものである。そのため、1948年6月19日には衆議院で「教育勅語等排除に関する決議」が可決され、参議院で「教育勅語等の失効確認に関する決議」が可決された。特に衆議院における決議では「思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる。よって憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。」とし、教育勅語の「根本理念」が基本的人権を損い憲法に反することが明確に示された。

この点、教育勅語の一部のみを取り出して評価することについて、衆議院における決議案の趣旨説明の際、松本議員は「それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには真理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。それが憲法第98条にも副われないゆえんでありますので、この際この条規に反する点を認めまして、われわれはこの教育勅語を廃止する必要があると考えざるを得ないわけであります。」と述べ、部分的に評価することを明確に否定している。

安倍内閣では、教育勅語の一部の徳目を肯定的に評価する発言をしているが、これは過去の決議によって明確に否定されているものである。「根本理念」が否定されているとおり、各徳目が天皇のために命を捧げることに結びつけられており、実際、内閣官房長官が指摘した「親を大切にする」という徳目も、教育勅語の官定版解説書である「勅語衍義」で、「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルが如シ、即チ一國ハ一家ヲ拡充セルモノ」と説明されているとおり、天皇と「臣民」の関係を父母と子孫の関係と同一視し、天皇に対する忠孝を求めていたものである。

3. 憲法の理念実現の決意が込められた国会決議

衆議院における決議案の趣旨説明の際、松本議員は「従来の封建主義的、軍国主義的、超国家主義的な、そういった理念、精神から、個の尊厳を確認しますところの民主主義的な精神の切替え、改革といったようなものが、まだまだ十二分にはなされていない。世界の水準にもなお達していないということは、遺憾ではありますが、事実と言わなければならないのであります。」「民主化の停滞性が現われておるといって間違いはないのであります。」と述べている。その上で、「民主的な精神内容を国民一人々が正しく把握し、もって理想とする平和国家」の実現のために「何よりも教育によることが本質的に必要」とし、教育勅語に対する措置が「きわめて消極的でありまして、徹底を欠いている」ことを問題として指摘している。

決議案は異議なく可決され、森国務大臣は「教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。」と指摘した上で、教育勅語の謄本が学校に保管されていることについて「将来濫用される危険も全然ないとは申されません」とし、「本決議の精神の実現に万全を期したい」と述べている。

衆議院における廃除決議は、教育勅語の根本理念が基本的人権を損い憲法に反するものであり、教育勅語が民主化を妨げていることを踏まえ、個人の尊厳を中核とする日本国憲法の理念の実現のために、

教育勅語を徹底的に排除し、そのために万全を期す決意が込められたものである。

4. 国会決議を踏みにじり、重大な憲法違反をする安倍内閣

それにもかかわらず、安倍内閣が教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認することは、日本国憲法の理念の実現を進める決意のもと行われた両院の国会決議をいずれも踏みにじるものである。

また、教育勅語の根本理念が基本的人権を損うものである以上、これを肯定的に評価することは、憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）違反であって断じて許されない。

さらに、国会決議にあたり、教育勅語の根本理念に照らし教育勅語を部分的に評価することが明確に否定されたにもかかわらず、一部の徳目について肯定的に評価する発言は、教育勅語の果たしてきた役割、根本理念を無視し、過去の過ちに目を向けないものであり、この点も厳しく批判されなければならない。

第 3 安倍内閣の閣議決定に強く抗議し、即時の撤回を求める

以上のとおり、安倍内閣の閣議決定は、教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認するものであるところ、これは重大な憲法違反であるとともに両院の国会決議をいずれも踏みにじるものであって断じて許されない。

自由法曹団東京支部は、教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認する安倍内閣の閣議決定に強く抗議し、即時の撤回を求めるものである。

2017 年 5 月 15 日
自由法曹団東京支部
支部長 小部正治

http://www.jlaf-tokyo.jp/shibu_katsudo/seimei/2017/170515.html

【長野県教職員組合】

「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に抗議します

安倍内閣は 3 月 31 日、戦前の軍国主義教育の中心にすえられた「教育勅語」について、「憲法や教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定しました。1948 年、教育勅語について衆議院は基本的人権を損なうとして憲法に照らし排除の宣言を、参議院は教育基本法制定により失効の確認をそれぞれ決議しています。今回の閣議決定は、こうした国会決議に反し、日本国憲法と教育基本法のもとですすめられてきた戦後民主教育を否定し、教育勅語の復活にお墨付きを与えかねない大変危険な動きと言わざるを得ません。

教育勅語は戦前、軍国主義教育の支柱としての大きな役割を果たしてきました。教育勅語には親孝行や夫婦仲良くなど 12 の「徳目」が並びますが、その核心は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、つまり、ひとたび戦争が起きれば天皇のために命を捧げよ、とするこの一点に集約されます。現憲法は国民主権を掲げ、基本的人権を何よりも重んじていますが、教育勅語がそれと相反することは明らかです。松野博一文科大臣は「どの部分が憲法に反する、反しないに関しての判断を文部科学省でするものではない」と解釈を避ける一方で、道徳教育で「教育勅語を使ってはいけないと私が申しあげるべきではない」と、歴史教育以外での活用を容認し、教育基本法違反かど

うかの判断を都道府県任せにする姿勢をとっていますが、極めて無責任と言わざるをえません。にもかかわらず、閣議決定で教育勅語の教材活用にわざわざ言及する意図はどこにあるのでしょうか。

私たちが教育の場で教育勅語を取り上げるとすれば、近現代史を学ぶ中でそこに何が書かれ、どう扱われ、そのことがどれほど悲惨な戦争を引き起こしたのか、そして戦後なぜ強く否定されたのかを、歴史の重い教訓として学ぶこと以外にはありません。私たちは「教え子を再び戦場に送らない」の固い決意のもとで、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立に全力でとりくんでいく立場から、今回の閣議決定に強く抗議し、撤回を求めるものです。

2017年4月10日

長野県教職員組合 執行委員会

<http://www.ntu-net.com/archives/2841/>

【平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会】

改めて本質をあらわにした教育勅語容認の閣議決定

平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会

2017年3月31日、安倍内閣は「教育ニ関スル勅語」（以下、教育勅語）について「憲法・教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない。」ことを閣議決定した。これは民進党の初鹿初鹿明博衆院議員の質問主意書に答える政府答弁書としての決定である。同答弁書では「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ。」との前提条件はついてはいるものの、これは教育勅語を学校現場で教材として扱うことを容認したものとわざるをえない。

戦前の主権在君の天皇制国家のもと、国民を侵略戦争へと駆り立てる役割を果たした教育勅語の負の意味を学ぶためにこれを教材として扱うこと、これは現憲法下においては当然のこととして認められよう。しかし、安倍首相はもとより安倍内閣の主要閣僚の教育勅語認識をみれば、教育勅語を積極的に評価しようとする意図が透けて見える。

今回の騒動のきっかけとなった「瑞穂の國記念小學院」の設置法人である森友学園が運営する塚本幼稚園の教育理念、教育勅語を暗唱させることに意義を見出す教育に首相本人が共鳴していたではないか。教育勅語の「核」（目的）は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に尽きる。首相や稲田朋美防衛相といった“信奉”者たちは、日本国憲法の基盤である「個」・「私」ではなく、「国」・「公」を優先させる教育勅語の本質をこそ、道徳教育を通し子どもたちに植え付けようとしているように思える。

改めて指摘するまでもなく、この動きの背景には第一次安倍内閣で強行された教育基本法「改正」がある。教育基本法「改正」は日本国憲法「改正」を意図する「戦後レジームからの脱却」の第一歩であった。

2015年3月の学校教育法施行規則・学習指導要領改定で「特別の教科 道徳」が成立し、この3月

31日の新学習指導要領では初めて「前文」なるものがつき、ことさら「改正」教育基本法第2条が強調されている。しかも、パブリックコメントに付された中学校学習指導要領改定案にはなかった「銃剣道」が「体育科」で必修となっている「武道」に加わるようになっている。

こうした流れの中での今回の閣議決定は、1948年6月の国会における「教育勅語等の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。」（衆議院の教育勅語排除宣言）、「教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。」（参議院の教育勅語失効宣言）に反していることは明らかである。

本会は、「日本国憲法・教育基本法等に反する」教育勅語を肯定するこの閣議決定に強く抗議し、撤回を求めるものである。

<http://tachiagarukai.org/>

【大阪教育合同労働組合】

安倍政権・松井大阪府政の「教育勅語」容認に、断固として抗議する

学校法人森友学園（以下、森友学園）に対し、不当に安い価格で国有地を売却した問題は、安倍晋三首相並びにその妻である安倍昭恵氏をはじめ、様々な政治家や行政の関与があったのではないかとして、野党・市民団体などからの追及が続いている。この問題を、曖昧なまま終息させてはならない。

一方で、この事件を発端に、森友学園が経営する塚本幼稚園で、園児たちに教育勅語を暗唱させる様子や、運動会で、「安倍首相ガンバレ 安保法制国会通過良かったです」と選手宣誓をさせる様子が日本のみならず世界にも配信され、大きな衝撃を与えた。これを受け、塚本幼稚園並びに新設を計画していた瑞穂の國記念小学院への批判が相次いだ。新理事長に就任した籠池町浪氏は、前理事長である父・籠池泰典氏（以下、籠池氏）の方針を改め、今後は教育勅語の暗唱は行わないとメディアを通じて発言している。

【与党議員が教育勅語容認発言を連発】

しかし、この批判に逆行するかのようになり、教育勅語を容認する政治家の発言が後を絶たない。

3月8日、稲田朋美防衛相は参院予算委員会で、「教育勅語に流れている核の部分は取り戻すべきだ」と発言。3月14日には松野博一文部科学相が、「教材として用いることは問題としない」と発言。そして政府は3月31日、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との答弁書を閣議決定した。これについて安倍政権最大の支持母体であり、憲法改正運動を推進している右派団体・日本会議からは、同団体の地方役員だった籠池氏が絡んだ森友学園問題が終息しないことに苛立ちながらも、閣議決定は「思いがけない成果だ」との声が上がっているという。

続いて4月4日には、菅義偉官房長官が記者会見で、道徳を含めた学校教育の教材に教育勅語を使用することについて「憲法や教育基本法に反しない適切な配慮の下で取り扱うことまでも、あえて否定すべきではない」と発言した。4月7日には、義家弘介副文部科学相が衆院内閣委員会において、教育現場の朝礼で子どもたちが教育勅語を朗読することについて、「教育基本法に反しない限りは問題のない行為」と答弁。4月11日には、またしても稲田防衛相が教育勅語について、「親孝行とか、夫婦仲良くとか、友達との信頼関係とか、現代でも通用するような価値観」と発言している。

【松井大阪府政も教育勅語を容認】

大阪教育合同労働組合は、3月17日、おおさかユニオンネットワーク主催の春闘総行動にて、大阪府教育庁私学課（以下、私学課）に対し、森友学園問題に関して、「塚本幼稚園は、失効・排除が国会で決議されている教育勅語を教えているなど、日本国憲法・教育基本法・学校教育法に違反していることが明らかなので、認可を取り消すこと」等の要求を行った。これに対し3月31日、私学課から『平成29年（2017年）3月に文部科学省に確認したところ、「教育勅語の効力は1948年に失われているが、道徳心を養うということは重要であり、目的や効果に照らして、幼稚園の設置者が十分に考慮して、建学の精神に従って活用してもらうことには問題はない」との回答がありました』と、文科省受け売りの回答が行われた。

【アジア・太平洋侵略をおしすすめた教育勅語】

教育勅語は、明治天皇が教育に関して与えた勅語（天皇のことば）であり、第二次世界大戦後の1948年、国会が「主権在君並びに神話的国体観に基づいている」ことから、「明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残す」として、排除・失効の確認を決議している。

教育勅語には、「我力皇祖皇宗國ヲ肇ムル」（日本は天皇の祖先がつくった）、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」（戦争が起きたら天皇のために命を捧げろ）と書かれていることは多くの人々が知るところであり、とりわけこの箇所にはこれまでも批判が集中してきた。しかしながら教育勅語を容認する政治家たちはそろって、この部分については触れない。

第二次世界大戦では、多くの若者が「天皇のために」と戦地に駆り出され命を落とし、多くの人々が戦火の中で死んでいった。それと同時に、日本はこの戦争において、アジア・太平洋地域への侵略と殺戮を繰り返し、本土決戦を引き延ばすために沖縄を捨て石にしたことを忘れてはならない。これらの背景に、「戦争が起きたら天皇のために命を捧げろ」と書かれた教育勅語による軍国教育があったことは明白である。教育勅語教育による犠牲者は、日本国民あるいは日本の子どもたちだけにとどまらない。沖縄を含むアジア民衆もその多大な犠牲者であり、そこにおいて私たちは加害者でもあるという事実に向き合い続けなければならない。

【封建的家族制度への逆戻り】

稲田防衛相をはじめ教育勅語を容認する政治家たちは、「親孝行し、兄弟姉妹仲良く、夫婦は仲むつまじく、友人とはお互い信じ合って」などの部分が、「現代にも通じる内容である」「道徳心を養う」などと言う。しかし、大日本帝国憲法・教育勅語が有効であった、1947年に大幅改正される前の民法は、戸主を中心とする封建的な家族制度を中心に規定しているのである。つまり、このときの家族関係を評価するということは、現在の日本国憲法第24条「個人の尊厳と両性の本質的平等」や現行民法をも否定し、安倍政権の家族政策（家庭教育に国家が介入できる）ことを支持・容認することを意味する。

【教育勅語の負の歴史を無視した政策展開】

「教材として用いることまでは否定されることはない」などの一連の発言は、教育勅語を今後の教育活動の積極的理念として、肯定的に活用していく為に意図的に発言されたと言わねばならない。

なぜなら、教育現場では、これまでも戦後教育の中で一貫して、教育勅語は教材として使用されてきた事実があるからだ。多くの中学校の歴史教科書、高校の日本史教科書、歴史資料集等にも教育勅語は掲載されている。教科書では「教育勅語」という言葉は重要語句として太字になっているほどである。つまり、これまでの戦後教育では、教育勅語とは、大日本帝国憲法下での民衆支配の手段として、いわば「とんでもないもの」という位置づけで積極的に教えてきたのである。今、ことさらに安倍政権が教育勅語の教材使用に前のめりになっているのは、明らかに教育勅語の負の歴史を無視して、

そこにありもしない教材としての「歴史的正当性」を子どもたちに刷り込むための政策転換にほかならない。それは、塚本幼稚園のようなことがどこでもできるようにするためだ。現に、義家副文科相は、朝礼で子どもたちが朗読することも「問題のない行為」と発言している。

【道徳教科化の狙い】

そしておそらく、この「教材としての使用」は、これまでのように歴史学習においてではなく、教科として新設される「道徳」において、より明確になってくるであろう。すでにこれまで「道徳」教科書検定のマスコミ報道でも明らかになっているように、安倍政権は教科としての「道徳」において「国家」「日本」「古来からの伝統」などが核心的価値観であることを隠していない。これらが教育勅語登場の露払いでなくてなんだろうか。

【国家主義・排外主義的な教育政策に私たちは抗う】

これまで、戦前・戦中の軍国教育を否定し、戦後の民主主義教育は始まったとされてきた。しかし実のところ、当時の軍国教育を身にまとったまま戦後の教育は出発し、私たちはその矛盾を曖昧にしたまま、過去の過ちから克服したという思い込みを抱いてはいなかっただろうか。そのつけが、戦後72年を迎えようとする今、政治家による教育勅語容認発言という形で現れていると思われる。

教育労働者が結集する大阪教育合同労働組合は、安倍政権・松井大阪府政による、教育勅語の容認・擁護を絶対に許さない。なぜなら、このような発言をてことして、国家主義的な教育政策が拡大されることが容易に想像できるからである。さらに、「道徳」の名を借りた思想統制、排外主義に対して、今後も教育現場で徹底的に闘い続ける。

私たち教育合同は、これまでも、そしてこれからも、アジア各地の人びとと共存する社会をめざし、戦争につながる教育に荷担することを一切拒否する。

2017年4月20日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 大橋 裕子

http://www.ewaosaka.org/joho.html#kyoikugenba_shinchaku56

【都教委包囲・首都圏ネット】

「教育勅語」容認の閣議決定に抗議し、撤回を求める声明

安倍内閣は去る3月31日に、「教育勅語」を学校で教材として取り扱うことについて、教育の「唯一の根本」とせず、「憲法や教育基本法に反しないような形で」教材として用いることを容認するという内容の「閣議決定」を行った。われわれは戦前教育制度の根幹をなし、軍国主義の精神的骨組みを形成してきた「教育勅語」を「閣議決定」の形で復権させ市民権を獲得させようとするこのような暴挙に対して断固抗議し、閣議決定の撤回を要求する。

第一に、「勅語」とは言うまでもなく、天皇の言葉である。憲法前文と98条に明記されているように、日本国憲法のもとにあっては、「詔勅」その他は「排除」され「効力を有しない」のである。つまり存在する余地がないのである。国民主権の原理とまったく相いれないものであるから、1948年に衆参両議院で、「排除」と「失効確認」の決議が行われたのである。

「憲法に反しないかぎり」の教材として教育勅語を用いることはとうてい認められない。

第二に、「教育勅語」（正確には「教育ニ関スル勅語」）は「臣民」としての国民が遵守すべき徳目

を政治権力者が天皇家の祖先からの「遺訓」という形をとって呈示し強制したものであり、その目的は国家のために進んで貢献し、命を捧げる「帝国臣民」の育成にあったのである。

「教育勅語」には普遍的道徳が入っているなどと言う者もいるが、その根本は、「一旦緩急アレバ(マ)義勇公ニ奉ヅ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」、つまり身も心も天皇つまり国家のために捧げよということにある。

第三に、そもそも、どのような教材を使用するかなどということは時の内閣が言及することなどあってはならないことであり、あきらかに内閣の権限外のことである。教育の内容については「学習指導要領」によってその大綱が示されるのみであり、その内容は教科等の専門的知見に裏付けられたものでなければならない。一内閣が一時の思惑であれ、教育内容に言及することがあってはならないのである。

閣議決定は明らかに教育行政や教育の内容に何らかの影響や干渉をもたらすものであり、教育に対する不当な支配にほかならない。

以上の理由から、上記の「閣議決定」は不当であるばかりでなく違法かつ無効であり、断固撤回を要求する。

この「教育勅語」の閣議決定は安倍政権による「愛国心」教育の具体的中身に他ならない。「教育勅語」の閣議決定は共謀罪や改憲と連動した改悪教育基本法の実働化攻撃そのものである。

われわれ都教委包囲首都圏ネットは06年に教育基本法改悪反対を国会前闘争として闘いぬき、以降も「改悪教育基本法の実働化を許さない」と闘ってきた。かかる立場からして教育勅語の閣議決定を許すことはできない。

「日の丸・君が代」の強制を許すな！ 改悪教育基本法の実働化阻止！ 教育勅語の復活弾劾！

2017年4月 都教委包囲首都圏ネットワーク

<http://houinet.blogspot.jp/2017/05/blog-post.html>

【子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会）】

「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」旨の閣議決定等に抗議し、これを撤回するよう求める声明

政府は3月31日、民進党の初鹿明博衆院議員の質問主意書に答え、教育勅語を学校教育で使うことについて、「勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である」としたうえで、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。続いて4月3日菅官房長官が、4日には松野文科相が、道徳教育の教材として使用することまでは否定されていない旨の認識を示した。さらに、7日、義家文科副大臣は「教育勅語の朗読は問題のない行為」である旨衆議院で答弁した。実は閣議決定や官房長官発言の前である本年2月、文科省審議官は「教育勅語の中には、今日でも通用するような普遍的な内容も含まれ、適切な配慮の下に活用していくことは差し支えないと考えている」旨参考人として衆議院で発言している。こうした流れをみれば、「教材として」という意味は、「負の歴史を学ぶ」歴史教育の教材としてでなく、積極的な価値をもつ徳目（道徳）を教える教材として位置づけていることは明らかである。「普遍的な徳目」を教えるためなら失効した教育勅語を用いる必要は毫もなく、また用いるべきでは

ない。

天皇主権の下で神話的国体観にもとづき「天皇のために生き、死ぬ」人間育成を教育の根幹とし、大日本帝国の侵略戦争体制をもたらす基盤となった教育勅語は、個人の尊厳を柱として主権在民・平和主義・基本的人権の保障を原則とする日本国憲法の下では完全に否定された。そのうえで、1947年、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。・・・ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」として日本国憲法にふさわしい教育の根幹を定めた教育基本法が制定され、1948年6月19日、衆参両院が以下のような理由をもった決議で教育勅語は形式的にも排除・失効が確認された。

【教育勅語等排除に関する決議（1948年6月19日衆議院決議）】

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実には、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の改新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となっている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であったがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

【教育勅語等の失効確認に関する決議（1948年6月19日参議院決議）】

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

上記は、「今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解」したり、「従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者ある」状況をおもんばかり決議したものであって、これは今日の一部政治家の言動及び今回の閣議決定に至る状況とまったく同じである。教育勅語は、日本国憲法に反する法令や詔勅は無効である旨規定する「日本国憲法第98条の本旨に従」って失効ないし排除されたものであることをあらためて銘記すべきである。

教育勅語に掲げる12の徳目中「普遍性があるもの云々」という言説が飛び交っているが、これらはすべて「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」のためであるばかりか、そもそもこの文書は天皇から臣民に向けられたものであり、天皇崇拜と天皇中心の国体思想を学校教育の場において養うためのものであった。その文脈の中で奨励される道徳に「普遍性」はない。教育勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いること」はありえない。いわんや「朗読」などありえない。

今回の閣議決定等は突然出てきたものではない。今回の直接の経緯は「教育勅語を暗唱させる」幼稚園の存在であったが、2006年の教育基本法改悪前後から教育勅語を評価する政治家の発言が目立つようになった。教育基本法改悪後からは、愛国心や伝統文化教育なるものが続々と教育現場に強要され、学習指導要領はそれに合わされ、今般、中学校の体育科で必修となっている武道に「銃剣道」が明記された。道徳教育は教科化され、その教科書検定が発表されたばかりだが、その「道徳教育の教材に」とまで踏み込んだのが官房長官と文科相発言である。こうした状況に加えて、家庭にも教育勅語的な教育が勧められるだろう家庭教育支援法なる怪しげな法案が上程されるばかりか、幼稚園のみならず保育園でも「日の丸・君が代」が導入されるようになった。これらは前述した日本国憲法の三大原則を否定する2012年自民党「日本国憲法改正草案」にすべてつらなるものである。

そもそも、日本国憲法第98条の本旨にしたがって排除等された教育勅語を容認する言動は、日本国憲法第99条（公務員等の憲法尊重擁護義務）に反する。

よって、安倍内閣の「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との3月31日閣議決定、「道徳教育で教育勅語を教材に使うことを否定できない」旨4月3日の菅官房長官、同4日の松野文科相の各発言、7日の文科福大臣の答弁、そしてこれらに連なる文科省担当官の発言等に抗議し、これらを撤回すべく求めるものである。

2017年4月7日

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会）

http://www.kodomo-hou21.net/_action/giffiles/20170407_declaration.pdf

【憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

声 明

教育勅語に関する閣議決定は明確な憲法違反であり、ただちに撤回することを要求する

2017年4月11日

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

安倍内閣は、3月31日、教育勅語使用禁止を求めた質問主意書に対して、「勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である」とする一方で、「憲法や教育基本法などに反しないような形で勅語を教材として用いることまで否定されることはない」との矛盾に満ちた答弁書を閣議決定しました。また、安倍内閣の閣僚による教育勅語肯定論が横行しています。稲田朋美防衛大臣は、道義国家を目指すことや親孝行など教育勅語の核の部分は今も大切で取り戻すべきだと発言し（3月8日）、松野博一文科大臣は、教育勅語のどの部分が憲法違反になるかは文科省が判断する問題ではないとして憲法違反を認めず（4月3日）、義家弘介文科副大臣は幼稚園児に教育勅語を朗読させることすら問題ないとししました（4月7日）。

しかし、教育勅語の本質が日本国憲法の理念とは全く相容れないものであることは明らかです。

第一に、教育勅語の冒頭で、日本という国家は天皇の祖先が創建し、国民は天皇への忠誠心で一致して天皇中心に国家をつくりあげてきたと述べています。これは歴史の事実をねじまげ、天皇主権国家を正当化する誤った歴史観に基づいています。

第二に、教育勅語はそのような歴史観・国家観にもとづき、親孝行などの一般的徳目をあげているものの、それら全ての徳目は最後に、いざ緊急事態がおこったときは天皇につくす忠義の精神と勇気をもって皇室の繁栄のためにつくせという一文に結びつけられています。すなわち教育勅語は天皇主権国家において臣民（天皇の家来）と位置付けられた国民が従うべき道徳律を説いたものであって、一般的市民道徳を説いたものではありません。

第三に、大日本帝国憲法では教育に関する条項はなく、教育に関する権限もまた天皇に専属させられ

ていました。そのもとで教育の基本方針を示したのが教育勅語であり、上で述べたような教育の目的を天皇の権威と権力をもって国民に押しつけたのです。日本国憲法のもとの教育は主権者たる個人の人格の完成にこそ目的があり、教育勅語の基本的性格が国民主権を掲げる日本国憲法とは相容れないものであることは明白です。

これらすべての点で、教育勅語は、個人の人権尊重と国民主権、戦争放棄を原理とした日本国憲法に反するものといわなければなりません。

それゆえに、1948年6月19日、衆議院は「教育勅語等の排除に関する決議」、参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行いました。衆議院の決議は、教育勅語等の教育に関する諸詔勅の「根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない」と述べ、教育勅語が日本国憲法の理念と相容れないものであることを明確に示しています。そのうえで教育勅語等の「指導原理的性格を認めない」とも明言しています。この明白な歴史的事実があるにもかかわらず、安倍内閣が教育勅語の違憲性を認めないことは到底許すことができません。し

かも衆参両院の厳粛なる決議を一片の閣議決定で覆すことは、国権の最高機関としての国会の地位(第41条)を否定し、国民主権の原則を侵害するものであり、後世に禍根を残す無謀な行為というべきです。

それでもなお安倍政権が教育勅語にしがみつくなのはなぜか。かれらは日本国憲法の原点であった日本近代の侵略戦争と植民地支配に対する反省を帳消しにして、国民の人権を奪う強権国家の復活をねらい、それによってふたたび日本を戦争する国家に変えようとする野望の実現を企てているからにほかなりません。そのための重要な政策の一つが、教育を変え、異議をとねえず国家に従う国民を育てることであり、そのことに教育勅語を役立てようとしているからです。

憲法会議は、教育勅語に関する違憲違法で時代錯誤の閣議決定や閣僚の諸発言を、直ちに撤回することを要求します。さらに、安倍政権によるさまざまな改憲めざす動きや憲法違反の政治及び軍事教育に反対する運動と結び、国民の願いに応え何よりも子どもの人間的な成長発達を大切にする教育、戦争しない民主的な社会づくりを支える教育の実現のために奮闘する決意を表明します。

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

<http://www.kenpoukaigi.gr.jp/sokuhou/170414No742.pdf>

5. 教育勅語教材使用に関係する主な社説

- 170310 朝日：教育勅語肯定 稲田大臣の資質を問う
 170316 毎日：教育勅語 国民主権と相いれない
 170402 朝日：教育勅語 過去の遺物が教材か
 170403 沖縄タイムス：[教育勅語] 危うい政権内の肯定論
 170404 北海道新聞：教育勅語 疑問尽きぬ政府の決定
 170405 毎日：教育勅語の学校教材活用 負の歴史しか学べない
 170405 東京新聞：教育勅語 復権など許されない
 170405 琉球新報：教育勅語 学校教育導入は憲法違反
 170406 読売：教育勅語 道徳教材としてふさわしいか
 170406 信濃毎日：教育勅語 学ぶべきは決別の歴史
 170406 福井新聞：教育勅語の教材使用 「国民主権」の理念どこに
 170406 京都新聞：教育勅語の容認 政府の真意は何なのか
 170406 神戸新聞：教育勅語／民主主義とは相いれない
 170409 日本経済新聞：教育勅語は道徳教材に使いぬ
 170409 高知新聞：【教育勅語】国会決議踏みにじるのか
 170410 山陰中央新報：教育勅語の教材利用／現場に戸惑いや混乱招く
 170411 産経新聞：教育勅語論争 理念読み取る力こそ育め
 170411 朝日新聞：教育勅語 憲法とは相いれない
 170411 中国新聞：教育勅語 道徳教材には不適切だ
 170411 岩手日報：教育勅語の教材使用 政府は明確に否定せよ
 170412 河北新報：「教育勅語」答弁書／戦前回帰 あってはならない
 170412 南日本新聞：[教育勅語の容認] 戦前回帰の批判免れぬ
 170413 徳島新聞：教育勅語 なぜ今「再評価」なのか
 170415 新潟日報：教育勅語 民主主義とは相いれない
 170415 山陽新聞：教育勅語 学校現場を混乱させるな
 170429 八重山毎日：国民主権・人権尊重は譲れない
 170513 西日本新聞：教育勅語 決別したはずではないか
 170521 信濃毎日：教育勅語に学ぶなら 心を縛りつけた本質こそ

170310 朝日：教育勅語肯定 稲田大臣の資質を問う

稲田防衛相に閣僚としての資質があるのか。重大な疑義を抱かざるを得ない発言である。

稲田氏は8日の参院予算委員会で、戦前の教育勅語について次のように語った。

「日本が道義国家を目指すというその精神は今も取り戻すべきだと考えている」

「教育勅語の精神である道義国家を目指すべきであること、そして親孝行だとか友達を大切にするとか、そういう核の部分は今も大切なものとして維持をしているところだ」

天皇を頂点とする国家をめざし、軍国主義教育の根拠となったのが教育勅語だ。明治天皇直々の言葉として発布され、国民は「臣民」とされた。

親孝行をし、夫婦仲良く。そんな徳目が並ぶが、その核心は「万一危急の大事が起こったならば、大儀に基づいて勇気をふるい一身を捧げて皇室国家の為（ため）につくせ」（戦前の文部省訳）という点にある。

いざという時には天皇に命を捧げよ——。それこそが教育勅語の「核」にほかならない。

稲田氏のいう「道義国家」が何なのかは分からない。ただ、教育勅語を「全体として」（稲田氏）肯定する発言は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という憲法の理念と相いれない。

教育勅語は終戦後の1948年、衆院で排除の、参院で失効確認の決議がされた。衆院決議は勅語の理念は「明らかに基本的人権を損ない、且（か）つ国際信義に対して疑点を残す」とした。

当時から、「いいことも書いてある」などとする擁護論もあった。これに対し、決議案の趣旨説明に立った議員は「勅語という枠の中にある以上、勅語そのものがもつ根本原理を、我々は認めることができない」と言い切っている。

当時の文相も「教育勅語は明治憲法を思想的背景としており、その基調において新憲法の精神に合致しないのは明らか」と本会議で答弁した。

こうした議論を踏まえることなく、勅語を称揚する姿勢は閣僚にふさわしいとは思えない。

まして稲田氏は自衛隊を指揮監督する立場の防衛相である。軍国主義の肯定につながる発言は国内外に疑念を招く。

安倍政権では、教育勅語を擁護する発言が続く。2014年に当時の下村博文・文科相は、勅語が示す徳目について「至極まっとう。今でも十分通用する」などと語った。

こうした主張は政権全体のものなのか。安倍首相は明確な説明をすべきだ。

http://digital.asahi.com/articles/DA3S12834085.html?ref=editorial_backnumber

170316 毎日：教育勅語 国民主権と相いれない

学校法人「森友学園」が運営する幼稚園で園児が唱和し、稲田朋美防衛相らが評価する戦前の教育勅語は戦後、否定された。

にもかかわらず、それに固執し普遍的な価値があると擁護する言動がおさまらない。教育勅語の何が問題だったか。改めて整理したい。

明治天皇が「臣民」とされた国民に守るべき徳目を説いたのが教育勅語だ。学校での朗読が強制され、天皇の写真とともにまつられた。

天皇制支配を確固たるものにする過程で国家神道とともに精神的支柱とされ、国家総動員法を経て軍国主義を推進するテコとなった。

その核心は次の一節から分かる。

「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家のためにつくせ」（文部省「全文通釈」より）

国の非常時には天皇のために命を懸けよ——という意味だ。天皇を頂点とする国家主義の思想である。

敗戦後、天皇を「象徴」とする国民主権の新憲法ができ、民主教育に転換する教育基本法が制定された。衆院は勅語の排除、参院は失効確認の決議を採択した。

教育基本法制定で失効し、決議でそれを確認したことは歴代内閣が受け継いでいる。保守的だった中曽根内閣でも私立高で教育勅語が朗読されていることに遺憾の意を示した。

こうした経緯があるにもかかわらず稲田氏は国会で「日本は道義国家を目指すべきだ」という教育勅語の精神は取り戻すべきだ」と答弁した。

「道義国家」を「高い倫理観で世界中から尊敬」される国と稲田氏は位置づけるが、歴史の教訓を軽視するなら世界の尊敬は得られまい。そもそも「道義国家」ということばは原文にはない。

戦争への道を後押ししたという「一面的な考え方はしていない」とも述べた。自衛隊を預かる身として勅語が軍国主義に組み込まれた事実をどう考えているのか。

決議は占領下のことだったなどとして教育勅語を再評価する政治家は過去にもいた。田中角栄、森喜朗両元首相もそうだ。擁護派は「勅語には時代を超えた普遍的な哲学がある」として、親孝行や家

族愛などを挙げる。

しかし、こうした徳目を実行することで「天壤無窮の皇運」（永遠の皇位）を助けよ、と求めているのが教育勅語の本質だ。一部だけを取り出して教育勅語を肯定的にとらえるのは問題をすり替えている。

家族愛などの徳目は大事だ。しかし教育勅語を持ち出すまでもなく自分のことばで語ればよいことだ。天皇が国民に強制するという教育勅語の構図が、国民主権と相いれないことを再確認する必要がある。

<http://mainichi.jp/articles/20170316/ddm/005/070/044000c>

170402 朝日：教育勅語 過去の遺物が教材か

安倍内閣が教育勅語（ちよくご）について「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした答弁書を閣議決定した。

この決定に強い疑念を抱く。

「朕（ちん）（明治天皇）」が、「臣民（国民）」に示した教えが教育勅語だ。

天皇と国家への服従を説き、国民を戦争へと駆り立てる役割を果たした。国民に批判の自由はなかった。

親孝行、夫婦仲良く、友達を大切に。教育勅語が説く徳目を肯定的にとらえるべきだ、という主張も自民党などにある。

だが教育勅語の本質は、こうした徳目を実行することで「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以（もつ）て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」（いざという時には一身を捧げて皇室国家のために尽くせ）と国民に求めたことだ。

こうした歴史的事実を教えるための資料として、教育勅語を使うことはあっていい。

だが、安倍内閣の思惑はそれにとどまるまい。

「戦後レジームからの脱却」を説いてきた首相、復古的な憲法改正草案をもつ自民党、教育勅語を「全体として」肯定する稲田防衛相……。

この内閣の言動や思想をあわせ考えれば、今回の閣議決定は、戦前の価値観に回帰しようとする動きの一環と見なければならない。

これが、教育現場でのなし崩しの教育勅語復権につながる恐れは否定できない。

松野文部科学相は教育勅語の授業での活用について「適切な配慮の下であれば問題ない」としているが、何が「適切」なのか、どう判断するのか。

教育勅語は終戦後の1948年、衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。

参院決議はこう述べている。

「われらは日本国憲法にのっとり、教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤りを払拭（ふっしょく）し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した。教育勅語がすでに効力を失った事実を明確にし、政府は勅語の謄本をもれなく回収せよ」

今回の閣議決定は、この決議と真っ向から対立する。

親孝行などの徳目は大事だ。

しかしそれは、教育勅語という「過去の遺物」を持ち出さなければ、子どもたちに教えられないものではない。

教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。子どもたちを教え、導く学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない。

http://digital.asahi.com/articles/DA3S12872772.html?ref=editorial_backnumber

170403 沖縄タイムス：[教育勅語] 危うい政権内の肯定論

安倍政権になって、保守系議員の中から、教育勅語を評価する声が絶えない。

稲田朋美防衛相は3月8日の参院予算委員会で、「親孝行や友達を大切にするといった核の部分は今も大切だ」と評価し、「核の部分は取り戻すべきだ」と語った。

稲田発言を受けた民進党議員の質問趣意書に対し、政府は3月31日、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定した。

一大臣の答弁にとどまらず、政府の統一見解に「格上げ」されたのである。

教育勅語を肯定する際に決まって持ち出されるのは「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」というくだりである。父母に孝行を尽くし、兄弟仲良く、夫婦はむつみ合い、朋友互いに信義を持って交わり…という意味である。

勅語はさらに、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ…」と続く。いざという時には一身をささげ皇室国家のために尽くせ、と国民の忠誠を求めている。切り離せないこの二面性こそ教育勅語の本質というべきだろう。

憲法、教育基本法が制定されたのに伴い、文部省は1948年、中学生・高校生用の社会科教科書「民主主義」を刊行した。

「政府が、教育機関を通じて国民の道德思想をまで一つの型にはめようとするのは、最もよくないことである」

「今までの日本では、忠君愛国というような『縦の道德』だけが重んぜられ、あらゆる機会にそれが国民の心に吹き込まれてきた」

教育勅語は、大日本帝国憲法が施行される1カ月前の1890年10月、発布された。忠君愛国の国民道德と庶民の中に浸透していた儒教的道德を接ぎ木したものであった。戦時下の学校現場では国体観念を育て、国民精神を涵養（かんよう）するため、教育勅語の奉読が課せられた。

小学校が国民学校になってからは「皇国民の錬成」と称して儀式や行事が重視されるようになる。

国民は教育勅語を内面化し、軍人は軍人勅諭を内面化した。戦争を体験した世代に勅語や勅諭をそらんじることのできる人が多いのは、毎日繰り返し、体で覚え込んだからである。

沖縄の第32軍は極秘文書の中で、軍事機密の漏洩防止などのため、「軍官民共生共死の一体化」を県民指導方針として打ち出した。それが沖縄戦の最大の特徴だ。

教育勅語には住民犠牲の記憶が深く刻まれている。

憲法は47年5月3日施行され、教育基本法は47年3月末、公布・施行された。

憲法、教育基本法の施行を受けて衆議院は48年6月、教育勅語の「排除決議」を、参議院は「失効確認決議」を行い、教育勅語体制との決別を宣言している。安倍晋三首相の言う「戦後レジーム（体制）からの脱却」とは、決別したはずの教育勅語体制への回帰を意図しているのだろうか。

「父母に孝行」「夫婦相和し」という教育勅語の徳目にしても、国家が上から押しつけるものではあるまい。

<http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/91460>

170404 北海道新聞：教育勅語 疑問尽きぬ政府の決定

政府は教育勅語について「憲法や教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定した。

教育勅語は、国民に国家への忠誠を誓わせるために使われた戦前、戦中の教育規範だ。軍国教育の支柱とも言える。

その内容は、自由や平等、個人の尊厳など、現行憲法が掲げる理念とは大きくかけ離れている。

園児に教育勅語を唱和させていた学校法人「森友学園」運営の幼稚園に対し、大きな批判が起きたことは記憶に新しい。

なのに、なぜ教材として「否定されない」のか。

勅語がたどった歴史を直視しなくてはならない。政府の決定には大きな疑問が残る。

教育勅語は友達と仲良くしたり人々に優しくする—など、守るべき徳目を「臣民」に説いている。

その上で、いざというときはお国のために身をささげ、「天壤無窮ノ皇運（永遠の皇室の運命）」を助けるよう求めている。

つまり、このような徳目を守るのは、すべて皇室国家を守るために行うべきだとしているのだ。本質を見誤ってはならない。

こうした負の側面を学ぶために活用することはあってもいい。だが、閣僚らの発言を聞くと、どうもそういう趣旨ではないようだ。

安倍晋三首相は当初、「森友」の教育方針を評価していた。稲田朋美防衛相も「親孝行や友達を大切にするといった核の部分は大切だ」と述べている。

だが、内容の一部がいいから教育勅語自体も認めるとするのは、問題のすり替えに他ならない。

そもそも、友達を大切に、人々に優しくするといったことを教えるのに、教育勅語を引き合いに出す必要はないはずだ。

文科省は2015年、国立大学の入学式や卒業式で、国旗掲揚と国歌斉唱をするよう要請した。

新しい学習指導要領では、幼稚園でも国歌に親しむことが盛り込まれた。これを受け、厚生労働省は保育所の運営指針にも、国旗国歌と親しむようにと明記した。

教育現場での「勅語復活」を認めるのと、どこか軌を一にしていらないだろうか。

教育勅語は現行憲法と相いれるものではない。だからこそ戦後、国会が衆参両院でそれぞれ「排除決議」と「失効決議」を行い、勅語と決別したのだ。

それを一内閣が簡単に覆してしまっていないはずはあるまい。

<http://dd.hokkaido-np.co.jp/news/opinion/editorial/2-0111893.html>

170405 毎日：教育勅語の学校教材活用 負の歴史しか学べない

教育勅語を学校教材として活用するのを否定しないとする答弁書を安倍内閣が閣議で決めた。菅義偉官房長官は教育勅語を道徳教育に使うことも「否定できない」と述べた。

戦前の教育規範だった教育勅語は国家主義を支え、軍国主義を推し進める役割を果たし、戦後、国会の決議で失効した。この経過を踏まえれば、こうした言動は看過できない。

答弁書は「教育の唯一の根本とするような指導は不適切」だが、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との見解を示した。

憲法などに反しない活用法とはいったい何を指すのか。

1948年、教育勅語について衆院は基本的人権を損なうとして憲法に照らし排除の宣言を、参院は教育基本法制定により失効の確認をそれぞれ決議した。にもかかわらず憲法や教育基本法に反しない活用法ならよい、というのは理解に苦しむ。

政府が道徳での活用を否定しない態度はとりわけ問題だ。教育勅語は親孝行など12の徳目を示しているが、菅長官は「適切な配慮の下」でなら「懸念は生じない」と言う。

だが、親孝行など道徳的な教えは教育勅語を持ち出すまでもないことだ。教育勅語の核心はこうした徳目を実行することで「天壤無窮（てんじょうむきゅう）の皇運」（永遠の皇位）を助けよ、と要請

し、国の非常時には天皇のために命を懸けよ、と説いている点にある。

それがどう使われたかの歴史的文脈を無視するような姿勢は、新憲法により天皇中心の国家観を否定し、国民主権となった戦後の日本の歩みに逆行しているかのようだ。

「適切な配慮」の定義もあいまいだ。解釈が広がるおそれがあり、教材としてお墨付きを与えることにつながりかねない。

教育勅語を巡っては、学校法人「森友学園」の幼稚園が園児に唱和させ、稲田朋美防衛相が国会で「核の部分は取り戻すべきだ」と再評価する発言を繰り返し問題となった。

政府として活用する考えはないというが、ならばなぜ全否定をためらうのか。憲法や教育基本法に抵触せず、適切に活用するとすれば、教育勅語が軍国主義教育を助長していった負の歴史の教訓と反省を説く教育以外にはないのではないか。

<http://mainichi.jp/articles/20170405/dm/005/070/043000c>

170405 東京新聞：教育勅語 復権など許されない

戦前回帰の動きとすれば、封じ込めねばならない。安倍政権は、教育勅語を道徳教育の教材として認める姿勢を鮮明にした。個人より国家を優先させる思想である。復権を許せば、末路は危うい。

教育勅語について、政府は「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定しない」との答弁書を閣議決定した。菅義偉官房長官はさらに踏み込み、道徳教材としての使用も容認する考えを記者会見で示した。

政府のこうした言動を深く憂慮する。

国会議員の質問主意書への答弁書とはいえ、政府が個別の教材の位置づけを明示することは、教育に対する介入に等しい。ましてや、国民を戦争へ駆り立てた教育勅語の取り扱いである。肯定的な姿勢は国内外の疑念を招く。

教育勅語は一八九〇年、明治天皇が国民に守るべき徳目を説いた言葉として発布された。自由民権運動や欧化主義と儒教主義や皇国主義との対立を収め、教育の基本理念を定める狙いがあった。

学校での朗読が強制され、神聖化が進んだ。天皇制の精神的支柱の役割を果たし、昭和期の軍国主義教育と結びついた歴史がある。

親孝行や夫婦の和、博愛といった徳目は一見、現代にも通じるものがある。だからだろう、安倍政権を支持する保守層には、教育勅語を評価する向きが少なくない。

しかし、その徳目はすべて「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以（もつ）て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」に帰結する。国家が非常事態に陥った時には天皇のために身命を賭すことが、不変の真理であると国民に植え付けたわけだ。

だからこそ、教育勅語は戦後の一九四八年に衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。閣議決定はこれをたがえるものである。

もちろん、かつての天皇制や教育の仕組みを学ぶ歴史教育のための資料としては有効だろう。

それでも、とりわけ道徳教育では持ち出すべきではない。国民主権や基本的人権の尊重といった現行憲法の理念に根差してはいないからだ。「憲法や教育基本法に反しない形」で、教材として使うのはおよそ不可能である。

小中学校の道徳の時間は、特別の教科に格上げされるが、個々の徳目に惑わされてはならない。それこそが教育勅語の教訓だろう。

自民党は復古的な憲法改正草案を掲げる。戦前の価値観を志向するような閣僚ぞろいの安倍政権が唱える教育観には警戒したい。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/column/editorial/CK2017040502000140.html>

170405 琉球新報：教育勅語 学校教育導入は憲法違反

政府は学校教育で教育勅語を「教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定した。さらに菅義偉官房長官は記者会見で、現在の道徳教育の教材として使うことを「否定できない」と述べ、より具体的に踏み込んだ。国民主権の日本国憲法に違反する時代錯誤の決定、認識と言わざるを得ない。

答弁書は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ」としたものの、政府が学校教育に教育勅語を組み入れることを認めた意味は重大だ。

教育勅語の正式名は「教育ニ関スル勅語」。1890（明治23）年に発布され、天皇が国民に語る形で国民道徳の根源や教育の基本理念を示し、「子孫臣民ともに順守すべきもの」とされた。その中で「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤（てんじょう）無窮（むきゆう）ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と強調した。憲法学者の小林節慶応大名誉教授は「国に危機が迫ったら、国のため力を尽くし、皇室の運命を支えなさい」との意味であり、「憲法違反だ」と言い切る。

その前段では、父母への孝行、夫婦の和、友人との信頼、博愛などの項目が列挙されている。こうした点を捉えて教育勅語を肯定する閣僚、政治家もいるが、家族など個人の生活まで天皇が指図するのは現行憲法の国民主権、基本的人権の原理とは全く相いれない。

1930年代になると、学校で教育勅語の写しが「御真影」（天皇、皇后の写真）と共に「奉安殿」などに保管されて神聖化され、児童生徒は暗唱させられた。軍国主義教育の要として、天皇の名の下に国民を戦争に動員する役割を果たした。

戦後、連合国軍総司令部（GHQ）は教育勅語の読み上げを禁止した。日本国憲法制定後の48年には衆議院で「根本理念が主権在君並びに神話的国家観に基づいている。基本的人権を損ない、国際信義に疑点を残す」として排除を決議、参議院でも失効を決議した。今回の閣議決定はこれらの国会決議にも反する。

2006年の第1次安倍政権で教育基本法が愛国心教育を強調する形で改正された。その後も教科書検定への介入、道徳の教科化など、教育の国家統制が強まっている。膨大な犠牲を払った戦争の反省の上に築かれた国民主権、人権尊重の教育を、これ以上切り崩すわけにはいかない。

<http://ryukyushimpo.jp/editorial/entry-473062.html>

170406 読売：教育勅語 道徳教材としてふさわしいか

教育勅語は、大日本帝国憲法と不可分の存在だった。その事実を忘れてはならない。

政府は「教育勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ」とする答弁書を閣議決定した。民進党議員の質問主意書に答えた。政府がこれまでに表明していた見解に沿っている。

答弁書は、教育勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とも言及した。

実際、高校の日本史や公民の教科書には、教育勅語の全文や抜粋を掲載しているものもある。日本の大きな転換期だった明治から昭和期にかけての歴史を学ぶ教材として、教育勅語を用いることは、何ら問題がないだろう。

ただし、道徳などで教育勅語を規範とするような指導をすることは、厳に慎まねばならない。

明治天皇が1890年に、君主に奉仕する「臣民」への教えとして示したのが教育勅語だ。

「皇祖皇宗」以来、連綿と続いてきた「国体の精華」の維持を教育の根源とした。危急の大事には、皇室・国家のために尽くすことを、天皇が国民に求めている。

天皇中心の国家観が、国民主権や基本的人権を保障した現憲法と相容あいいれないのは明らかだ。道徳の教材に用いられれば、学校での特定の政治教育を禁止した教育基本法にも抵触する可能性がある。

戦後、国の教育指針は、現憲法の精神を踏まえた教育基本法に取って代わられた。1948年には衆参両院が、教育勅語の指導原理を排斥し、失効させる決議を採択した。教育勅語は、法的効力を失った史料に過ぎない。

国有地売却問題で揺れる森友学園は、運営する幼稚園で園児に教育勅語を暗唱させていた。

これに関連して、稲田防衛相は国会答弁で、「道義国家を目指すという教育勅語の精神は取り戻すべきだ」と述べている。

確かに、親孝行や夫婦愛など、現在にも通じる徳目を説いている面はある。しかし、教育勅語を引用しなくても、これらの大切さを教えることは十分に可能だ。

菅官房長官が「政府として積極的に教育現場で活用する考えはない」と強調したのは当然だ。

過去には、建国記念の日に校長が教育勅語の朗読をしていた島根県の私立高校に対して、県が改善を勧告した事例もある。

教育現場で憲法や教育基本法の趣旨に反する行き過ぎた指導があれば、是正する必要がある。

http://www.yomiuri.co.jp/editorial/20170405-0YT1T50128.html?from=ytop_ylist

170406 信濃毎日：教育勅語 学ぶべきは決別の歴史

戦後の教育は教育勅語と決別するところから再出発した。その歴史こそ学ばなければならない。道徳教育の教材に使うことは、もつてのほかである。

政府が、教育勅語を学校で教材として用いることを容認する答弁書を閣議決定した。菅義偉官房長官は、道徳の教材にすることも「否定できない」と述べている。

かつて、戦時体制を支えた国民総動員のための思想統制に、教育は大きな役割を担った。その中核にあったのが教育勅語である。

教育の根本として子どもたちに朗読させ、現在の道徳にあたる「修身」の柱にもなった。膳本（写し）が天皇の写真とともに「奉安殿」に置かれ、神聖視された。

「危急の大事が起こったならば、一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）につくせ」（旧文部省の通釈）。勅語の核心はこの一文にある。戦争が起きたら天皇のために命を捧げよという意味だ。

親に孝行せよ、夫婦は仲良く、といった徳目も書かれてはいる。ただ、それを含め勅語は、「臣民」に対する君主の教えとして、天皇中心の国家体制に国民を組み込む役割を果たした。

戦後の現憲法は国民主権を掲げ、基本的人権を何よりも重んじている。勅語がそれと相反することは明らかだ。1948年に衆院、参院はそれぞれ、排除と失効確認の決議をしている。

勅語の復活にお墨付きを与えかねない政府の姿勢は、戦後の原点にある国会決議をないがしろにする。受け入れるわけにいかない。

教育勅語を肯定する声が政権内から公然と出ていることも見過ごせない。稲田朋美防衛相は「核の部分は取り戻すべきだ」と発言した。森友学園が幼稚園児に唱和させていたことが分かった際にも、明確な批判はなかった。

安倍晋三首相自身、かつて「大変素晴らしい理念が書いてある」と述べたことがある。自民党の改憲草案にも通じる復古的な価値観、国家観がにじむ。

道徳は2018年度以降順次、小中学校で教科になる。学習指導要領や教科書検定を通じて、教育への国の介入も強まっている。今回の閣議決定にも後押しされ、戦前に回帰するかの動きがなし崩しに進まないか心配になる。

むしろ大事なのは、近現代史を学ぶ中で教育勅語について知ることだ。何が書かれ、どう扱われたのか。戦後なぜ強く否定されたのか―。歴史の重い教訓として子どもたちが学ぶ。そのことに教育現

場は力を入れてほしい。

<http://www.shinmai.co.jp/news/nagano/20170406/KT170405ETI090007000.php>

170406 福井新聞：教育勅語の教材使用 「国民主権」の理念どこに

安倍内閣は、教育勅語を学校教材として使用することを「否定しない」とする答弁書を閣議決定、各方面で論議を呼んでいる。戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた「バイブル」である。しかし、既に国会で「基本的人権を損なう」として排除・失効決議がなされたものを、学校現場でどう活用しようというのか。第2次安倍政権では国家主義的な右旋回が閣僚発言でも目立ち、不穏な空気が流れている。

発端は「道義大国」を掲げる稲田朋美防衛相の発言だ。学校法人「森友学園」問題で、園児に教育勅語を暗唱させていたことに絡み「親孝行とかは非常に良い面だと思う。どういう教育をするかは教育機関の自由でもある」「教育勅語に流れている核の部分は取り戻すべきだ」と述べた。野党側は「国会決議に反する」「政権の戦前回帰」と反発を強めている。

こうした動きの中で政府答弁書が作成されたのは、安倍晋三首相の強い国家観に基づく政権の姿勢を表したものだ。「教育の唯一の根本とするような指導は不適切」としながら「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」とする。

他の閣僚発言も軌を一にしており、菅義偉官房長官も記者会見で「法制上の効力は喪失している」と強調した上で「親を大切に、兄弟仲良く、友だちを信じ合うことまで否定すべきでない」と述べた。

教育勅語は1890年10月、明治天皇が、「君主」に奉仕する「臣民」の教えとして示したもので、戦前・戦中の教育における根本理念とされていた。

臣民が守るべき12の徳目が示された最後に「万一危急の大事が起こったならば、一身を捧（ささ）げて皇室国家のためにつくせ」と読み取れる内容が記されている。このことが、天皇のために身を捧げる軍国主義教育につながったと指摘された。

戦後1948年6月、国会は「主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、基本的人権を損なう」として衆院が教育勅語の排除を、参院は失効確認決議を行った。それが「ゾンビ」のように復活しつつあることに違和感を覚える国民も多いのではないか。

戦前・戦中の国家主義と軍国化の歴史的事実を省みて、日本国憲法に国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を刻印したはずだ。

確かに、徳目の中には現代にも通じ、学ぶべき点もある。だが、家族愛などは18年度から教科化される道徳の学習指導要領にも入っており、何ら教育勅語を引っ張り出す必然性はない。

国会の英知で排除したものを「憲法や教育基本法に反しない形」「適切な配慮の下に」という曖昧な論理で復活させることこそ、決議の骨抜きのみならず、憲法や教育基本法の根本精神に背くことになる。政府のお墨付きは現場に圧力と混乱を与えかねない。

国民は歴史の教訓を未来にどう生かすかを、極めて冷静に考える必要がある。

<http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/editorial/118742.html>

170406 京都新聞：教育勅語の容認 政府の真意は何なのか

やはり疑問が拭えない。

政府が、戦前・戦中の教育の根本理念とされ、軍国主義を支えた「教育勅語」について、学校で使うことを容認する答弁書を閣議決定したことである。「憲法や教育基本法等に反しない形で教材として

用いることまでは否定されない」とした。

もちろん、教育勅語の中身を知ることが日本の近現代史を学ぶ上では意味がある。無謀な戦争に国民を駆り立てたものが何であったか、その背景を知ることにつながるからだ。

だが、今回の決定はそういう意味での容認なのか。

自党内では近年、保守派を中心に教育勅語を再評価する声が目立つ。

稲田朋美防衛相は先月の参院予算委員会で「日本が道義国家を目指すべきだという核の部分は取り戻すべきだ」と教育勅語の肯定ともとれる答弁をした。園児に教育勅語を素読させていた「森友学園」の教育方針についても、かつて雑誌対談で評価している。

安倍晋三首相も、官房長官だった2006年に衆院委員会で、親子、兄弟、夫婦の和のくだりを「大変素晴らしい理念が書いてある」と持ち上げた経緯がある。

その首相が目指す「戦後レジームからの脱却」、復古的な自民党改憲草案などを考え合わせれば、今回の決定がどういう意図でなされたのか、野党などが警戒するのは当然のことだろう。

教育勅語は、明治憲法で事実上の主権者だった天皇が臣民としての国民に守るべき徳目を示したものだ。親孝行や家族愛などを説く一方、「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為につくせ」（旧文部省の通訳）と呼びかける。

それが国民道徳や国民教育の基本とされ、国家のために身をささげる軍国主義の支柱になったからこそ、衆参両院は1948年、排除と失効の決議をした。

菅義偉官房長官は「積極的に活用する考えは全くない」と話し、松野博一文科相は使い方を現場の裁量に任せる考えを示している。

だが、教育現場からは「教育勅語の内容にお墨付きが与えられたと誤解して、賛美するような教員が現れるかもしれない」と不安視する声が出ている。

親孝行や友達を大切に作る、といった徳目を子どもたちに教えるだけなら、教育勅語を持ち出す必要はない。何のための容認なのか政府はきちんと説明すべきだ。

http://www.kyoto-np.co.jp/info/syasetu/20170406_4.html

170406 神戸新聞：教育勅語／民主主義とは相いれない

戦前の教育の基本理念を示した教育勅語について、政府は「教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を決定した。「憲法や教育基本法に反しないような形で」との前提付きだが、どう扱うべきかという判断基準は示していない。

教育勅語に関しては、稲田朋美防衛相が先月、国会で「その精神は取り戻すべきだ」などと是認する発言を重ね、波紋を広げた。

与党内からも「時代錯誤」との批判が聞かれる中で決定された答弁書は、教育現場の裁量に委ねる形を取りながら事実上、活用を容認する内容だ。「お墨付き」と受け取られて賛美につながる危うさがある。

教育勅語は、明治天皇の名で国民に父母への孝行や夫婦の和などを説きつつ、「危急の場合は一身をささげて皇室国家のためにつくせ」と忠誠心を求める。軍国主義教育に結び付き、戦時下の国家総動員体制に利用された文書である。

戦後、国民主権や基本的人権を定めた憲法の下で否定され、1948年に衆参両院が「排除」や「失効の確認」を決議した。そうした経緯をどこまで踏まえての決定なのか。

今回、教育勅語に注目が集まったのは、国有地払い下げ問題が発覚した学校法人「森友学園」が、幼稚園で園児らに暗唱させていたためだ。学園との個人的な関係を問われた稲田氏は、「全くの誤りというのは違う。日本が道義国家を目指すべきだという精神は変わらない」などと肯定する考えを示した。

確かに「兄弟姉妹仲よくし」など人として大切にすべき徳目も述べられている。その点を評価する見方があるのは事実だ。安倍晋三首相も「大変素晴らしい理念が書いてある」と持ち上げたことがある。

だが、そもそも勅語は天皇が「臣民」に諭す言葉である。「神の命令に従い、皇室を助けるべき」などと促す内容は、憲法や民主主義の理念とは基本的に相いれない。

衆参の国会決議は、戦後も教育勅語が「国民道徳の指導原理」として影響力を持ち続けることを危惧し、「排除の措置を完了すべき」と強く政府に求めた。答弁書はその趣旨に反すると指摘される。

政府は教育勅語を「教育の唯一の根本とする指導は不適切」とする。ならば、軍国主義につながった負の歴史にも明確に言及すべきだろう。

<https://www.kobe-np.co.jp/column/shasetsu/201704/0010069552.shtml>

170409 日本経済新聞：教育勅語は道徳教材に使えぬ

教育勅語を巡る応酬が収まらない。勅語は大日本帝国憲法の下、天皇を君主、国民を臣民とする国家観を補強する目的でつくられた規範だ。史実として学ぶ意義はあるが、子供たちの道徳教材として用いることは妥当ではない。

政府は教育勅語について「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定した。現に中学、高校の歴史、公民などの教科書には勅語の全文、または一部が掲載されている。近現代の史料として勅語の果たした役割を学ぶことに異論はない。

むしろ勅語が示す家族国家観が戦時の総動員体制とどのように融合したのかなどを、生徒の発達段階や興味、関心に応じ、能動的に学ぶことは、新しい学習指導要領の趣旨にも合致するだろう。

今回、教育勅語が注目されたのは、学校法人「森友学園」（大阪市）が運営する幼稚園で、園児に暗唱させていたことが問題視されたからだ。勅語が説く夫婦愛などの徳目が現代社会でも通じる、と擁護する閣僚の発言もあり、波紋が広がっている。過去の経緯を踏まえ、冷静に議論すべきだ。

教育勅語は1890年、大日本帝国憲法が施行された年に発布された。親孝行など臣民が守るべき徳目を列挙する一方、「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身をささげて皇室国家のためにつくせ」（旧文部省の通釈）と説く。

個々の徳目の当否以前に、天皇が臣民に説諭する「語りの構造」自体が、国民主権を原理とする現憲法になじまないことは明白だ。1948年に衆参両院が、排除や失効を決議したゆえんである。

その意味では、学校現場を預かる松野博一文部科学相が、「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけなくて私が申し上げるべきではない」との認識を示したことには違和感を覚える。

勅語は部分ではなく全体の効力を失ったと解すべきだ。道徳の教典として復活させてはいけぬ。

<http://www.nikkei.com/article/DGXXKZ015091960Z00C17A4EA1000/>

170409 高知新聞：【教育勅語】国会決議踏みにじるのか

戦前の教育の基本理念だった教育勅語を巡り、政府の対応が波紋を広げている。学校が教材として取り扱うことを認める答弁書を閣議決定したからだ。

理解に苦しむ判断だ。教育勅語の賛美にもつながりかねない。

教育勅語は国民に皇国に身をささげるよう求め、軍国主義や戦争にも結び付いたとされる理念だ。衆参両院は1948年、排除・失効を決議している。

答弁書は教育勅語を「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ」としつつも、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」と記して

いる。

戦後、国会が教育勅語を排除したのは、新たに制定された日本国憲法や教育基本法の精神に明らかに反していたからだ。「反しないような形」が分からない。

衆院の決議文には、教育勅語は主権在君、神話的国体観に基づいており、「明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すもとなる」と記している。

決議には、破滅的な経過をたどった戦争の教訓と、真の民主平和国家を目指そうという戦後国会の決意もあったはずだ。安倍政権の対応はそれらを無視するに等しい。

答弁書だけではない。安倍政権の教育勅語への距離感は異様だ。

「森友学園」を巡る国会審議で、稲田防衛相は「親孝行や友達を大切にするといった核の部分は今も大切だ。核の部分は取り戻すべきだ」と述べた。

確かに教育勅語にそういった記述があるが、教育勅語にうたうまでもなく社会生活を送る上で欠かせない万国共通の精神だろう。まして「核の部分」であるはずがない。

森友学園は園児に教育勅語を暗唱させている。安倍首相は学園のしつけ方針に理解を示し、開設を予定していた小学校の名誉校長には昭恵夫人が就任していた。

この10年余りを振り返れば、国づくりの方向と無関係といえるだろうか。

戦後、教育勅語に代わって日本の教育の理念となったのは教育基本法だ。憲法の精神に基づき「個」を尊重し、人間の内面への国家の関与を抑制する価値観に立っていた。

ところが、同法は2006年、抜本的に見直され、「公共の精神」や愛国心を重んじる内容に改正された。国会での検証も不十分なまま与党が数の力で押し切った。時の政権が第1次安倍内閣だった。

その後、学習指導要領の見直しも進んだ。個人の内面への価値観の押し付けにつながると懸念が出ている道徳の教科化、教科書検定もその延長線上にあるといえる。

「個」より「公」を重視する思想は安倍首相が熱心な憲法改正の動きにも表れている。

野党は答弁書の閣議決定を「戦前回帰だ」と批判している。邪推と片付けるわけにはいかない。

<http://www.kochinews.co.jp/article/91565/>

170410 山陰中央新報：教育勅語の教材利用／現場に戸惑いや混乱招く

教育勅語を教材として利用できるか否かという論争が続いている。発端は安倍内閣が3月31日に閣議決定した答弁書だ。「教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだ」という民進党衆院議員の質問主意書に対して「憲法や教育基本法等に反しないような形」という条件付きながら「教材として用いることまで否定されることはない」としたためだ。

教育勅語は、1948年に衆参両院が排除、失効を確認する決議を行っている。このため政府答弁書では、「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切」とも述べているが、結論として教材としての利用を容認した。

このため野党は「戦前回帰」と猛反発。菅義偉官房長官が「政府としては積極的に教育現場で活用する考えは全くない」と述べ、沈静化を図っている。

しかし、問題の核心は、法的に効力を失い政治的に排除対象となっている教育勅語を「教材」として利用することができる点だろう。

教育勅語は、明治天皇が1890年に国民に発した教育に関する基本的な考え方だ。親孝行や夫婦間、兄弟間、友人間の協力など、家庭や社会での一般的な道徳や守るべき価値観を指し示しているが、大前提として国民は君主、つまり天皇に支配される「わが臣民」とされている。

さらに旧文部省の通釈によると「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）につくせ」などと書かれている。

天皇と国家のために命を懸けて尽くせという教えは、特定年齢の男性を対象とした兵役だけではな

く、国民全体に勤労奉仕などを強いる総力戦となった太平洋戦争遂行の精神的支柱となった。

このため、戦後、衆参両院が「主権在君ならびに神話の国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すもとなる」などとして排除、失効の確認を決議した。

しかし自民党には、安倍晋三首相や稲田朋美防衛相など、一般的な道徳の部分に着目して高く評価する議員もいる。稲田氏は「精神を取り戻すべきだ」と述べており、教育勅語の教材化を巡る論争が収まらない要因の一つだ。

さらに教育勅語には、超法規的な位置付けという問題点も指摘される。勅語は大日本帝国憲法で「神聖にして侵すべからず」と神格化された天皇の言葉という形で発せられており、大臣の署名もない。

この点を伊吹文明元衆院議長は文科相だった2006年12月、参院教育基本法特別委員会で「修身の問題は…天皇陛下の個人的なお言葉である教育勅語をベースに内容が構成されていること」と述べている。

自民、公明両党は4月6日の衆院議院運営委員会理事会で、「歴史的資料として使われることは妨げない」との見解を示した。

しかし歴史的資料として使うとすれば、どんな使い方があるのかは具体的に示されていない。道徳の部分に強調するのか、反省すべき歴史を学ぶ資料にするのかなど、狙いが不透明で、教育現場に戸惑いや混乱を招きかねない。

<http://www.sanin-chuo.co.jp/column/modules/news/article.php?storyid=564543033>

170411 産経新聞：教育勅語論争 理念読み取る力こそ育め

「徳を積む」「徳が高い」というように、人として身につけておきたい態度や教えなどがある。それを分類、整理したものが徳目である。

明治23年に発布され、その徳目を示した教育勅語に対する誤解が相変わらずあるようだ。

政府はこれを学校の教材として扱うことについて、憲法などに反しない形で用いることは「否定しない」という答弁書を示した。これに対し、「軍国教育への回帰だ」などの批判が相次いでいる。

徳目には、時代を超えて流れる教育理念として、改めて読みとるべきものも多い。不当な評価は見直すときである。

政府答弁書は、教育勅語を「教育の唯一の根本」とするような指導は不適切だとも述べている。

教育勅語それ自体は、現行の中学歴史や高校の日本史や倫理の教科書に登場する。天皇中心の国家観を支え、戦中に戦意高揚に使われたなどと、批判的に位置付けるものが少なくない。

これは、編纂（へんさん）過程を無視した誤解に基づく。教育勅語は、明治維新後、西洋思想などが急激に入る変革期に、徳育に何を求めるかの議論が起き、当時の法制局長官、井上毅らが起草を進めた。

特定の宗教思想にとらわれず、近代立憲主義に基づく市民倫理や伝統的徳目が調和してつくられていることが、近年の研究でも知られている。

「朕惟（ちんおも）フニ」と、明治天皇が国民に語る形で書かれていることや、冒頭に続く「我力皇祖皇宗」のくだりをとらえ、「国民主権に反する」などと批判するのが、今日、どれほど建設的だろうか。

歴代天皇と国民が心をつにして、祖先が築いた道徳を守ってきた。そういう日本の美風に言及しながら、この国柄こそ教育の源だと説いているのである。

戦後の日本では、国柄に根差した親孝行や信義といった徳目が否定されてきた。こうした排除の論理は、多様な視点で考える現代の教育の方針にそぐわない。

とくに批判的となるのは「一旦緩急アレハ」と、義勇奉公を説く文言だ。国の危急のとき、国民がそれぞれの立場で一致協力するという意味に尽きる。戦後日本で置き去りにされてきたことに、目をつむってはなるまい。

よく理解せず、批判する大人こそ、じっくりと読んだらよい。

<http://www.sankei.com/column/news/170411/clm1704110002-n1.html>

170411 朝日新聞：教育勅語 憲法とは相いれない

政府の容認姿勢が、教育現場への「復活」を後押しするのではないかと危惧する。

義家弘介・文部科学副大臣が、教育勅語を幼稚園などの朝礼で朗読することについて、「教育基本法に反しない限りは問題のない行為であろうと思う」と国会で答弁した。

教育行政に責任ある立場の発言として、不見識だ。

改めて確認したい。教育勅語は、憲法が定める主権在民とは相いれない。憲法施行の翌48年、国会は排除・失効の決議をした。それは国民主権の国として歩む宣言でもあった。

歴史資料のひとつとして使うのなら理解はできる。だが、朗読は、教育勅語の暗唱を求めた戦前・戦中の「修身」に通じる。今後、道徳を含む幅広い科目での活用を黙認することにつながりかねない。

安倍内閣は先月、教育勅語について「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定した。朝日新聞は社説で、なし崩し的な復権だと強く批判してきた。

その後、松野博一文科相は道徳の教材として使うことを否定せず、「一義的には教員、学校長の権限」と説明。菅義偉官房長官も「それぞれの現場で判断すること」と述べた。

解せないのは、では憲法や教育基本法に反しない形での活用法とは何なのか、政府が具体的な説明を避けていることだ。

教育勅語は、「朕（ちん）（明治天皇）」が、「臣民（国民）」に守るべき徳目を示している。いざというときは「皇運」に尽くせと国民に迫る内容だ。同じ明治期にできた軍人勅諭と共に、戦時中は国民を総動員体制に駆り立てる支えともなった。

そうである以上、「負の歴史」として教材にする以外に活用の仕方は考えにくい。それを明言したくないから、説明を避けているのではないか。これでは使ってもいいとの空気だけが教育現場に広がってしまう。

疑問の声は与党内にもある。私学教育にも携わる自民党の船田元・衆院議員は自身のブログで、政府答弁書について「戦前の軍部や官憲による思想統制の道具とされてしまったことは言うまでもない」とし、「『憲法や教育基本法に反しない形』で教育勅語を教材に使えるのだろうか」と疑問を呈した。

こうした声に、政府はどう説明するつもりか。

来年度から義務教育で段階的に道徳の教科化が始まる。「修身」の復活につなげてはならない。

http://digital.asahi.com/articles/DA3S12885158.html?ref=editorial_backnumber

170411 中国新聞：教育勅語 道徳教材には不適切だ

教育勅語を学校の教材として利用できるのか。安倍内閣は3月末、「教材として用いることまで否定されることはない」という答弁書を閣議決定した。しかし、使い方によっては問題が生じかねない。

教育勅語は、明治天皇が1890年に国民に発した教育に関する教えだ。親孝行や夫婦間、友達間の協力などの一般的な道徳に続き、「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）に尽くせ」とある。いざ戦争となれば天皇と国家のため

に命を投げ出せ—。この教えこそ教育勅語の本質だろう。

戦時中、国家総動員体制の正当化に使われ、軍国主義教育に結び付いた歴史を忘れてはならない。戦後間もない1948年に衆参両院が排除、失効を確認する決議をしている。「明らかに基本的人権を損なう」とした決議の意味を、安倍政権はどう考えているのだろう。

今回、閣議決定した答弁書は「教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだ」という民進党議員の質問主意書に対してのものだった。「憲法や教育基本法等に反しないような形」という条件を付けつつ、教材としての利用を容認した。

松野博一文部科学相は会見で「歴史的背景など、さまざまなことを資料を通じて教えたいという意図で使われるもの」と、歴史の授業での利用を想定したような言い方をした。だが、そんな説明では納得できない。

教育勅語の論争は、学校法人「森友学園」の幼稚園が園児に教育勅語を暗唱させていたことが発端だからだ。親を大切に、きょうだい仲良く、友達を信じる—。勅語にある徳目を学ばせるためらしい。

稲田朋美防衛相の国会答弁も、この徳目が念頭にあったのだろうか。過去に森友学園の教育方針を評価していたことを問われ、「日本が道義国家を目指すべきだという核の部分は取り戻すべきだ」と語った。防衛を担う大臣が教育勅語を是認したことで、質疑は紛糾した。

親孝行などの道徳を子どもに教えることに賛同する人は多いだろう。しかし、教育勅語の核心は「いざ戦争になれば…」の部分である。わざわざ持ち出す必要があるとは思えない。

菅義偉官房長官が、道徳の授業での利用を「否定するものではない」と答えたことに強い疑問を感じる。「戦前回帰」と批判されても仕方あるまい。教育勅語は、反省すべき歴史を学ぶ資料としてのみ、授業での活用が許されるのではないか。道徳教材としては不適切だろう。

さらに気掛かりなのは、家族の理想像にまで踏み込もうとするような安倍政権の姿勢だ。教育勅語の徳目に対し、安倍晋三首相もかつて「素晴らしい理念が書いてある」と述べている。

実際、自民党は憲法改正草案に「家族は、互いに助け合わなければならない」という条文を新たに盛り込んだ。党関係者は「教育勅語を意識した」と証言する。加えて、国や地方自治体への家庭教育への支援を定めた「家庭教育支援法案」の今国会での成立を目指している。

しかし、あるべき家庭像や価値観を法で縛っても、息苦しさが増すばかりだ。安全保障関連法と同様、有事を想定した備えなのかと疑問も湧いてくる。

http://www.chugoku-np.co.jp/column/article/article.php?comment_id=333590&comment_sub_id=0&category_id=142

170411 岩手日報：教育勅語の教材使用 政府は明確に否定せよ

明治天皇の名の下に国民道徳の根源や教育の基本理念を説いた教育勅語に、条件付きで教材利用を容認した政府答弁書の閣議決定には、戦後70年を経過した今になって「なぜ」との疑問が拭えない。

答弁書は「憲法や教育基本法等に反しないような形」なら「教材として用いることまで否定されることはない」とする。学校教育での使用禁止を主張する民進党議員の質問主意書に答えたものだ。

その中に「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切」とあるのは言わずもがな。政権の戦前回帰を疑う野党に対し、与党も先週末の衆院議運委の理事会で「歴史的資料として使われることは妨げない」との見解を明らかにしている。

教育勅語は昭和期の軍国主義教育と結び付き、精神面から戦時体制を支えた。戦後の民主化政策の流れの中で衆参両院は1948年、その排除や失効を決議。法制上も効力は消滅しており、歴史資料以外の用途は考えにくい。

政府見解も「憲法や教育基本法に沿った適切な対応」を強調。学校現場での積極活用は否定するも

の「学習指導要領に沿って現場の判断で行うべき」などと、歴史的経緯に無頓着な面が透ける。

背景には「完全否定」で意思統一できない閣内の空気があるのだろう。国会で「日本が道義的国家を目指すべきだ」という核の部分は取り戻すべき」と教育勅語を持ち上げた稲田朋美防衛相の答弁から、そんな事情がうかがえる。

安倍首相自身も官房長官当時の2006年、教育基本法改正案の審議に絡み、教育勅語の内容に関して「大変素晴らしい理念が書いてある」と答弁。自民党が野党時代に決定した憲法改正草案に盛り込まれた「家族の尊重」には、教育勅語の影がちらつく。

教育勅語には親孝行や夫婦愛、きょうだい愛など、家庭や社会での一般的な道徳や価値観が記されている。こうした徳目を捉えて意義を認める立場もあるが、忘れてならないのは、それら全てが天皇を支配者とする「臣民」に向けた言葉であることだ。

その上で「万一危急の大事が起こったならば（中略）一身を捧げて皇室国家の為につくせ」（旧文部省の通釈）と説く。天皇と国家のために徳を積み、いざとなれば命をささげよ—という教えは、戦時体制の支柱となったゆえんであり、戦後教育はその反省からスタートしたはずだ。

教育勅語の問題は、稲田氏が言う「核の部分」や安倍首相がたたえた「理念」にこそある。一般的な徳を説くのに教育勅語を持ち出す必要もあるまい。教材使用に「忬度（そんたく）」を促すような説明の仕方は、現場を混乱させるだけだ。

<http://www.iwate-np.co.jp/ronsetu/y2017/m04/r0411.htm>

170412 河北新報：「教育勅語」答弁書／戦前回帰 あってはならない

「古色蒼然（そうぜん）」と言っていいのではないか。ほこりをかぶって書庫の奥に眠っていたような「過去の遺物」が、にわかに脚光を浴びている。

戦前、戦中に教育の基本理念とされた「教育勅語」である。

国会で論議の的になっているのが、教育勅語の学校現場での扱いを巡る政府答弁書だ。「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切だ」と表明した上で、憲法や教育基本法などに反しない形での教材使用は否定しない、としている。

判断を現場の裁量に委ねた、誤解を招きかねない曖昧な表現だ。政府が内容に「お墨付き」を与えたと受け止め、礼賛するような教職員が出てこないとも限らない。憲法などに違反しない活用法とは何なのか、政府は明確に説明すべきである。

負の歴史を学ぶ史料として扱うのならいざしらず、かつての「修身」のように道徳教育に活用するならば、もってのほかだ。野党から「なし崩し的に教育現場によみがえることになりかねない」との批判が出るのも当然だろう。

教育勅語は明治天皇の名の下に、1890年に発布された。家族的國家観に基づく「忠君愛國」を説き、軍国主義を助長する精神的な支柱となった、と指摘されている。

「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室國家の為（ため）につくせ」。「かくして神勅（しんちよく）（神の命令）のまにまに天地と共に窮（きわ）まりなき宝祚（あまつひつぎ）（皇位）の御榮をたすけ奉れ」（旧文部省の通釈）

一読すれば、天皇制國家を否定し、国民主權や基本的人權の尊重をうたう日本國憲法と相いれない本質が分かるだろう。だからこそ、衆参両院が戦後の1948年に排除・失効を決議している。

教育勅語がクローズアップされたのは、大阪の学校法人「森友学園」の幼稚園児たちが暗唱させられていたことが発端だった。

さらに稲田朋美防衛相が国会で「全くの誤りというのは違うと思う。日本が道義國家を目指すべきだ」という核の部分は取り戻すべきだ」と発言、政治問題化した。

親孝行、兄弟姉妹仲良く、夫婦むつまじく…。こうした教育勅語が求める別の側面を評価する、稲

田氏らのような主張があるのも確かだ。

しかし、何もわざわざ時代に逆行して、教育勅語を持ち出す必要性はない。他の教材はいくらでもある。

菅義偉官房長官は「政府として積極的に教育勅語を教育現場で活用する考えは全くない」と改めて強調した。

そうであるならば、答弁書で、効力を喪失した教育勅語を全否定すればいいだけの話だ。野党が「安倍政権の露骨な戦前回帰の動きだ」「国会決議に反する」と疑心暗鬼になるのも無理はない。政府は疑念を払拭（ふっしょく）する責務がある。

http://www.kahoku.co.jp/editorial/20170412_01.html

170412 南日本新聞：[教育勅語の容認] 戦前回帰の批判免れぬ

教育勅語を学校教材として使うことを容認する政府答弁書が波紋を広げている。

教育勅語は1890年、立憲君主制の明治憲法下で、君主である天皇から「臣民」とされた国民に向けて発布された。戦前戦中の教育理念の指針となったが、終戦後の1948年に衆参両院の決議で排除・失効が確認されている。

それをなぜ今、教育現場に持ち込もうとするのか。「教材として用いることまで否定しない」との閣議決定が、野党から「戦前回帰」と批判されるのは当然だろう。

答弁書は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切」とし、「憲法や教育基本法に反しない適切な配慮」を使用の条件にしている。

菅義偉官房長官は「政府として積極的に活用する考えは全くない」とも述べている。

だが、教育勅語の活用を促進も否定もしない政府の姿勢は分かりにくい。使用容認の答弁書が政府のお墨付きと誤解され、個人よりも国家優先の教育に利用されないかとの懸念は消えない。

今回、教育勅語が政治問題化したのは、学校法人「森友学園」の幼稚園が園児に暗唱させていたのが発端だ。福田朋美防衛相は「日本が道義国家を目指すべきだという精神は変わらない。その精神は取り戻すべきだ」と発言した。

教育勅語は「父母に尽くす」「兄弟姉妹、夫婦仲良く」「人々に慈愛を」といった家庭や社会での一般的な道徳や守るべき価値観を説いている。この徳目自体は否定しない。

とはいえ、兵役だけではなく、国民を総動員して戦争の泥沼を突き進んだ時代の遺物である。「いざとなったら勇気を奮って天皇や国家のために身をささげよ」と国民に説き、軍国教育の中核として機能した歴史的事実は消しようがない。

だからこそ戦後、衆参両院が「主権在君ならびに神話の国体観に基づく」と断じ、国民主権や基本的人権の尊重の理念にそぐわないとして排除・失効を決めたのだ。この決議は戦争を憎む国民の総意にも沿っていたはずだ。

教育勅語の内容の一部を評価するからといって、一政権が決議をほごにしていとは思えない。

松野博一文部科学相は、道徳での教材利用について「教育勅語のこの部分を使ってはいけないと私が申し上げるべきではない」と述べている。教育現場への指針としては曖昧過ぎる。

教育勅語を教材とするなら、近現代史を学ぶ資料としての使用に厳しく限定する必要がある。

http://373news.com/_column/syasetu.php?storyid=83533

170413 徳島新聞：教育勅語 なぜ今「再評価」なのか

まさか戦前回帰の動きではあるまい。教育勅語を教材として使うことを否定しないとする答弁書を、

政府が閣議決定した。

教育勅語は、明治天皇の名で国民道徳の根源や教育の基本理念を明示したものだ。父母への孝行や博愛などの徳目を説いているが、核心は、万一危急の大事のときは勇気を持って一身をささげ、皇室国家のために尽くせという教えにある。

国家総動員体制の正当化に利用され、軍国主義教育に結びついた歴史があるだけに、全面的に否定しない安倍政権の姿勢には、危うさを感じる。

政府は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切」としつつ、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とした。

だが、そもそも教育勅語は、国民主権や基本的人権の尊重を定めた現行憲法の理念と相いれないものである。戦後の1948年に衆参両院が排除、失効の決議をしたのもそのためだ。

菅義偉官房長官は「教育上支障のないことを取り扱うことまでは否定しない」と、道徳などの教材で使うのは問題ないとの認識を示したが、これも疑問である。徳目をあえて教育勅語から引く必要性はないし、何が教育上支障のないことなのか基準は曖昧で、学校現場が混乱する恐れがある。

先月には、稲田朋美防衛相が国会で「核の部分は取り戻すべきだ」と発言している。教育勅語を再評価しようとするなら、時代錯誤の感が否めない。

http://www.topics.or.jp/editorial/news/2017/04/news_14920451956442.html

170415 新潟日報：教育勅語 民主主義とは相いれない

教育勅語はなぜ、戦後の1948年に衆参両院で排除、失効の決議が採択されたのか。

その意味を考えれば学校教材に使うのは望ましくない。教材としての活用を容認し、現場の判断に任せるとした政府の対応は無責任である。

教育勅語は1890年に発布された。明治天皇の名で、国民道徳の根源や、教育の基本理念を明示したものだ。

父母への孝行、夫婦の和、信義、博愛、修学、勤労、法律順守など「臣民」として守るべき道徳の項目を記した。

ただ、中段では、危急の大事が起きた時には一身をささげて皇室国家のために尽くせという趣旨の文言があった。

学校では校長が式典で朗読し、特別な場所に保管するなどして神聖化された。子供に暗唱することを求めた。

こうした内容や取り扱いが、戦前・戦中の軍国主義教育と結び付いた。国民に深くすり込まれ、戦争の遂行を支えた。

戦後の1946年10月、当時の文部省が学校での奉読を廃止し神格化しないよう指示する通達を出したのは、民主主義国家に転じるため当然の措置だといえよう。

国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三大原理を持つ日本国憲法と、新しい教育の理念を明示した教育基本法が、47年に施行された。それにより教育勅語の法的効力は失われた。

その上で出された48年の両院の決議は、国民道徳の指導原理として持続しているとの誤解を生まないよう、排除と失効を確認した。

「過去の遺物」と完全に決別するため、さらに念を押したという意味合いがある。

いま、教育勅語が話題になっているのは、国有地売却問題で証人喚問された前理事長の学校法人・森友学園の幼稚園が、園児に読み上げさせていることが報じられたのがきっかけだ。

稲田朋美防衛相が国会で教育勅語への所感を問われ「日本が道義国家を目指すべきだという核の部分は取り戻すべきだ」と答弁し、紛糾したのは記憶に新しい。

前理事長を筆頭に少なくない人が道徳として素晴らしいと言い、そこは教えるべきだと主張する。

確かに教育勅語の中には現在でも道徳として一般的に挙げられる項目が書かれている。

しかし、勅語という天皇が臣民に教え諭す形が現憲法や教育基本法と相いれないのは明らかだ。道徳項目を子供に教えたいとしてもあえて教育勅語を持ち出す必要はなく同じことを別の教材を使って教えればいいのではないか。

政府の答弁書は教育勅語の活用を促進も否定もしない慎重な言い回しだ。玉虫色と言っていい。

危惧するのは政府がお墨付きを与えたと現場が誤解する可能性だ。排除、失効の決議がされた事実を踏まえるべきだ。

安倍晋三首相は官房長官時代、教育勅語を持ち上げる発言をしていた。「戦前回帰」は決して許されるものでない。両院の決議を無にしてはならない。

<http://www.niigata-nippo.co.jp/opinion/editorial/20170415318578.html>

170415 山陽新聞：教育勅語 学校現場を混乱させるな

政府が教育勅語を学校の教材として使うことを容認する答弁書を閣議決定し、波紋を広げている。

民進党議員の質問主意書に答えたもので、答弁書は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導は不適切」とする一方、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」としている。

近現代史を学ぶ上で、教育勅語を歴史的な資料として使うことに異論はない。問題となるのは、道徳の教材として用いることだろう。

菅義偉官房長官は「政府として積極的に教育現場で活用する考えはない」としながらも、道徳教材として使うことを否定していない。松野博一文部科学相も「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけないと私が申し上げるべきではない」との認識を示している。

これでは判断基準があまりに曖昧で、学校現場が混乱しかねない。教員からは「教育勅語の内容にお墨付きが与えられたと誤解し、賛美するような教員が現れるかもしれない」と不安視する声も出ているようだ。「憲法や教育基本法に反しないような形」とはどんな使い方なのか。誤解を生まないように政府はきちんと説明すべきではないか。

教育勅語が注目されたのは、学校法人「森友学園」の幼稚園が園児に暗唱させていたのが発端だった。稲田朋美防衛相が国会で「日本が道義国家を目指すべきだという精神は取り戻すべきだ」と教育勅語を是認する意向を示し、質疑が紛糾した。

教育勅語は1890年、大日本帝国憲法（明治憲法）で事実上の主権者だった天皇から「臣民」とされた国民に向けて発布された。親孝行や家族愛などを説く一方、「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）につくせ」（旧文部省の通釈）といったくだりもある。

戦前の学校では朗読などが行われ、現在の道徳にあたる「修身」の柱となった。勅語の謄本（写し）は各学校の「奉安殿」に天皇、皇后の写真とともに保管されて神聖化された。第2次大戦中、国家総動員体制の正当化に使われ、軍国主義教育に結び付いた歴史を忘れてはなるまい。

戦後、国民主権や基本的人権の尊重を定めた現行憲法や教育基本法が制定されたのを受け、1948年に衆参両院は「国民的基本的人権を損なう」などとして教育勅語の失効を決議している。中曽根内閣の83年には、教育勅語を生徒に朗読させていた私立高校に対し、政府が是正するよう勧告したこともある。

教育勅語の中に列挙された徳目を評価する意見はある。しかし、道徳心を説くにしてもほかに教材はいくらでもあろう。わざわざ教育勅語を持ち出す必要はないはずで、道徳教材にふさわしいとは言えない。

<http://www.sanyonews.jp/article/517414/1/?rct=shasetsu>

170429 八重山毎日：国民主権・人権尊重は譲れない

露骨さを増す時代錯誤の再評価

■国を誤らせた教育勅語だよ

今の政治権力の動きからある程度予想できたが、それでも教育勅語を学校教材に使うことを容認した政府答弁には驚かされた。新年度始まって早々のタイミングである。先立つ3月の参院予算委では「安倍首相の秘蔵っ子」稲田防衛相は教育勅語に関連して「日本が道義国家を目指すべきだという核の部分は取り戻すべきだ」と持論を述べた。道義国家の核の部分は教育勅語にあるというのだ。答弁書を踏まえ松野文科相は「どう教えるかは、憲法に反しない限りは（中略）問題があれば所轄庁、所管庁が指導すると考えている」とするが、歯止めは利くのか疑問だ。「歴史を多面的に考える材料にするのが問題とは思わない」教員が一方で「政府答弁で教育勅語の内容にお墨付きが与えられたと誤解して、賛美するような教員が現れるかもしれない」と指摘する。忬度（そんたく）も危惧される。一強安倍の悲願は「戦後レジームからの脱却」。その最たるものの一つが教育勅語再評価である。

■再評価の余地はないはずだ

1948年の衆参両院は教育勅語の「排除」「失効」を決議した。国民を戦争に駆り立て、赤紙、学徒出陣などで甚大な犠牲を強いたその「教え」は全否定されたのだった。その重い反省が日本国をして国民主権や人権尊重などを絶対的価値とした。

教育勅語の呪縛・制約から解放された八重山の人々の手記、あるいは当時を回想したものを読むと、解放感や生きている喜びをしたためたものが少なくない。貧しいながらも自由な気風のもと、若者たちの多様な才能やみずみずしい想像力の発露が八重山ルネサンスと呼ばれる出色の文芸運動を興した。白保の白百合クラブ楽団等の演奏や青年会の自作自演の演劇が地域住民を楽しませたとの新聞記事も見られる。戦前の国家主義の時代の新聞には、そういうほのぼのとした記事はない。いかに国策に忠実であるべきか一辺倒だ。「一旦緩急アレバ」身命を差し出すことを強要する国家のどこがいいのか。教育勅語が再評価される余地はない。

■歴史に目を閉ざしてはならない

教師には歴史を直視しつつ子どもたちに民主主義思想の素晴らしさ、かけがえのなさを説くことが求められる。教師自らの理想を語りつつ子どもたちに明るい希望に満ちた未来像を描かせていただきたい。民主主義に限界のないこと、課題の一つ一つは民主主義の深化により克服されるものであることを伝えていただきたい。

ところで教師を指導・監督する立場の石教委が歴史を直視せずに前評判の高い副読本の刊行・配本を中止したのは残念だ。横やりが入ったようだが、それに屈したのだろうか。それとも政治状況を勘案して中止が無難だと判断したのだろうか。一貫性のない一連の対応ぶりからは市教委の毅然（きぜん）とした姿勢はうかがえないし、市が児童生徒に向き合っているとは考えにくい。副読本執筆者の一人が書くように「自治体を作る副読本は、郷土で何があったのかを直視することが大切だ」ということだろう。横やりを入れた側だが、程度の差こそあれ教育勅語を再評価する立場にあるのではないだろうか。

<http://www.y-mainichi.co.jp/news/31547/>

170513 西日本新聞：教育勅語 決別したはずではないか

いわゆる皇国史観と結び付き、戦前の軍国主義や国家総動員体制を支えた教育勅語を政府は復活さ

せようとしているのだろうか。

安倍晋三内閣は教育勅語について「憲法や教育基本法等に反しない形で教材として用いることまで否定されない」とする答弁書を閣議決定した。

戦前・戦中の誤った教育を検証する歴史資料として扱うことはあるだろう。ところが、菅義偉官房長官は道德教育の教材として使うことを「否定しない」と踏み込んだ。義家弘介文部科学副大臣は幼稚園などで朗読することを「問題ない」と述べた。首相もかつて「大変素晴らしい理念」と持ち上げたことがある。

わが国は戦後、教育勅語に決別したはずである。1948年に衆院は教育勅語の排除、参院は失効確認の各決議をした。このうち参院決議は「日本国憲法にのっとり教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤りを払拭（ふっしょく）し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した」としている。

両決議を受けて、文部省（現文部科学省）は学校で保管されていた勅語の写し（謄本）を回収する通達を出した。政府は決議や通達との整合性をどう説明するのか。

発端は国有地売却問題の渦中にある森友学園が運営する幼稚園が園児に教育勅語を暗唱させていたことだった。稲田朋美防衛相は「親孝行とか夫婦仲良とか、日本が道義国家を目指すという核の部分は取り戻すべきだ」などと再評価する発言を繰り返した。

1890年発布の教育勅語は確かに、親孝行など国民が守るべき12の道徳を列記した。ただし、それらは明治天皇が国民に授ける形で示している。その上で、危急の事態が生じたら永遠に続く皇室を守るために尽くすよう国民に求めた。その本質が憲法や教育基本法と相いれないのは明らかである。

道徳や道義など「いいことも書いてある」といった論法で教育勅語を再び教育現場に持ち込もうとする動きは許されない。

<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/syasetu/article/328043>

170521 信濃毎日：教育勅語に学ぶなら 心を縛りつけた本質こそ

親孝行や友達を大切にするなど核の部分は取り戻すべきだ―。教育勅語をめぐる稲田朋美防衛相の答弁だ。

軍国主義に結び付いたとして敗戦後の1948年、国会が排除や失効の決議をした。にもかかわらず学ぶべき教が多いとの肯定論が波のように押し寄せる。

1890年、明治天皇が発布した教育勅語は難解な表現が多く、多くの訳文がある。

戦前の旧文部省全文通釈（1940年）にはこうある。〈万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）につくせ〉

戦後、広まったのは明治神宮などがウェブサイトにも引用している国民道徳協会の訳文だ。

〈非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません〉

松本市の旧開智学校で売られていた複製の訳もほぼ同じ内容だ。

〈内村鑑三の「不敬」〉

皇室国家のために身を捧げよ、との核心部分が塗り変わっている。臣民は天皇に服従するとの意味も薄まり、親孝行など分かりやすい徳目が強調されている。

教育勅語の本質とは何か。

発布翌年の1891年、当時の第一高等中学校で、教育勅語を読み上げる奉読式が行われた。

囑託教員だった内村鑑三（1861?1930年）がこの式で勅語への頭の下げ方が不十分だったとして非難される。

教頭が求めた神道式の低頭をキリスト教信者として拒んだのだ。これが「不敬」だと決め付けられ

辞職に追い込まれた。

勅語にたがうものは国民とはいえない。万一教職員や生徒にたがえる行為があれば許さない。これが校長の方針だった。

勅語の謄本は、「御真影」（天皇、皇后の写真）とともに多くの学校に設けられた奉安殿に保管された。

長野県教育史によれば、御真影の奉拝や教育勅語の奉読の儀式は、神格化された天皇への「忠君」の意識を子どもたちに形成する手段だった。国家神道の祭日にも行われるようになった。

「田舎の戦争生活」と題する資料集がある。南佐久郡小海町出身の元林野庁職員小池茂樹さんが母校の北牧尋常高等小などの学校日誌を6年がかりでまとめ、自費出版した。敗戦まで20年間の学校生活を浮き彫りにする記録だ。

教育勅語に加えて1939年には昭和天皇の勅語が発表される。幼稚園児から大学生まで「青少年学徒」に、昭和天皇が直接呼びかけて命ずる形をとった。

この中に「武ヲ練リ」の文言がある。37年から始まった日中戦争が泥沼化する中、学校の戦時体制化を一層強化させる意図で作成され、教育勅語を補完した（新教育学大事典）。

日誌によれば太平洋戦争開戦の1カ月前の41年11月、佐久地方のある青年学校では昭和天皇の勅語奉読のあと軍事教練が3時間行われ、軍人の査閲を受けた。

やがて敗戦。川上第一小を視察した県視学（教育行政官）は「国体護持」と「民主主義」が両立するかの発言をした。

小池さんは〈たった一人の先生でもいいから間違えたことを教えてごめんなさいと謝罪する図式ができなかったわけだ〉と書いた。

＜責任が曖昧なまま＞

戦後、首相直属の教育刷新委員会は部会で教育勅語の扱いを議論した。根強い擁護論に加え、天皇に新たな勅語を発してもらおうべきだとの意見も出た。文部省も学校に「奉読を要しない」との通達を出すにとどめる考えだった。

部会は「廃止」を打ち出せず、新たな勅語を制定しないことを決議した。廃止すれば天皇の権威を傷つけるとの懸念が委員の間にあったとされる。

一方で、委員会の論議は「個人の尊厳」を重んじる教育基本法へとつながっていく。

新憲法を反映した教育基本法は47年3月に施行。それから国会の排除、失効決議まで1年3カ月も新憲法の国民主権などに反する教育勅語が併存した。日本人自ら勅語を厳しく総括できず教育の責任を曖昧にした。国会決議はGHQ（連合国軍総司令部）の口頭指示を受けたものだった。

50年代に入ると国家のために尽くすなどの道德規範を求める基本法見直し論議が起きる。その後何度も湧き上がり、第一次安倍晋三政権は2006年、愛国心などを盛り込む改定をした。

森友学園問題に絡み安倍政権は教育勅語について憲法や教育基本法に反しない形での教材使用は否定しないとの答弁書を決めた。

憲法に反しない形で使うなら、国家が子どもの心を縛りつけ、軍事に服従させた本質こそ教えなければならない。

<http://www.shinmai.co.jp/news/nagano/20170521/KT170520ET1090005000.php>